

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [61条 緊急時対策所]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉の緊急時対策所は、敷地高さEL50mの高台に新規設置している		
②	島根2号炉は単号炉申請		
③	島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている		
④	島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（可搬型設備）にて、緊急時対策所を正圧化する（島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要）		
⑤	島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備（発電所内）として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する		
⑥	島根2号炉の緊急時対策所用発電機（可搬型設備）は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを2台1セットとし、予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する。故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える		
⑦	島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する。（当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要）		
⑧	島根2号炉では、プルーム通過時には、必要な要員は緊急時対策所に収容し、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な容量を有する空気ポンペを設置する		
⑨	島根2号炉は外部被ばく評価においてコンクリート施工公差を差し引いて評価を実施している		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">61 条 緊急時対策所</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>61-1 SA 設備基準適合性 一覧表</p> <p>61-2 単線結線図</p> <p>61-3 配置図</p> <p>61-4 系統図</p> <p>61-5 試験及び検査</p> <p>61-6 容量設定根拠</p> <p>61-7 保管場所図</p> <p>61-8 アクセスルート図</p> <p>61-9 緊急時対策所について (被ばく評価除く)</p> <p>61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>61-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> <p>61-2 単線結線図</p> <p>61-3 配置図</p> <p>61-4 系統図</p> <p>61-5 試験検査</p> <p>61-6 容量設定根拠</p> <p>61-7 保管場所図</p> <p>61-8 アクセスルート図</p> <p>61-9 緊急時対策所について (被ばく評価除く)</p> <p>61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p style="text-align: center;">61 条 緊急時対策所</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>61-1 S A設備基準適合性 一覧表</p> <p>61-2 単線結線図</p> <p>61-3 配置図</p> <p>61-4 系統図</p> <p>61-5 試験及び検査</p> <p>61-6 容量設定根拠</p> <p>61-7 保管場所図</p> <p>61-8 アクセスルート図</p> <p>61-9 緊急時対策所について (被ばく評価除く)</p> <p>61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">61-1</p> <p style="text-align: center;">SA 設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">61-1</p> <p style="text-align: center;">SA 設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">61-1</p> <p style="text-align: center;">S A設備基準適合性 一覧表</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (常設)

61条：緊急時対策		6号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 避難	類型化 区分	7号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 濃化/放射線収束機	類型化 区分
第1項	環境条件における健全性	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉以外)	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉以外)	C
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-
	海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
関連資料	【配置図】61-3			【配置図】61-3	
第2項	操作性	(操作不要)	対象外	専任操作 (操作スイッチ操作)	Bf
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	避難	K	空調ユニット	C
	関連資料	【本文】3.18		【試験及び検査】61-5	
第4項	切り替え性	本来の用途として使用一切不要	Bb	本来の用途として使用一切不要	A
	関連資料	-		-	
第5項	高圧設計	圧力容器と同等系統構成	A d	他設備から独立	A c
	その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
関連資料	【配置図】61-3			【配置図】61-3	
第6項	設置場所	専任操作	Aa	専任操作	A
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
第1項	常設SAの容量	D/B施設の高圧及び機器の容量が十分 (D/B施設と併設時の併用性で設計)	対象外	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	【緊急時対策の居住性に係るおおく訂正について】61-10		【容量設計】61-6	
第2項	共用の禁止	共用する設備	A	共用する設備	A
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
第5項	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	(共同室内の考慮対象設備なし)	対象外	(共同室内の考慮対象設備なし)	対象外
	サボート系設備	(サボート系なし)	対象外	(サボート系なし)	対象外
関連資料	【配置図】61-3			【配置図】61-3	

東海第二発電所 (2018.9.18版)

東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策		緊急時対策所 遮蔽	類型化 区分	緊急時対策所非常用送風機	類型化 区分
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	D	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
	荷重	有効に機能を発揮する	-	有効に機能を発揮する	-
	海水	海水を通水しない	対象外	海水を通水しない	対象外
	他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	-	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	-
	電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない	対象外	電磁波により機能が損なわれない	対象外
関連資料	【配置図】61-3			【配置図】61-3	
第2項	操作性	操作不要	対象外	現場操作 (緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	遮蔽 (外観点検が可能)	K	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A
	関連資料	【本文】3.18		【本文】3.18, 【試験及び検査】61-5	
第4項	切り替え性	本来の用途として使用一切不要	B b	本来の用途として使用一切不要	B b
	関連資料	-		-	
第5項	高圧設計	他の設備から独立	A c	他の設備から独立	A c
	その他 (飛散物)	考慮対象なし	対象外	考慮対象なし	対象外
関連資料	【配置図】61-3			【配置図】61-3	
第6項	設置場所	操作不要	対象外	現場 (遠隔) 操作	A b
	関連資料	-		【配置図】61-3	
第1項	常設SAの容量	その他設備	対象外	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	-		【容量設計】61-6	
第2項	共用の禁止	共用する設備	-	共用する設備	-
	関連資料	-		-	
第3項	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
	サボート系設備	サボート系なし	対象外	サボート系なし	対象外
関連資料	-			【配置図】61-3	

島根原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所遮蔽	類型化 区分
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	D
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-
	海水	海水を通水しない	対象外
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失う恐れがない)	-
関連資料	61-3 配置図		
第2項	操作性	操作不要	対象外
	関連資料	61-3 配置図	
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	遮蔽	K
	関連資料	3.18 本文	
第4項	切り替え性	本来の用途として使用一切操作が不要	B b
	関連資料	-	
第5項	悪影響防止	系統設計	A d
	その他 (飛散物)	対象外	対象外
関連資料	61-3 配置図		
第6項	設置場所	対象外 (操作不要)	対象外
	関連資料	61-3 配置図	
第1項	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B
	関連資料	61-3 配置図	
第2項	共用の禁止	共用しない設備	対象外
	関連資料	61-3 配置図	
第3項	共通要因故障防止	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的のSA設備なし)	対象外
	サボート系要因	対象外 (サボート系なし)	-
関連資料	61-3 配置図		

備考

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
 島根2号炉は単号炉申請 (以下, ②の相違)
【柏崎6/7】
 島根2号炉は, 新設の緊急時対策所であり, 緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により, 気密性及び居住性を確保可能な設計としている (以下, ③の相違)
【東海第二】
 島根2号炉の送風機は可搬設備

東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所非常用 フィルタ設置	類型化 区分	緊急時対策所用差圧計	類型化 区分	
第1項	第1号	環境温度・湿度・ 圧力/量外の天候/ 放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
		汚濁	有効に機能を発揮する	—	有効に機能を発揮する	—
		海水	海水を通水しない	対象外	海水を通水しない	対象外
		他設備からの影響	周辺機器等からの影響により機能 を失うおそれがない	—	周辺機器等からの影響により機能 を失うおそれがない	—
		電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない	対象外	電磁波により機能が損なわれない	対象外
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3		
	第2号	操作性	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作) *緊急時対策所非常用送風機と連動	B d	操作不要	対象外
		関連資料	【配置図】61-3		—	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部 入力)	空回ユニット (機能・性能の確認が可能) (差圧確認が可能)	E	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能) (校正が可能)	J
		関連資料	【本文】3.18, 【試験及び検査】61-5		【本文】3.18	
第4号	代替性	本来の用途として使用一切不要	B b	本来の用途として使用一切不要	B b	
	関連資料	—		—		
第5号	系設計	他の設備から独立	A c	他の設備から独立	A c	
	その他(取替物)	考慮対象なし	対象外	考慮対象なし	対象外	
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3		
第6号	設置場所	現場(運搬)操作	A b	操作が不要な設備	対象外	
	関連資料	【配置図】61-3		—		
第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的 として設置するもの	A	重大事故等への対応を本来の目的 として設置するもの	A
		関連資料	【容量規格】61-6		—	
	第2号	共用の禁止	共用する設備	—	共用する設備	—
第3号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、 外部人為事象、 洪水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
		サボート系故障	サボート系なし	対象外	サボート系なし	対象外
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3		

・設備の相違
【東海第二】
島根2号炉のフィル
タユニットは可搬設備

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		負荷発生器	類型化区分	交差分電機	類型化区分	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内(5号炉及び7号炉)	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内(5号炉及び7号炉)	C	
		荷重	(荷重に機能を提供する)	(荷重に機能を提供する)	-	
		海水	(海水を遮断しない)	(海水を遮断しない)	対象外	
		電磁的障害からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能が損なわれない)	(周辺機器等からの悪影響により機能が損なわれない)	対象外	
	操作性	関連資料	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3	Bd
		操作性	操作スイッチ操作	Bd	操作スイッチ操作	Bd
		関連資料	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3	
		試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他の電源設備	I	その他の電源設備	I
		関連資料	[試験及び検査] 61-6	[試験及び検査] 61-6	[試験及び検査] 61-6	
第4項	切り替え性	当該系統の他に必要	Bb	当該系統の他に必要	Bb	
		関連資料	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3		
	遮断	遮断時は遮断又は分離	A b	遮断時は遮断又は分離	A b	
		関連資料	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3	[単線結線図] 61-2 [配置図] 61-3		
	設置場所	現場(設置場所)で操作可能	Aa	現場(設置場所)で操作可能	Aa	
		関連資料	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3		
	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A
		関連資料	[容量設定根拠] 61-6	[容量設定根拠] 61-6		
	第2号	共用の禁止	共用する設備	A	共用する設備	A
		関連資料	-	-		
第3号	共通要因	防止設備-対象(代替対象D B設備有り)-屋内	A a	防止設備-対象(代替対象D B設備有り)-屋内	A a	
	関連資料	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外	
第4項		関連資料	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3		

島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所 低圧母線盤	類型化区分	
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	その他の建物内設備	
		荷重	(有効に機能を提供する)	
		海水	海水を通水しない	
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	
	操作性	操作性	操作スイッチ操作	B d
		関連資料	61-3 配置図	
		試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	I
		関連資料	61-5 試験及び検査	
		切り替え性	本来の用途として使用一切操作が必要	B a
第2項	遮断	系統設計	弁等の操作で系統構成	
		関連資料	61-2 単線結線図	
	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	
		関連資料	61-3 配置図	
	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの	A
		関連資料	61-6 容量設定根拠	
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外
		関連資料	-	
	第3号	共通要因	防止設備-対象(代替対象D B設備あり)-屋内	A a
		関連資料	61-3 配置図	

・設備の相違
【柏崎 6/7】
系統構成の相違, 島根
2号炉は緩和設備

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																															
		<p>島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">61条：緊急時対策所</th> <th>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">第1号</td> <td>環境条件における健全性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線</td> <td>屋外設備</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響</td> <td>(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第43条</td> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作スイッチ操作</td> <td>B d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-5 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td>本来の用途として使用一切替操作が必要</td> <td>B a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-2 単線結線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="3">悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-2 単線結線図, 61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所)</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2項</td> <td rowspan="2">第1号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-6 容量設定根拠</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>共用の禁止</td> <td>共用しない設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td rowspan="2">共通要因 故障防止</td> <td>環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋外</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> </tbody> </table>	61条：緊急時対策所		緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	類型化区分	第1項	第1号	環境条件における健全性		環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—		関連資料	61-3 配置図		第43条	第2号	操作性	操作スイッチ操作	B d	関連資料	61-3 配置図		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	I	関連資料	61-5 試験及び検査		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a	関連資料	61-2 単線結線図		第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	61-2 単線結線図, 61-3 配置図		第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a	関連資料	61-3 配置図		第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの	A	関連資料	61-6 容量設定根拠		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	関連資料	—		第3号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋外	A b	サボート系要因	対象外(サボート系なし)	—			関連資料	61-3 配置図		<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>
61条：緊急時対策所		緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	類型化区分																																																																																															
第1項	第1号	環境条件における健全性																																																																																																
		環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D																																																																																														
		荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																														
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																														
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																														
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																														
	関連資料	61-3 配置図																																																																																																
第43条	第2号	操作性	操作スイッチ操作	B d																																																																																														
		関連資料	61-3 配置図																																																																																															
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	I																																																																																														
		関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																															
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a																																																																																															
	関連資料	61-2 単線結線図																																																																																																
第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b																																																																																														
		その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																														
		関連資料	61-2 単線結線図, 61-3 配置図																																																																																															
第6号	設置場所	現場操作(設置場所)	A a																																																																																															
	関連資料	61-3 配置図																																																																																																
第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として使用するもの	A																																																																																														
		関連資料	61-6 容量設定根拠																																																																																															
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外																																																																																														
		関連資料	—																																																																																															
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象DB設備あり)-屋外	A b																																																																																													
サボート系要因			対象外(サボート系なし)	—																																																																																														
		関連資料	61-3 配置図																																																																																															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)			東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)			島根原子力発電所 2号炉			備考			
<p align="center">柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p>												
61条：緊急時対策所			5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 高気密室			類型化 区分						
第 4 3 条	第 1 号	環境 条件 にお ける 健全 性	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)		C			・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違			
		荷重		(有効に機能を発揮する)		-						
		海水		(海水を漏水しない)		対象外						
		他設備からの影響		(周辺機器等からの悪影響により機能を失う おそれがない)		-						
		電磁波による影響		(電磁波により機能が損なわれない)		対象外						
		関連資料		[配置図]61-3								
	第 2 号	操作性		(操作不要)		対象外						
		関連資料		[配置図]61-3								
	第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		その他 (気密室)		M						
		関連資料		[本文] 3.18								
	第 4 号	切り替え性		本来の用途として使用一切替不要		B b						
		関連資料		-								
	第 5 号	悪 影 響 防 止	系統設計		DB施設と同じ系統構成		A d					
			その他(飛散物)		(考慮対象なし)		対象外					
		関連資料		[配置図] 61-3								
	第 6 号	設置場所		現場操作		A a						
		関連資料		[配置図] 61-3								
	第 2 項	第 1 号	常設SAの容量		DB施設の系統及び機器の容量が十分 (DB施設と同仕様の居住性で設計)		対象外					
			関連資料		[添付] 61-9							
		第 2 号	共用の禁止		共用する設備		A					
関連資料				[配置図] 61-3								
第 5 号		共 通 要 因 故 障 防 止	環境条件、自然現象、外部人為事 象、溢水、火災		(共通要因の考慮対象設備なし)		対象外					
	サポート系故障			(サポート系なし)		対象外						
		関連資料		[配置図] 61-3								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																										
		<p>島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">61条：緊急時対策所</th> <th>差圧計</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">第1号</td> <td>環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線</td> <td>その他の建物内設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響</td> <td>(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td>本来の用途として使用一切替操作が不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="2">悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td>他設備から独立</td> <td>A c</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>対象外(操作不要)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第2項</td> <td rowspan="2">第1号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>共用の禁止</td> <td>共用しない設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号</td> <td rowspan="2">共通要因 故障防止</td> <td>環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災</td> <td>緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的のSA設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	61条：緊急時対策所		差圧計	類型化区分	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	その他の建物内設備	C	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	関連資料	61-3 配置図		第1項	第2号	操作性	操作不要	-	関連資料	—		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	関連資料	61-5 試験及び検査		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	関連資料	—		第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	—		第6号	設置場所	対象外(操作不要)	対象外	関連資料	—		第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外	関連資料	—		第3号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的のSA設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外	関連資料	—		<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p>
61条：緊急時対策所		差圧計	類型化区分																																																																																										
第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	その他の建物内設備	C																																																																																									
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-																																																																																									
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																									
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																									
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																									
		関連資料	61-3 配置図																																																																																										
第1項	第2号	操作性	操作不要	-																																																																																									
		関連資料	—																																																																																										
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J																																																																																									
		関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																										
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b																																																																																									
		関連資料	—																																																																																										
第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c																																																																																									
		その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																									
	関連資料	—																																																																																											
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	対象外																																																																																										
	関連資料	—																																																																																											
第2項	第1号	常設SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A																																																																																									
		関連資料	—																																																																																										
	第2号	共用の禁止	共用しない設備	対象外																																																																																									
		関連資料	—																																																																																										
	第3号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的のSA設備なし)	対象外																																																																																								
			サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																								
関連資料		—																																																																																											

東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所用発電機	類型化区分	緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク	類型化区分	
第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	屋外	D	
		荷重	有効に機能を発揮する	有効に機能を発揮する	-	
		海水	海水を通水しない	海水を通水しない	対象外	
		他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	-	
		電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない	電磁波により機能が損なわれない	対象外	
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3		
	第2号	操作性	現場操作 (緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	操作不要	対象外
		関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	原動機(ディーゼル)、発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	GH	容器(タンク類) (機能・性能及び備えの有無の確認が可能) (油量を確認できる設計) (内部の確認が可能)	C
		関連資料	【本文】3.18, 【試験及び検査】61-5		【本文】3.18, 【試験及び検査】61-5	
第4号	代替性	本来の用途として使用一切替不要	B b	本来の用途として使用一切替不要	B b	
	関連資料	【単純継続図】61-2		-		
第5号	影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c
		その他(飛散物)	考慮対象なし	対象外	考慮対象なし	対象外
	関連資料	【単純継続図】61-2		-		
第6号	設置場所	現場 (遠隔) 操作	A b	操作不要	対象外	
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3		
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
		関連資料	【容量根拠】61-6		【容量設定根拠】61-6	
	共用の禁止	共用する設備	-	共用する設備	-	
第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
		サポート系故障	サポート系なし	対象外	サポート系なし	対象外
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3		

島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所用燃料地下タンク	類型化区分	
第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外設備 (有効に機能を発揮する)	D
		荷重	海水を通水しない	対象外
		海水	海水を通水しない	対象外
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	関連資料	61-3 配置図		
	第2号	操作性	工具	B b
		関連資料	61-3 配置図	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容器 (タンク類)	C
		関連資料	61-5 試験及び検査	
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	
	関連資料	-		
第5号	影響防止	系統設計	他設備から独立	A c
		その他(飛散物)	対象外	対象外
	関連資料	61-3 配置図		
第6号	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a	
	関連資料	61-3 配置図		
第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として使用するもの	A
		関連資料	61-6 容量設定根拠	
	共用の禁止	共用しない設備	対象外	
第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象 (代替対象D B設備あり) -屋外	A b
		サポート系要因	(サポート系なし)	-
	関連資料	-		

・設備の相違
【柏崎 6/7】
 島根 2号炉の燃料補給設備は、緊急時対策所専用のため記載
【東海第二】
 島根 2号炉の発電機は可搬設備

東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所用発電機 給油ポンプ	類型化 区分		
第 4 3 条	第 1 項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
			荷重	有効に機能を發揮する	—
			海水	海水を通水しない	対象外
			他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	—
			電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3	
	第 2 号	操作性	現場操作 (緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	
		関連資料	[配置図] 61-3		
	第 3 号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能) (分解が可能)	A	
		関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5		
	第 4 号	代替性	本来の用途として使用一切替不要	B b	
		関連資料	—		
	第 5 号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c
その他 (飛散物)			考慮対象なし	対象外	
関連資料		—			
第 6 号	設置場所	現場 (遮隔) 操作	A b		
	関連資料	[配置図] 61-3			
第 2 項	第 1 号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	
		関連資料	[容量設定根拠] 61-6		
	第 2 号	共用の禁止	共用する設備	—	
		関連資料	—		
	第 3 号	共通要因故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
			サポート系故障	サポート系なし	対象外
関連資料		[配置図] 61-3			

・設備の相違
【東海第二】
島根 2号炉の燃料補給設備はタンクローリであり可搬設備

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)				島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)		・設備の相違 【東海第二】 東海第二の送風機は 常設
61条：緊急時対策所		緊急時対策所		緊急時対策所		
5号炉原子炉建屋内部時対策所 (対策本部) 可搬型送風機		5号炉原子炉建屋内部時対策所 (対策本部) 可搬型送風機		緊急時対策所空気浄化送風機		類型化 区分
環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線		環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線		環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線		D
荷重		荷重		荷重		-
海水		海水		海水		対象外
電磁的障害		電磁的障害		電磁的障害		-
周辺機器等からの悪影響		周辺機器等からの悪影響		周辺機器等からの悪影響		-
関連資料		関連資料		関連資料		61-3 配置図
操作性		操作性		操作性		B b B d B g
関連資料		関連資料		関連資料		-
試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		A
関連資料		関連資料		関連資料		61-5 試験及び検査
切り替え性		切り替え性		切り替え性		B a
関連資料		関連資料		関連資料		61-4 系統図
悪影響防止		悪影響防止		悪影響防止		A b B b
関連資料		関連資料		関連資料		61-4 系統図, 61-5 試験及び検査, 61-6 容量設定根拠
設置場所		設置場所		設置場所		A b
関連資料		関連資料		関連資料		61-3 配置図
可搬性の容量		可搬性の容量		可搬性の容量		C
関連資料		関連資料		関連資料		61-6 容量設定根拠
可搬性の接続性		可搬性の接続性		可搬性の接続性		A, C
関連資料		関連資料		関連資料		61-3 配置図
異なる複数の接続箇所との確保		異なる複数の接続箇所との確保		異なる複数の接続箇所との確保		対象外
設置場所		設置場所		設置場所		-
関連資料		関連資料		関連資料		61-3 配置図
保守場所		保守場所		保守場所		B b
関連資料		関連資料		関連資料		61-7 保守場所図
アクセスルート		アクセスルート		アクセスルート		B
関連資料		関連資料		関連資料		61-8 アクセスルート図
共通要因		共通要因		共通要因		対象外
悪影響防止		悪影響防止		悪影響防止		対象外
関連資料		関連資料		関連資料		-

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																										
		<p style="text-align: center;">島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">61条：緊急時対策所</th> <th style="text-align: center;">緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</th> <th style="text-align: center;">類型化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号 環境条件における健全性</td> <td>環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線</td> <td style="text-align: center;">屋外設備</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td style="text-align: center;">(有効に機能を発揮する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td style="text-align: center;">海水を通水しない</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td style="text-align: center;">(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響</td> <td style="text-align: center;">(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td style="text-align: center;">工具, 接続作業</td> <td style="text-align: center;">B b B g</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td style="text-align: center;">空調ユニット</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td style="text-align: center;">本来の用途として使用一切替操作が必要</td> <td style="text-align: center;">B a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号 悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td style="text-align: center;">通常時は隔離又は分離</td> <td style="text-align: center;">A b</td> </tr> <tr> <td>その他 (飛散物)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-4 系統図, 61-5 試験及び検査, 61-6 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td style="text-align: center;">対象外 (操作不要)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>可搬型 SA の容量</td> <td style="text-align: center;">その他設備</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-5 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>可搬型 SA の接続性</td> <td style="text-align: center;">より簡便な接続</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>設置場所</td> <td style="text-align: center;">(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>保管場所</td> <td style="text-align: center;">屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td style="text-align: center;">B b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-7 保管場所図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>アクセスルート</td> <td style="text-align: center;">屋外アクセスルートの確保</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-8 アクセスルート図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共通要因 故障防止</td> <td>環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災</td> <td style="text-align: center;">緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的の SA 設備, 代替対象 D B 設備なし)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td style="text-align: center;">対象外 (サポート系なし)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	61条：緊急時対策所		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	類型化 区分	第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	関連資料	61-3 配置図		第2項	第2号	操作性	工具, 接続作業	B b B g	関連資料	-		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	空調ユニット	E	関連資料	61-5 試験及び検査		第4項	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a	関連資料	61-4 系統図		第5項	第5号 悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b	その他 (飛散物)	対象外	対象外	関連資料	61-4 系統図, 61-5 試験及び検査, 61-6 容量設定根拠		第6項	第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	対象外	関連資料	61-3 配置図		第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C	関連資料	61-5 容量設定根拠		第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C	関連資料	61-3 配置図		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	関連資料	-		第4号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-	関連資料	61-3 配置図		第5号	保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	B b	関連資料	61-7 保管場所図		第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	関連資料	61-8 アクセスルート図		第7号	共通要因 故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的の SA 設備, 代替対象 D B 設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外			関連資料	-		<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>柏崎 6/7 は送風機とフィルタが一体の設備であり, 可搬型陽圧化空調機にフィルタも含まれている</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二のフィルタ装置は常設</p>
61条：緊急時対策所		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	類型化 区分																																																																																																																										
第1項	第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D																																																																																																																									
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-																																																																																																																									
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																																																									
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																									
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																									
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																										
第2項	第2号	操作性	工具, 接続作業	B b B g																																																																																																																									
		関連資料	-																																																																																																																										
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	空調ユニット	E																																																																																																																									
		関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																																																										
第4項	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a																																																																																																																									
		関連資料	61-4 系統図																																																																																																																										
第5項	第5号 悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b																																																																																																																									
		その他 (飛散物)	対象外	対象外																																																																																																																									
		関連資料	61-4 系統図, 61-5 試験及び検査, 61-6 容量設定根拠																																																																																																																										
第6項	第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	対象外																																																																																																																									
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																										
第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C																																																																																																																									
		関連資料	61-5 容量設定根拠																																																																																																																										
	第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C																																																																																																																									
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																										
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外																																																																																																																									
		関連資料	-																																																																																																																										
	第4号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-																																																																																																																									
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																										
	第5号	保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	B b																																																																																																																									
		関連資料	61-7 保管場所図																																																																																																																										
	第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																																									
		関連資料	61-8 アクセスルート図																																																																																																																										
第7号	共通要因 故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的の SA 設備, 代替対象 D B 設備なし)	対象外																																																																																																																									
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外																																																																																																																									
		関連資料	-																																																																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																											
		<p style="text-align: center;">島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">61 条 : 緊急時対策所</th> <th style="text-align: center;">緊急時対策所用発電機</th> <th style="text-align: center;">類型化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線</td> <td style="text-align: center;">屋外設備</td> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td style="text-align: center;">(有効に機能を発揮する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td style="text-align: center;">海水を通水しない</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td style="text-align: center;">(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響 関連資料</td> <td style="text-align: center;">(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない) 61-3 配置図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td style="text-align: center;">操作スイッチ操作</td> <td style="text-align: center;">B d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td style="text-align: center;">内燃機関, 発電機</td> <td style="text-align: center;">G H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td style="text-align: center;">本来の用途として使用一切替操作が必要</td> <td style="text-align: center;">B a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-2 単線結線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td style="text-align: center;">通常時は隔離又は分離</td> <td style="text-align: center;">A b</td> </tr> <tr> <td>その他 (飛散物)</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-2 単線結線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td style="text-align: center;">現場操作 (遠隔)</td> <td style="text-align: center;">A b</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>可搬型 SA の容量</td> <td style="text-align: center;">その他設備</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-6 容量設定概観</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>可搬型 SA の接続性</td> <td style="text-align: center;">より簡便な接続</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> <td style="text-align: center;">対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td style="text-align: center;">(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td style="text-align: center;">屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td style="text-align: center;">B b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図, 61-7 保管場所図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td style="text-align: center;">屋外アクセスルートの確保</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td>共通要因故障防止</td> <td style="text-align: center;">防止設備-対象 (代替対象DB設備あり) -屋外</td> <td style="text-align: center;">A b</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td style="text-align: center;">対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源</td> <td style="text-align: center;">C a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td style="text-align: center;">61-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	61 条 : 緊急時対策所		緊急時対策所用発電機	類型化 区分	第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	屋外設備	D	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	周辺機器等からの悪影響 関連資料	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない) 61-3 配置図	-	第2号	操作性	操作スイッチ操作	B d	関連資料	61-3 配置図		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	内燃機関, 発電機	G H	関連資料	61-5 試験及び検査		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a	関連資料	61-2 単線結線図		第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b	その他 (飛散物)	対象外	対象外	関連資料	61-2 単線結線図		第6号	設置場所	現場操作 (遠隔)	A b	第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C	関連資料	61-6 容量設定概観		第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C	関連資料	61-3 配置図		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	第4号	関連資料	-		設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-	第5号	関連資料	61-3 配置図		保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	B b	第6号	関連資料	61-3 配置図, 61-7 保管場所図		アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	第7号	共通要因故障防止	防止設備-対象 (代替対象DB設備あり) -屋外	A b	サポート系要因	対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源	C a	関連資料	61-3 配置図		<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の発電機は、緊急時対策所北側に配備し、プラグ盤との接続は、コネクタ接続として、簡便な接続が可能な設計としている</p> <p>【東海第二】 島根 2号炉は可搬設備のため第3項を記載</p>
61 条 : 緊急時対策所		緊急時対策所用発電機	類型化 区分																																																																																																											
第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	屋外設備	D																																																																																																										
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-																																																																																																										
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																																										
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																										
		周辺機器等からの悪影響 関連資料	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない) 61-3 配置図	-																																																																																																										
	第2号	操作性	操作スイッチ操作	B d																																																																																																										
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																											
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	内燃機関, 発電機	G H																																																																																																										
		関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																																											
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a																																																																																																										
関連資料		61-2 単線結線図																																																																																																												
第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b																																																																																																										
		その他 (飛散物)	対象外	対象外																																																																																																										
	関連資料	61-2 単線結線図																																																																																																												
第6号	設置場所	現場操作 (遠隔)	A b																																																																																																											
第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C																																																																																																										
		関連資料	61-6 容量設定概観																																																																																																											
	第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C																																																																																																										
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																											
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外																																																																																																										
	第4号	関連資料	-																																																																																																											
		設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-																																																																																																										
	第5号	関連資料	61-3 配置図																																																																																																											
		保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	B b																																																																																																										
	第6号	関連資料	61-3 配置図, 61-7 保管場所図																																																																																																											
アクセスルート		屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																											
第7号	共通要因故障防止	防止設備-対象 (代替対象DB設備あり) -屋外	A b																																																																																																											
	サポート系要因	対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源	C a																																																																																																											
関連資料	61-3 配置図																																																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (可搬)

61条：緊急時対策所		5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (対象本部) 備用圧縮機 (空気ポンプ)	類型化 区分	7号炉 (対象本部)	類型化 区分
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内部及び その他の建屋内 (5号炉原 (炉建屋))	C
		荷重	-	(有効に機能を発揮する)	-
第2項	操作性	海水	対象外	(海水を通水しない)	対象外
		他設備からの影響	-	(他設備等からの悪影響により機能を失う おそれがない)	-
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	電磁波による影響	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
		関連資料	[配置図] 61-3	[配置図] 61-3	
第4項	切り替え性	関連資料	-	本業の用途として使用一切不要	A
		関連資料	-	本業の用途として使用一切不要	A
第5項	悪影響防止	系統設計	A c	他設備から独立	A c
		その他 (飛散物)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
第6項	設置場所	関連資料	-	現場操作	A
		関連資料	-	現場操作	A
第7項	可搬SAの容量	関連資料	-	重大事故等への対応を本業の目的として設置するもの	A
		関連資料	-	重大事故等への対応を本業の目的として設置するもの	A
第8項	可搬SAの接続性	関連資料	-	より簡単な接続	C
		関連資料	-	より簡単な接続	C
第9項	異なる複数の接続箇所の確保	関連資料	対象外	対象外	対象外
		関連資料	対象外	対象外	対象外
第10項	保管場所	関連資料	-	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
		関連資料	-	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
第11項	保守場所	関連資料	-	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
		関連資料	-	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
第12項	アクセスルート	関連資料	-	屋内アクセスルートの確保	A
		関連資料	-	屋内アクセスルートの確保	A
第13項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
		サポート系要因	対象外	(サポート系なし)	対象外
関連資料		-	-	-	-

東海第二発電所 (2018.9.18版)

東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所加圧設備	類型化 区分
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・ 圧力/屋外の天候/ 放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)
		荷重	有効に機能を発揮する
第2項	操作性	海水	海水を通水しない
		他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機 能を失うおそれがない
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部 入力)	電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない
		関連資料	[配置図] 61-3
第4項	切り替え性	操作性	現場操作 (緊急時対策所) (操作スイッチ操作)
		関連資料	[配置図] 61-3
第5項	悪影響防止	系統設計	容器 (タンク類) (機能・性能及び漏えいの有無の確 認が可能)
		その他 (飛散物)	対象外
第6項	設置場所	関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5
		関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5
第7項	可搬 SA の容量	可搬 SA の容量	他の設備 (必要な個数を確保す ることに加え、自主的にバックア ップを確保する)
		関連資料	[容量設定根拠] 61-6
第8項	可搬 SA の接続性	可搬 SA の接続性	常設設備と接続なし
		関連資料	-
第9項	異なる複数の接続箇所の 確保	異なる複数の接続箇所の 確保	対象外
		関連資料	-
第10項	保管場所	設置場所	放射線量の高くなるおそれの少な い場所を選定
		関連資料	[配置図] 61-3
第11項	保守場所	保守場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)
		関連資料	[配置図] 61-3
第12項	アクセスルート	アクセスルート	対象外
		関連資料	-
第13項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為 事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし
		サポート系故障	サポート系なし
関連資料		[配置図] 61-3	

島根原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	類型化 区分
第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	屋外設備
		荷重	(有効に機能を発揮する)
第2項	操作性	海水	海水を通水しない
		他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機 能を失うおそれがない
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)
		関連資料	61-3 配置図
第4項	切り替え性	操作性	工具、弁操作、接続作業
		関連資料	61-3 配置図
第5項	悪影響防止	系統設計	容器 (タンク類)
		その他 (飛散物)	対象外
第6項	設置場所	関連資料	61-5 試験及び検査
		関連資料	61-5 試験及び検査
第7項	可搬型 SA の容量	可搬型 SA の容量	本来の用途として使用一切替が必要
		関連資料	61-4 系統図
第8項	可搬型 SA の接続性	可搬型 SA の接続性	通常時は隔離又は分離
		関連資料	61-4 系統図
第9項	異なる複数の接続箇所の 確保	異なる複数の接続箇所の確保	対象外
		関連資料	61-3 配置図
第10項	保管場所	設置場所	現場操作 (設置場所)
		関連資料	61-3 配置図
第11項	アクセスルート	アクセスルート	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)
		関連資料	61-7 保管場所図
第12項	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外 部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的の SA 設備、代替対象 DB 設備なし)
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)
関連資料		-	-

備考

・設備の相違
【柏崎 6/7】
島根 2号炉の差圧計
は常設

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (可搬)

61条：緊急時対策所		酸濃度計 (先着本局)	型化区分	二酸化炭素濃度計 (対策本局)	型化区分
第1項	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉/伊勢)	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉/伊勢)	C
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-
	海水	(海水を通過しない)	対象外	(海水を通過しない)	対象外
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
	操作性	現場操作	B	現場操作	B
	関連資料	-		-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	計測制御設備	J
	関連資料	-		-	
第2項	切り替え性	本来の用途として使用一切不要	A	本来の用途として使用一切不要	A
	隔離設計	-		-	
	他設備からの独立	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c
	その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
	関連資料	-		-	
	設置場所	現場操作	A	現場操作	A
	関連資料	-		-	
	可搬SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	-		-	
	可搬SAの接続性	より簡単な接続	C	より簡単な接続	C
第3項	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象外
	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
	関連資料	-		-	
	保管場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	関連資料	【保守場内図】61-7		【保守場内図】61-7	
	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A
	関連資料	-		-	
	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
	サポート系要因	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外
	関連資料	-		-	

東海第二発電所 (2018.9.18版)

東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		酸濃度計	型化区分	二酸化炭素濃度計	型化区分
第1項	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
	荷重	有効に機能を発揮する	-	有効に機能を発揮する	-
	海水	海水を通過しない	対象外	海水を通過しない	対象外
	他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	-	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	-
	電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない	対象外	電磁波により機能が損なわれない	対象外
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
	操作性	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の検証が可能) (校正が可能)	J	計測制御設備 (機能・性能の検証が可能) (校正が可能)	J
	関連資料	【本文】3.18, 【試験及び検査】61-5		【本文】3.18, 【試験及び検査】61-5	
第2項	切り替え性	本来の用途として使用一切不要	B b	本来の用途として使用一切不要	B b
	隔離設計	-		-	
	他設備からの独立	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c
	その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
	関連資料	-		-	
	設置場所	現場 (設置場所) 操作可能	A a	現場 (設置場所) 操作可能	A a
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
	可搬SAの容量	その他設備 (必要な個数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C	その他設備 (必要な個数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C
	関連資料	-		-	
	可搬SAの接続性	常設設備と接続なし	対象外	常設設備と接続なし	対象外
第3項	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象外
	設置場所	放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定	-	放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定	-
	関連資料	【配置図】61-3		【配置図】61-3	
	保管場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	関連資料	【保管場所】61-7		【保管場所】61-7	
	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A
	関連資料	【アクセスルート図】61-8		【アクセスルート図】61-8	
	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外
	サポート系要因	サポート系なし	対象外	サポート系なし	対象外
	関連資料	-		-	

島根原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		酸濃度計	型化区分
第1項	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	その他の建屋内設備	C
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-
	海水	海水を通過しない	対象外
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-
	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	関連資料	61-3 配置図	
	操作性	設備の運搬・設置 操作スイッチ操作	B c B d
	関連資料	-	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J
	関連資料	61-5 試験及び検査	
第2項	切り替え性	本来の用途として使用一切不要	B b
	隔離設計	-	
	他設備からの独立	他設備から独立	A c
	その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外
	関連資料	-	
	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a
	関連資料	61-3 配置図	
	可搬型SAの容量	その他設備	C
	関連資料	-	
	可搬型SAの接続性	(常設設備と接続しない)	-
第3項	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外
	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-
	関連資料	61-3 配置図	
	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	関連資料	61-7 保管場所図	
	アクセスルート	中央制御室又は緊急時対策所で保管及び使用する	対象外
	関連資料	-	
	環境条件、自然現象、外部人為事象、洪水、火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備-対象 (同一目的のSA設備、代替対象DB設備なし)	対象外
	サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外
	関連資料	-	

備考

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
設備仕様の相違

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬型)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">61条: 緊急時対策所</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>類型化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線</td> <td>その他の建物内設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響</td> <td>(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>設備の運搬・設置 操作スイッチ操作</td> <td>B c B d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-5 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td>本来の用途として使用一切替操作が不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="2">悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td>他設備から独立</td> <td>A c</td> </tr> <tr> <td>その他 (飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>現場操作 (設置場所)</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td rowspan="2">第1号</td> <td>可搬型 SA の容量</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>可搬型 SA の接続性</td> <td>(常設設備と接続しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>保管場所</td> <td>屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-7 保管場所図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>アクセスルート</td> <td>中央制御室又は緊急時対策所で保管及び使用する</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号</td> <td rowspan="2">共通要因 故障防止</td> <td>環境条件, 自然現象, 外 部人為事象, 溢水, 火災</td> <td>緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的の SA 設備, 代替対象 DB 設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外 (サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	61条: 緊急時対策所		二酸化炭素濃度計	類型化区分	第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	その他の建物内設備	C	荷重	(有効に機能を発揮する)	-	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	関連資料	61-3 配置図		第2号	操作性	設備の運搬・設置 操作スイッチ操作	B c B d	関連資料	-		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	関連資料	61-5 試験及び検査		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	関連資料	-		第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	その他 (飛散物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6号	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a	関連資料	61-3 配置図		第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C	関連資料	-		第2号	可搬型 SA の接続性	(常設設備と接続しない)	-	関連資料	-		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	関連資料	-		第4号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-	関連資料	61-3 配置図		第5号	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	関連資料	61-7 保管場所図		第6号	アクセスルート	中央制御室又は緊急時対策所で保管及び使用する	対象外	関連資料	-		第7号	共通要因 故障防止	環境条件, 自然現象, 外 部人為事象, 溢水, 火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的の SA 設備, 代替対象 DB 設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外	関連資料	-		<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違 (島根 2号炉は酸素濃度計と 二酸化炭素濃度計を分 けて記載)</p>
61条: 緊急時対策所		二酸化炭素濃度計	類型化区分																																																																																																																					
第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	その他の建物内設備	C																																																																																																																				
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-																																																																																																																				
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																																																				
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																																				
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																				
	関連資料	61-3 配置図																																																																																																																						
	第2号	操作性	設備の運搬・設置 操作スイッチ操作	B c B d																																																																																																																				
		関連資料	-																																																																																																																					
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	J																																																																																																																				
		関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																																																					
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b																																																																																																																					
	関連資料	-																																																																																																																						
第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c																																																																																																																				
		その他 (飛散物)	対象外	対象外																																																																																																																				
	関連資料	-																																																																																																																						
第6号	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a																																																																																																																					
	関連資料	61-3 配置図																																																																																																																						
第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C																																																																																																																				
		関連資料	-																																																																																																																					
	第2号	可搬型 SA の接続性	(常設設備と接続しない)	-																																																																																																																				
		関連資料	-																																																																																																																					
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外																																																																																																																				
		関連資料	-																																																																																																																					
	第4号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	-																																																																																																																				
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																					
	第5号	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b																																																																																																																				
		関連資料	61-7 保管場所図																																																																																																																					
第6号	アクセスルート	中央制御室又は緊急時対策所で保管及び使用する	対象外																																																																																																																					
	関連資料	-																																																																																																																						
第7号	共通要因 故障防止	環境条件, 自然現象, 外 部人為事象, 溢水, 火災	緩和設備又は防止でも緩和でもない設備一対象 (同一目的の SA 設備, 代替対象 DB 設備なし)	対象外																																																																																																																				
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外																																																																																																																				
	関連資料	-																																																																																																																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)					東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)					島根原子力発電所 2号炉					備考	
柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)					東海第二発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)					島根原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)					・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備仕様の相違	
61条：緊急時対策所		可搬型エリアモニタ (対策本部)		類型化区分	61条：緊急時対策所		緊急時対策所エリアモニタ		類型化区分	61条：緊急時対策所		可搬型エリア放射線モニタ		類型化区分		
第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉/6号炉)	C	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉/6号炉)	C	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉/6号炉)	C	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉/6号炉)	C	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	—	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	荷重	有効に機能を発揮する	—	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	荷重	(有効に機能を発揮する)	—
		海水	(海水を通過しない)	対象外	海水	(海水を通過しない)	対象外	海水	海水を通過しない	対象外	海水	(海水を通過しない)	対象外	海水	海水を通過しない	対象外
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	他設備からの影響	周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない	—	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
		電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	電磁波による影響	電磁波により機能が損なわれない	対象外	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—
		関連資料	[配置図] 61-3		関連資料	[配置図] 61-3		関連資料	[配置図] 61-3		関連資料	61-3 配置図		関連資料	61-3 配置図	
		操作性	現場操作	B	操作性	現場操作	Bc	操作性	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d	操作性	設備の運搬・設置 操作スイッチ操作	B c B d	操作性	設備の運搬・設置 操作スイッチ操作	B c B d
		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能) (校正が可能)	J	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能) (校正が可能)	J	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	J
		切替性	(本来の用途として使用)	対象外	切替性	(本来の用途として使用)	対象外	切替性	本来の用途として使用一切替不要	B b	切替性	本来の用途として使用一切替不要	B b	切替性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b
		悪影響防止	他設備から独立	A c	悪影響防止	他設備から独立	A c	悪影響防止	他設備から独立	A c	悪影響防止	他設備から独立	A c	悪影響防止	他設備から独立	A c
設置場所	現場 (設置場所) 操作可能	A a	設置場所	現場 (設置場所) 操作可能	A a	設置場所	現場 (設置場所) 操作可能	A a	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a		
可搬SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	可搬SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	可搬SAの容量	その他設備 (必要な個数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C	可搬SAの容量	その他設備 (必要な個数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C	可搬型SAの容量	その他設備	C		
可搬SAの接続性	より厳重な接続	C	可搬SAの接続性	より厳重な接続	C	可搬SAの接続性	常設設備と接続なし	対象外	可搬SAの接続性	常設設備と接続なし	対象外	可搬型SAの接続性	(常設設備と接続しない)	—		
異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	異なる複数の接続箇所の確保	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	異なる複数の接続箇所の確保	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	異なる複数の接続箇所の確保	異なる複数の接続箇所の確保	対象外		
設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—	設置場所	放射線量の高くなるおそれのない場所を選定	—	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—		
保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b		
アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	アクセスルート	中央制御室又は緊急時対策所で保管及び使用する	対象外		
共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外		
	サポート系故障	サポート系なし		サポート系故障	サポート系なし		サポート系故障	サポート系なし		サポート系故障	サポート系なし		サポート系故障	サポート系なし	対象外	
	関連資料	—		関連資料	—		関連資料	—		関連資料	—		関連資料	—		

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p style="text-align: center;"><u>島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性</u> <u>一覧表 (可搬型)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">61条：緊急時対策所</th> <th>可搬ケーブル</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線</td> <td>屋外設備</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響</td> <td>(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>接続作業</td> <td>B g</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td>本来の用途として使用一切替操作が必要</td> <td>B a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-2 単線結線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>その他 (飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-2 単線結線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>現場操作 (設置場所)</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>可搬型 SA の容量</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-6 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>可搬型 SA の接続性</td> <td>より簡便な接続</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>保管場所</td> <td>屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-7 保管場所図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>61-8 アクセスルート図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共通要因 故障防止</td> <td>環境条件、自然現象、外 部人為事象、溢水、火災</td> <td>防止設備－対象 (代替対象DB設備あり)－屋外</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外 (サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	61条：緊急時対策所		可搬ケーブル	類型化区分	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	関連資料		61-3 配置図		第1項	第2号	操作性	接続作業	B g	関連資料	61-3 配置図		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	I	関連資料	61-5 試験及び検査		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a	関連資料	61-2 単線結線図		第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b	その他 (飛散物)	対象外	対象外	関連資料	61-2 単線結線図		第6号	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a	関連資料	61-3 配置図		第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C	関連資料	61-6 容量設定根拠		第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C	関連資料	61-3 配置図		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	関連資料	—		第4号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	—	関連資料	61-3 配置図		第5号	保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	B b	関連資料	61-7 保管場所図		第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	関連資料	61-8 アクセスルート図		第7号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外 部人為事象、溢水、火災	防止設備－対象 (代替対象DB設備あり)－屋外	A b	サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外	関連資料	—		<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違</p>
61条：緊急時対策所		可搬ケーブル	類型化区分																																																																																																																							
第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／ 屋外の天候／放射線	屋外設備	D																																																																																																																						
		荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																																																						
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																																																						
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																						
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																						
関連資料		61-3 配置図																																																																																																																								
第1項	第2号	操作性	接続作業	B g																																																																																																																						
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																							
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	I																																																																																																																					
			関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																																																						
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が必要	B a																																																																																																																							
	関連資料	61-2 単線結線図																																																																																																																								
第5号	悪影響防止	系統設計	通常時は隔離又は分離	A b																																																																																																																						
		その他 (飛散物)	対象外	対象外																																																																																																																						
		関連資料	61-2 単線結線図																																																																																																																							
第6号	設置場所	現場操作 (設置場所)	A a																																																																																																																							
	関連資料	61-3 配置図																																																																																																																								
第3項	第1号	可搬型 SA の容量	その他設備	C																																																																																																																						
		関連資料	61-6 容量設定根拠																																																																																																																							
	第2号	可搬型 SA の接続性	より簡便な接続	C																																																																																																																						
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																							
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外																																																																																																																						
		関連資料	—																																																																																																																							
	第4号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定)	—																																																																																																																						
関連資料		61-3 配置図																																																																																																																								
第5号	保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備なし)	B b																																																																																																																							
	関連資料	61-7 保管場所図																																																																																																																								
第6号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																																							
	関連資料	61-8 アクセスルート図																																																																																																																								
第7号	共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外 部人為事象、溢水、火災	防止設備－対象 (代替対象DB設備あり)－屋外	A b																																																																																																																						
		サポート系要因	対象外 (サポート系なし)	対象外																																																																																																																						
		関連資料	—																																																																																																																							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																							
		<p style="text-align: center;"><u>島根原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性</u> <u>一覧表 (可搬型)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">61条：緊急時対策所</th> <th>タンクローリ</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線</td> <td>屋外設備</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺機器等からの悪影響</td> <td>(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図, 61-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>設備の運搬・設置, 操作スイッチ操作, 弁操作, 接続作業</td> <td>B c B d B f B g</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図, 61-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>容器 (タンク類)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-5 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切り替え性</td> <td>本来の用途として使用一切替操作が不要</td> <td>B b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>悪影響防止</td> <td>系統設計</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>その他 (飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td rowspan="2">第1号</td> <td>可搬SAの容量</td> <td>現場操作 (設置場所)</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>可搬SAの接続性</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-6 容量設定根拠</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>可搬SAの接続性</td> <td>専用の接続</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>設置場所</td> <td>(放射線の高くなるおそれの少ない場所の選定)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>保管場所</td> <td>屋外 (共通要因の考慮対象設備あり)</td> <td>B a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-8 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共通要因故障防止</td> <td>環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対象D B設備あり) -屋外</td> <td>A b</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">61-3 配置図, 61-4 系統図</td> </tr> </tbody> </table>	61条：緊急時対策所		タンクローリ	類型化区分	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	屋外設備	D	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を通水しない	対象外	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	関連資料	61-3 配置図, 61-4 系統図		第2号	操作性	設備の運搬・設置, 操作スイッチ操作, 弁操作, 接続作業	B c B d B f B g	関連資料	61-3 配置図, 61-4 系統図		第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	容器 (タンク類)	C	関連資料	61-5 試験及び検査		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b	関連資料	61-4 系統図		第5号	悪影響防止	系統設計	A b	その他 (飛散物)	対象外	対象外	第6号	設置場所	通常時は隔離又は分離	—	関連資料	61-4 系統図		第3項	第1号	可搬SAの容量	現場操作 (設置場所)	A a	関連資料	61-3 配置図		第2号	可搬SAの接続性	その他設備	C	関連資料	61-6 容量設定根拠		第3号	可搬SAの接続性	専用の接続	D	関連資料	61-3 配置図		第4号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	関連資料	—		第5号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所の選定)	—	関連資料	61-3 配置図		第6号	保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備あり)	B a	関連資料	61-3 配置図		第7号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	関連資料	61-8 アクセスルート図		共通要因故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	防止設備-対象 (代替対象D B設備あり) -屋外	A b	サポート系要因	対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源	C a	関連資料	61-3 配置図, 61-4 系統図		<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の燃料補給設備は, 緊急時対策所専用のため記載</p> <p>【東海第二】 東海第二は常設設備のポンプであるため, 常設として前段に記載</p>
61条：緊急時対策所		タンクローリ	類型化区分																																																																																																																							
第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/ 屋外の天候/放射線	屋外設備	D																																																																																																																						
		荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																																																						
		海水	海水を通水しない	対象外																																																																																																																						
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																						
		周辺機器等からの悪影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																						
	関連資料	61-3 配置図, 61-4 系統図																																																																																																																								
	第2号	操作性	設備の運搬・設置, 操作スイッチ操作, 弁操作, 接続作業	B c B d B f B g																																																																																																																						
		関連資料	61-3 配置図, 61-4 系統図																																																																																																																							
	第3号	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	容器 (タンク類)	C																																																																																																																						
		関連資料	61-5 試験及び検査																																																																																																																							
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替操作が不要	B b																																																																																																																							
	関連資料	61-4 系統図																																																																																																																								
第5号	悪影響防止	系統設計	A b																																																																																																																							
	その他 (飛散物)	対象外	対象外																																																																																																																							
第6号	設置場所	通常時は隔離又は分離	—																																																																																																																							
	関連資料	61-4 系統図																																																																																																																								
第3項	第1号	可搬SAの容量	現場操作 (設置場所)	A a																																																																																																																						
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																							
	第2号	可搬SAの接続性	その他設備	C																																																																																																																						
		関連資料	61-6 容量設定根拠																																																																																																																							
	第3号	可搬SAの接続性	専用の接続	D																																																																																																																						
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																							
	第4号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外																																																																																																																						
		関連資料	—																																																																																																																							
	第5号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所の選定)	—																																																																																																																						
		関連資料	61-3 配置図																																																																																																																							
第6号	保管場所	屋外 (共通要因の考慮対象設備あり)	B a																																																																																																																							
	関連資料	61-3 配置図																																																																																																																								
第7号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																																							
	関連資料	61-8 アクセスルート図																																																																																																																								
共通要因故障防止	環境条件, 自然現象, 外部人為事象, 溢水, 火災	防止設備-対象 (代替対象D B設備あり) -屋外	A b																																																																																																																							
	サポート系要因	対象 (サポート系あり) -異なる駆動源又は冷却源	C a																																																																																																																							
	関連資料	61-3 配置図, 61-4 系統図																																																																																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (可搬)

61条:緊急時対策所		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型外気取入送風機	類型化 区分
第1号	環境条件におおける健全性	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉原子炉建屋)	C
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-
	海水	(海水を漏水しない)	対象外
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
関連資料		【配置図】61-3	
第2号	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作) (弁操作)	B4 B1
	関連資料	【本文】61-3	
第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット	C
	関連資料	【試験及び検査】61-5	
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切り替え不要	A
	関連資料	-	
第5号	系統設計	他設備から独立	A c
	その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外
	関連資料	【配置図】61-3	
第6号	設置場所	現場操作	A
	関連資料	【配置図】61-3	
第1号	可搬SAの容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	【容量設定根拠】61-6	
第2号	可搬SAの接続性	より簡単な接続	C
	関連資料	【配置図】61-3	
第5号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外
	関連資料	-	
第1号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を指定)	-
	関連資料	【配置図】61-3	
第5号	保管場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b
	関連資料	【保管場所図】61-7	
第6号	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A
	関連資料	【配置図】61-3	
第7号	共通要因	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外
	故障防止	(サボート系なし)	対象外
	関連資料	【配置図】61-3	

・設備の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉では、ブルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(可搬型設備)にて、緊急時対策所を正圧化する(島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要)(以下、④の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性
一覧表 (常設)

項目		6号炉原子力発電所内緊急時対策所 (付機庫内) 適否	類型化区分	6号炉原子力発電所内緊急時対策所 (付機庫内) 4号内適否	類型化区分
第1項	環境温度・湿度・圧力/ 放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉原子力発電所)	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (5号炉原子力発電所)	C
	防塵	(有効に機能を発揮する)	—	(有効に機能を発揮する)	—
	漏水	(漏水を遮水しない)	対象外	(漏水を遮水しない)	対象外
	騒音	(周辺機器等からの騒音等により機能を失うおそれがない)	—	(周辺機器等からの騒音等により機能を失うおそれがない)	—
	電磁波	(電磁波により機能が阻害されない)	対象外	(電磁波により機能が阻害されない)	対象外
	関連資料	【配設図】61-3		【配設図】61-3	
	操作性	(操作不要)	対象外	(操作不要)	対象外
	関連資料	【配設図】61-3		【配設図】61-3	
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	適否	K	適否	K
	関連資料	【本文】3. 18		【本文】3. 18	
第4項	切り替え性	本来の用途として使用— 必要不要	B b	本来の用途として使用— 必要不要	B b
	関連資料	—		—	
第5項	系統設計	D 系統設計と同じ系統構成	A d	D 系統設計と同じ系統構成	A d
	その他 (積載物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
関連資料	【配設図】61-3		【配設図】61-3		
第6項	設置場所	現場操作	A c	現場操作	A c
	関連資料	【配設図】61-3		【配設図】61-3	
第7項	設置の容量	D 日施設の系統及び機器の容量が十分 (D 日施設と同等の原付性で設計)	対象外	D 日施設の系統及び機器の容量が十分 (D 日施設と同等の原付性で設計)	対象外
	関連資料	【緊急時対策所の原付性に係る数値について】 61-10		【緊急時対策所の原付性に係る数値について】 61-10	
第8項	流用の禁止	利用する設備	A	利用する設備	A
	関連資料	【配設図】61-3		【配設図】61-3	
第9項	設置条件、自然現象、外部入力事象、漏水、火災	(共通要件の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要件の考慮対象設備なし)	対象外
	サボート系設備	(サボート系なし)	対象外	(サボート系なし)	対象外
関連資料	【配設図】61-3		【配設図】61-3		

・設備の相違
【柏崎 6/7】
島根 2号炉の緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に新規設置している (以下、①の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p align="center">柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)</p>						
61条：緊急時対策		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (内機室等) 可搬型止電装置		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (内機室等) 可搬型止電装置 (空気ポンプ)		
第1号	設備温度・湿度・圧力/ 放射線/放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉) (可搬型)	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (5号炉) (可搬型)	C	
	有償	(有償に機能を確保する)	—	(有償に機能を確保する)	—	
第2号	海水	(海水を補充しない)	対象外	(海水を補充しない)	対象外	
	物置庫からの影響	(物置庫等からの放射線により機能を失う おそれがない)	—	(物置庫等からの放射線により機能を失う おそれがない)	—	
第3号	放射線による影響	(放射線により機能が劣化しない)	対象外	(放射線により機能が劣化しない)	対象外	
	関連資料	[配設図] 61-3		[配設図] 61-3		
第4号	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作) (可搬型)	B	現場操作	B	
	関連資料	[本文] 3.18		[配設図] 61-3		
第5号	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	空調ユニット	C	容器(タンク類)	C	
	関連資料	[試験及び検査] 61-5		—		
第6号	切り替え性	本来の用途として使用し切り替え不要	A	本来の用途として使用し切り替え不要	A	
	関連資料	—		—		
第7号	構造設計	地震編から独立	A c	地震編から独立	A c	
	その他の組(敷設物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外	
第8号	関連資料	[配設図] 61-5		—		
	設置場所	現場操作	A	現場操作	A	
第9号	関連資料	[配設図] 61-3		—		
	可搬性の確保	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	
第10号	関連資料	[設置設計仕様] 61-6		—		
	可搬性の継続性	より簡単な接続	C	より簡単な接続	C	
第11号	関連資料	[配設図] 61-3		—		
	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象外	
第12号	設置場所	(放射線量の低くなるおそれのない場所を優先)	—	(放射線量の低くなるおそれのない場所を優先)	—	
	関連資料	[配設図] 61-3		—		
第13号	設置場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	
	関連資料	[設置場所図] 61-7		[設置場所図] 61-7		
第14号	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A	
	関連資料	[配設図] 61-3		—		
第15号	共通要因 地震、洪水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	
	シャットダウン	(シャットダウンなし)	対象外	(シャットダウンなし)	対象外	
第16号	関連資料	[配設図] 61-3		—		

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
<p align="center">柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)</p>							
	6号:緊急時対策	東庄社 (炉機組別)	整型化 区分	可搬型エリアモニタ (炉機組別)	整型化 区分		
第1号	環境温度・湿度・圧力/ 放射線計測装置	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (保守用) (新建築)	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内及び その他の建屋内 (保守用) (新建築)	C		
	作業	(有効に機能を確認する)	—	(有効に機能を確認する)	—		
	漏水	(漏水を感知しない)	対象外	(漏水を感知しない)	対象外		
	動機からの影響	(周辺機器等からの影響により機能が入 りおそれない)	—	(周辺機器等からの影響により機能が入 りおそれない)	—		
	電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	—		
	関連資料	【保守用所図】 61-7		【保守用所図】 61-7			
	第2号	操作盤	現場操作	B	遠隔操作	B	
	関連資料	【本文】3. 18		【本文】3. 18			
	第3号	試験・検査 (検定性、系統構成・外部入力)	非測定試験	J	非測定試験	J	
	関連資料	—		—			
第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切禁止	A	(本来の用途として使用)	対象外		
関連資料	—		—				
第5号	設計	施設から独立	A c	施設から独立	A c		
第6号	その他(保護物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外		
関連資料	—		—				
第7号	設置場所	現場操作	A	遠隔(設置場所) 操作	A b		
関連資料	—		—				
第8号	可搬性の確保	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A		
関連資料	—		—				
第9号	可搬性の検証性	より厳格な検証	C	より厳格な検証	C		
関連資料	—		—				
第10号	異なる種別の接続管の確保	対象外	対象外	対象外	対象外		
関連資料	—		—				
第11号	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を避記)	—	(放射線量の高くなるおそれのない場所を避記)	—		
関連資料	—		—				
第12号	設置場所	屋内(建造物の考慮対象設備なし)	A b	屋内(建造物の考慮対象設備なし)	A b		
関連資料	【保守用所図】 61-7		【保守用所図】 61-7				
第13号	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A		
関連資料	—		—				
第14号	自然条件、自然現象、外部人為 影響、洪水、火災	非設置国の考慮対象設備なし	対象外	非設置国の考慮対象設備なし	対象外		
第15号	中ボート系要因	(中ボート系なし)	対象外	(中ボート系なし)	対象外		
関連資料	—		—				

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
61-2 単線結線図	61-2 単線結線図	61-2 単線結線図	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

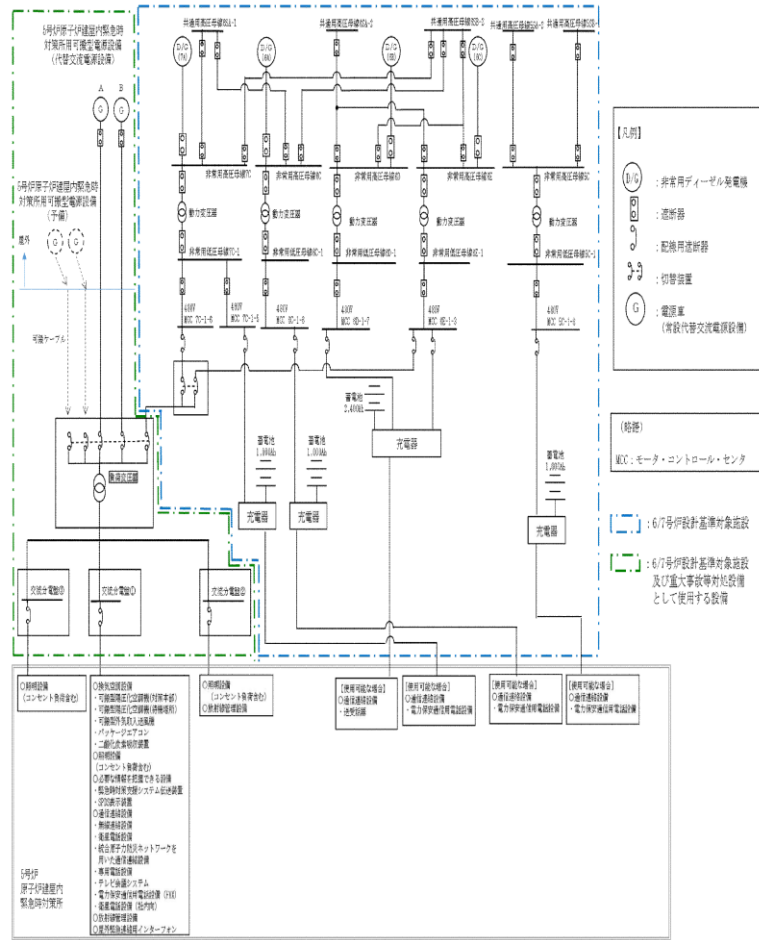


図 61-2-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 単線結線図

東海第二発電所 (2018.9.18版)

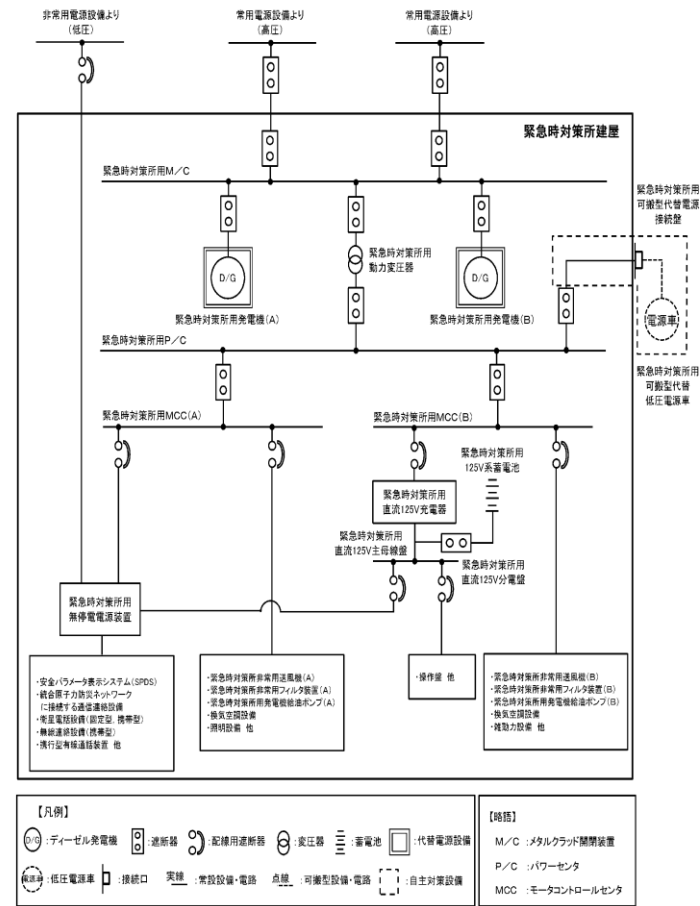
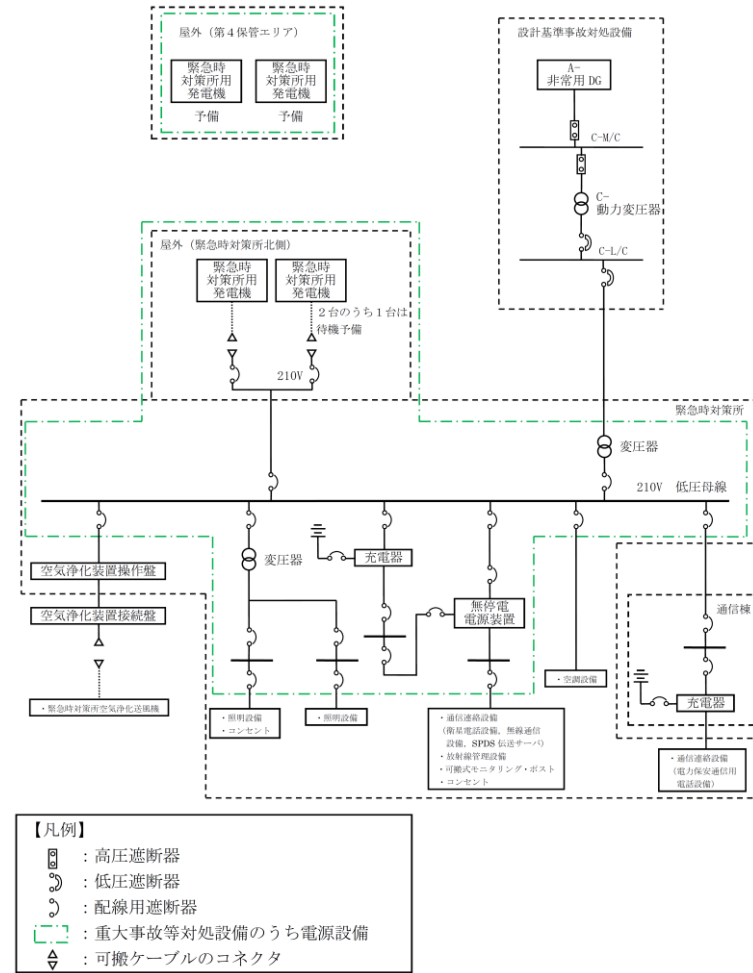


図 61-2-1 緊急時対策所 単線結線図

島根原子力発電所 2号炉

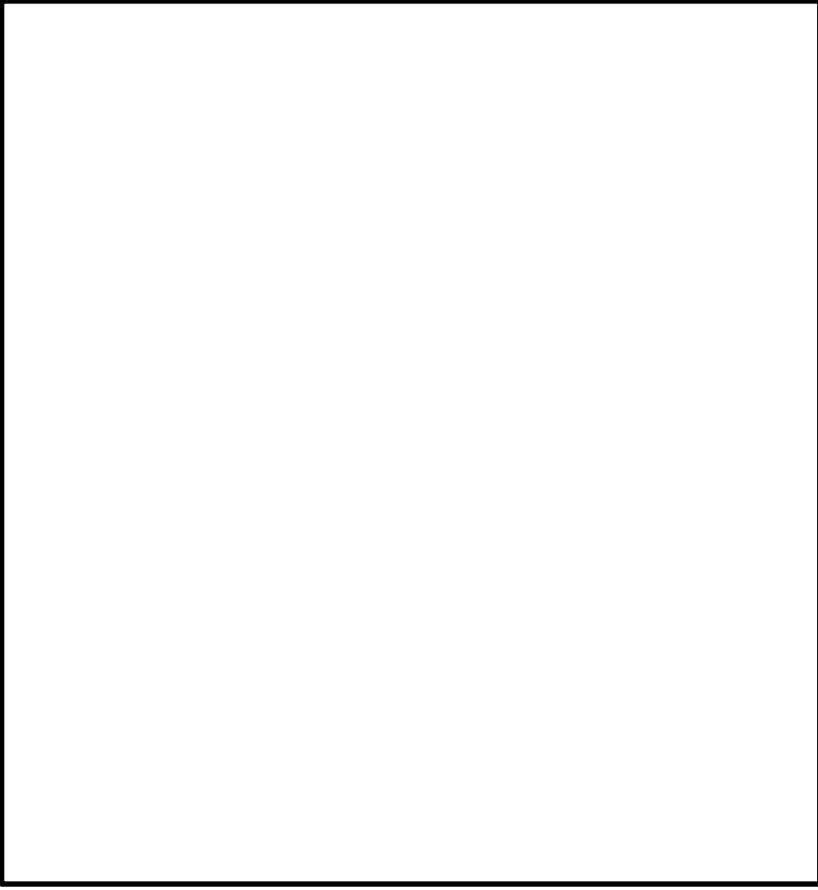
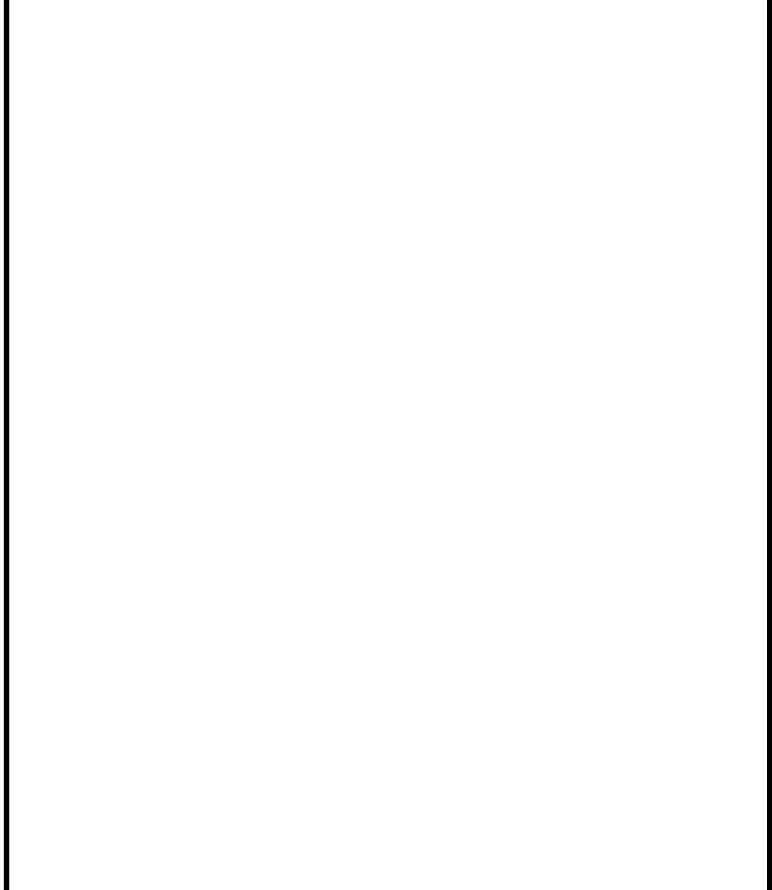



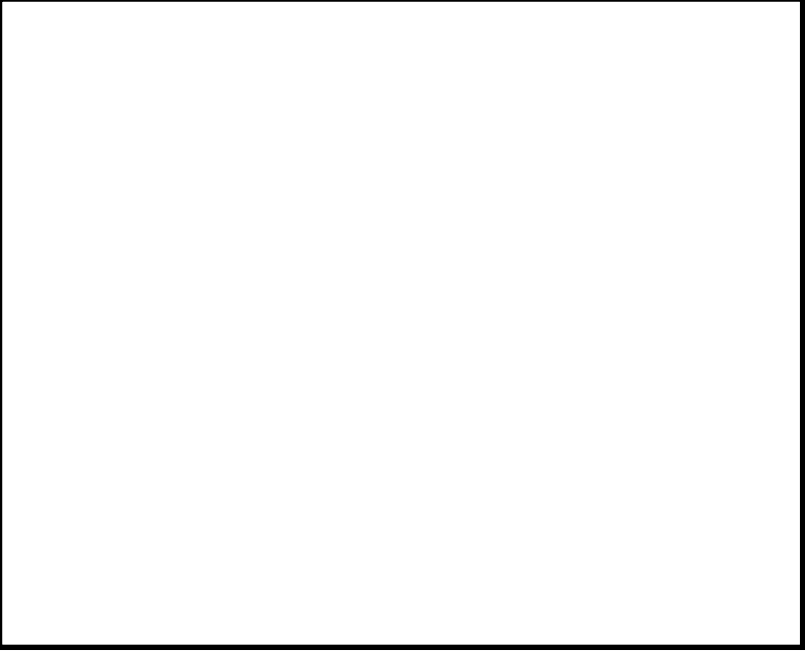
第 61-2-1 図 緊急時対策所 単線結線図

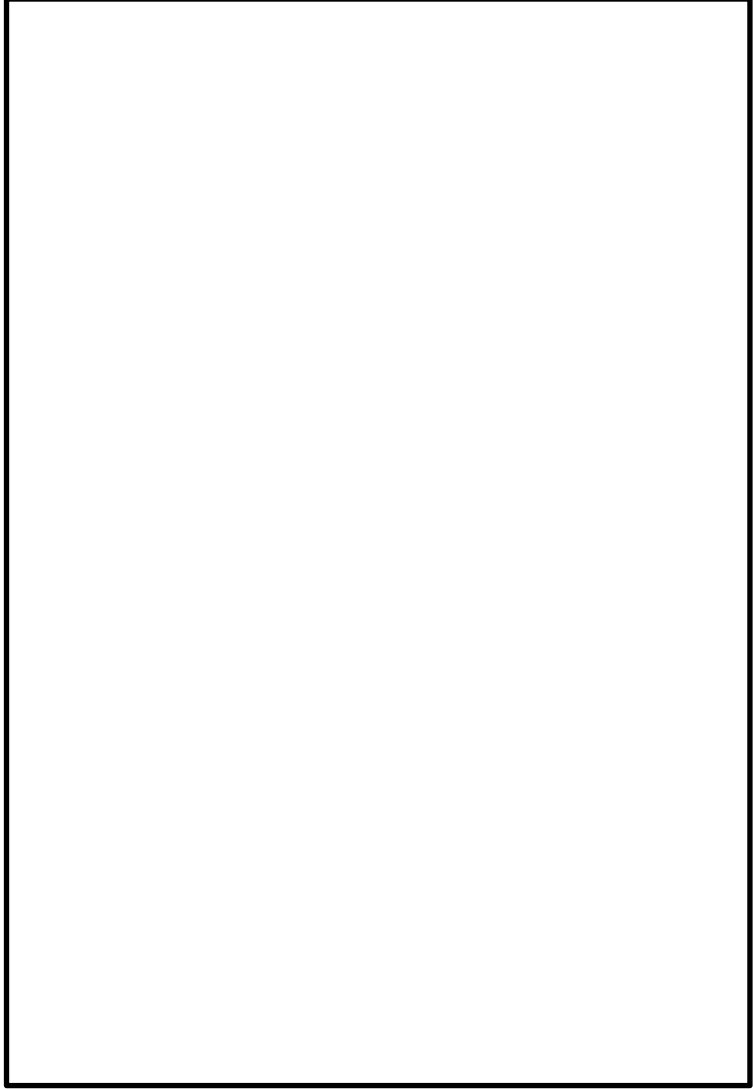
備考

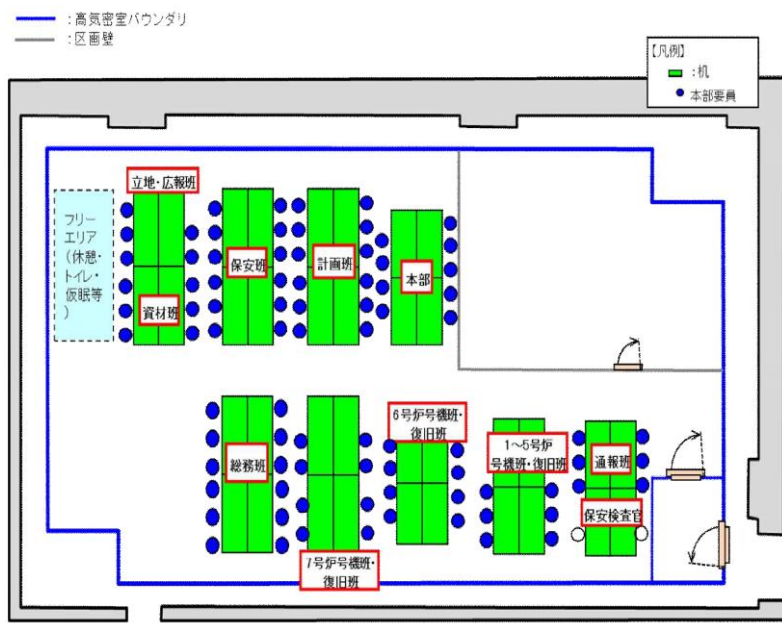
・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
 島根2号炉の緊急時対策所用発電機(可搬型設備)は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する発電機と切り替えて使用する
 故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える(以下、⑥の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="498 254 566 285">61-3</p> <p data-bbox="498 344 566 375">配置図</p>	<p data-bbox="1288 254 1356 285">61-3</p> <p data-bbox="1288 344 1356 375">配置図</p>	<p data-bbox="2089 254 2157 285">61-3</p> <p data-bbox="2089 344 2157 375">配置図</p>	

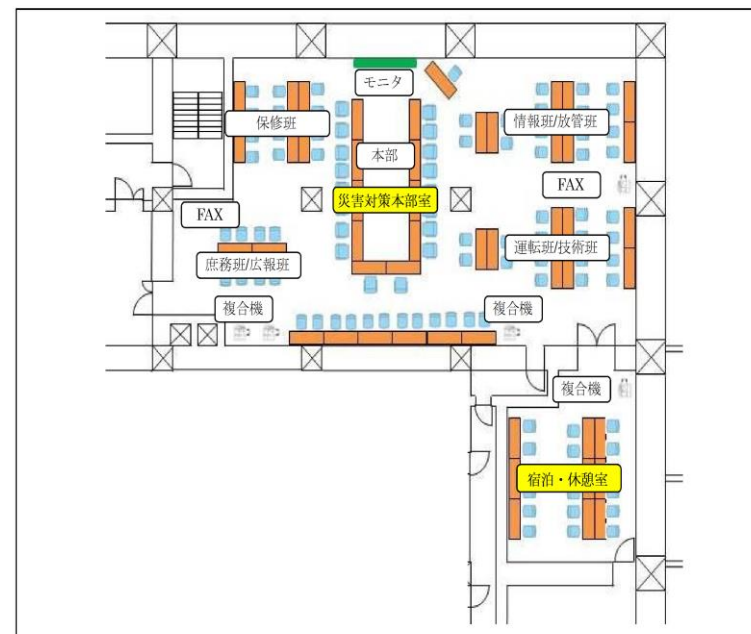
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="222 1060 845 1092">図 61-3-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 配置図</p>	 <p data-bbox="1083 1060 1573 1092">第 61-3-1 図 緊急時対策所建屋 配置図</p>	 <p data-bbox="1855 1060 2374 1092">第 61-3-1 (1) 図 緊急時対策所 配置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1804 884 2436 915">第 61-3-1 (2) 図 緊急時対策所 周辺機器配置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="163 1239 905 1323">図 61-3-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 及び (待機場所) 配置図</p>	 <p data-bbox="949 1239 1691 1323">第 61-3-2 図 緊急時対策所建屋 (災害対策本部室及び宿泊・休憩室) 配置図</p>	 <p data-bbox="1884 1239 2359 1281">第 61-3-2 図 緊急時対策所 配置図</p>	

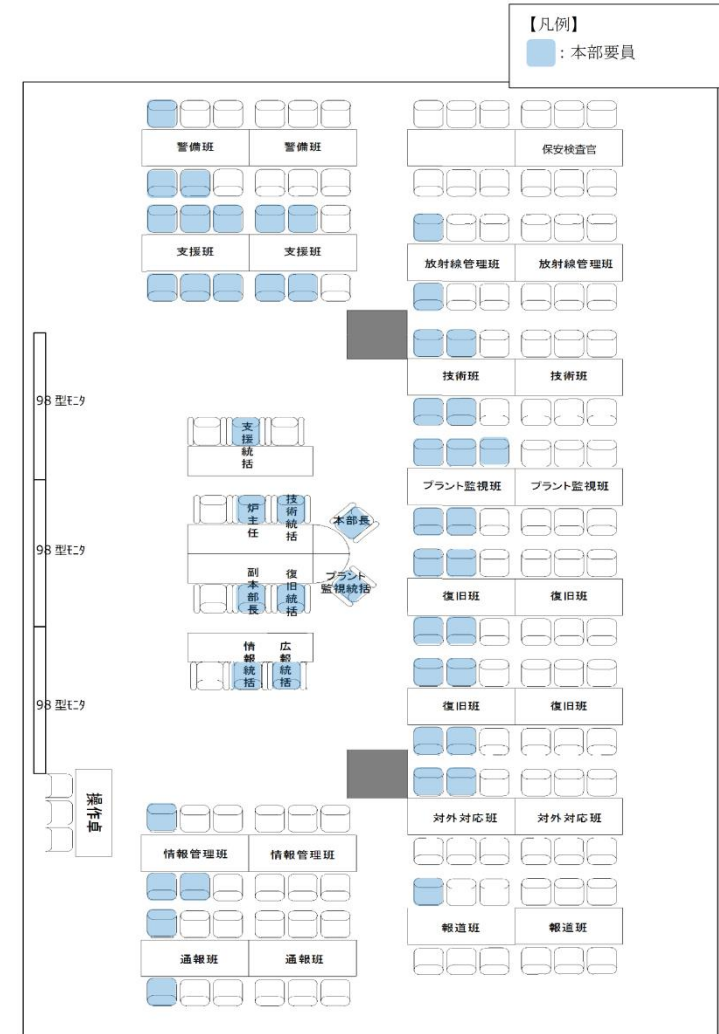


(a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)レイアウト



(緊急時対策所建屋2階 緊急時対策所等)

第61-3-3図 緊急時対策所の対策要員 配置図
*今後の訓練実績により変更になる場合あり

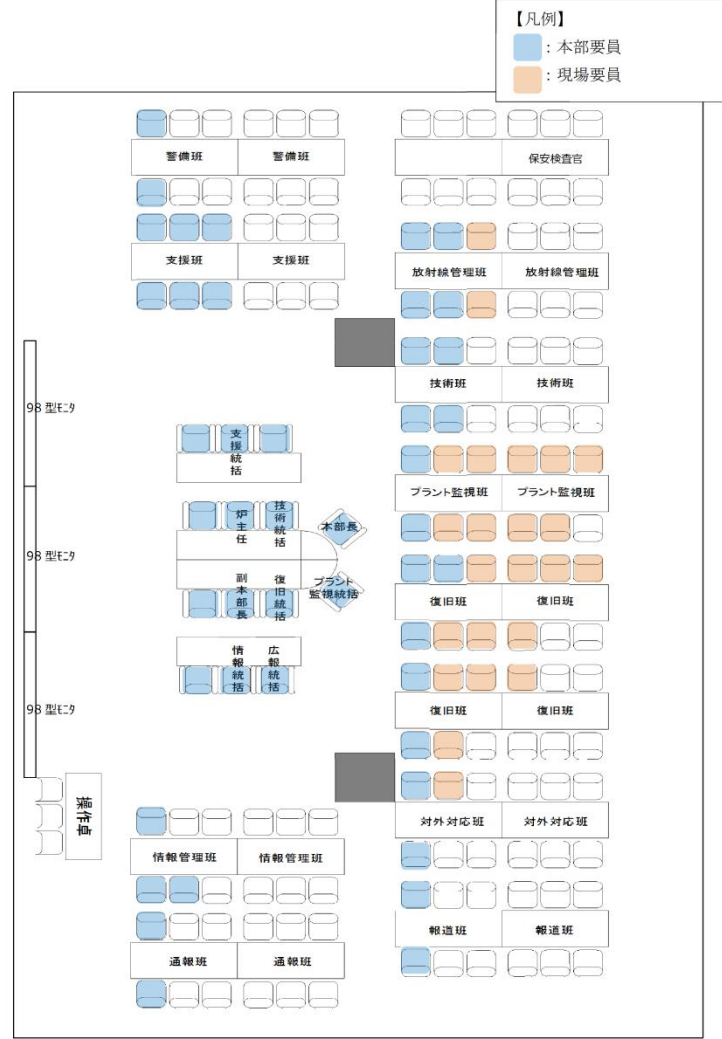
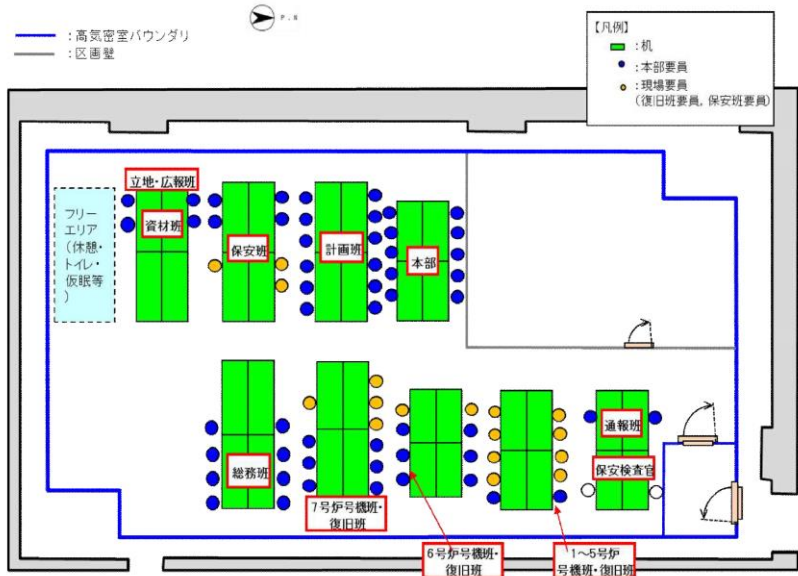


注：レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し、適宜見直していく。

第61-3-3図 緊急時対策本部 レイアウト

・体制及び設備の相違
【柏崎6/7，東海第二】
島根2号炉における通常時の原子力防災体制のうち、必要な指示を行う本部要員(46名)のレイアウトについて記載する
現場から戻った現場要員が滞在することを考慮しても、十分余裕のある座席配置としている

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 216 902 1003" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="388 1010 676 1041" data-label="Caption"> <p>5号炉原子炉建屋 3階平面図</p> </div> <div data-bbox="172 1062 902 1094" data-label="Text"> <p>(b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)レイアウト</p> </div> <div data-bbox="151 1152 920 1230" data-label="Caption"> <p>図 61-3-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の緊急時対策要員配置図(その1)</p> </div>			<p>・体制及び設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>



(a) 5号原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) プルーフ通過中
レイアウト

図 61-3-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の緊急時対策要員
配置図 (その2)


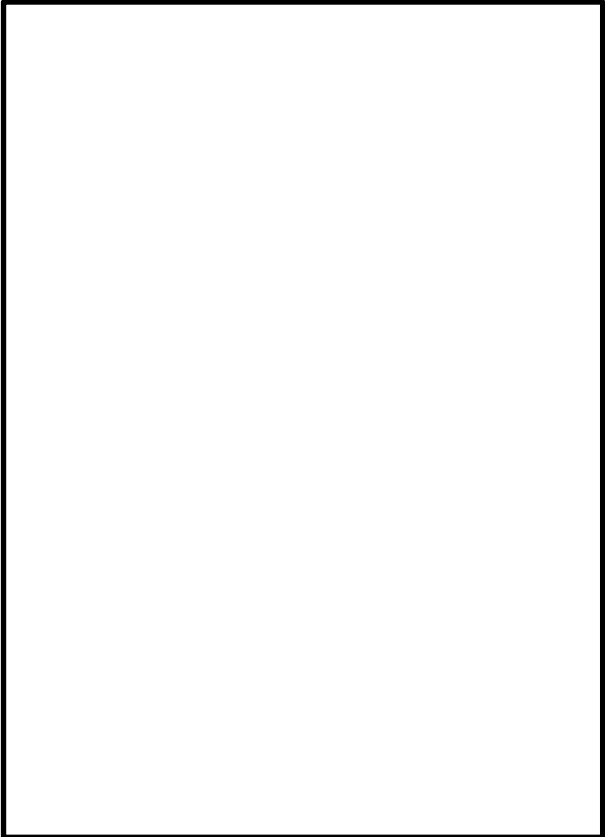
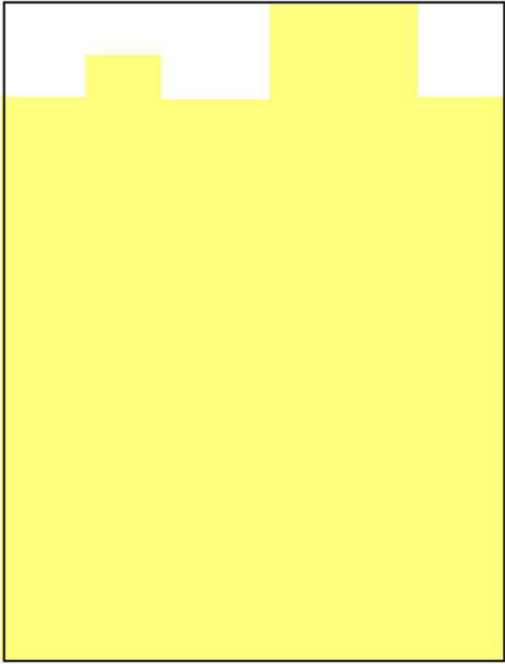
注: レイアウトについては, 訓練等で有効性を確認し, 適宜見直
していく。

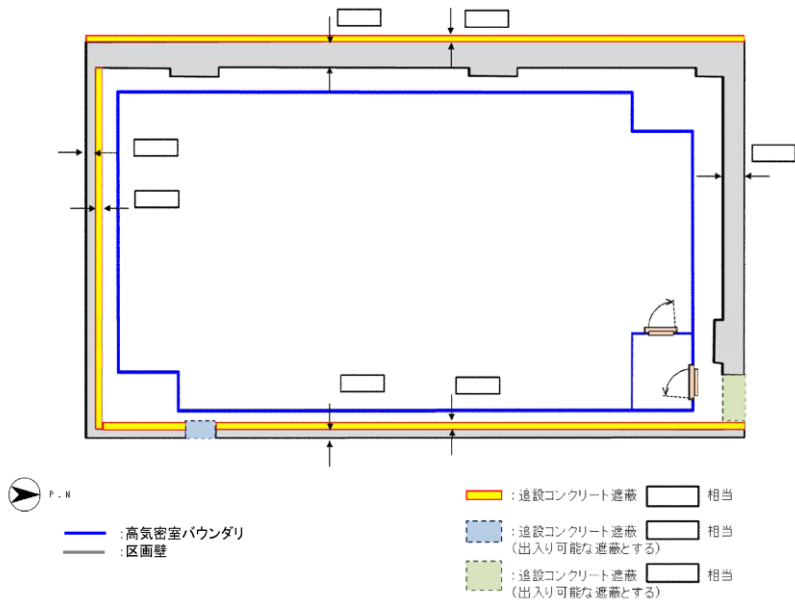
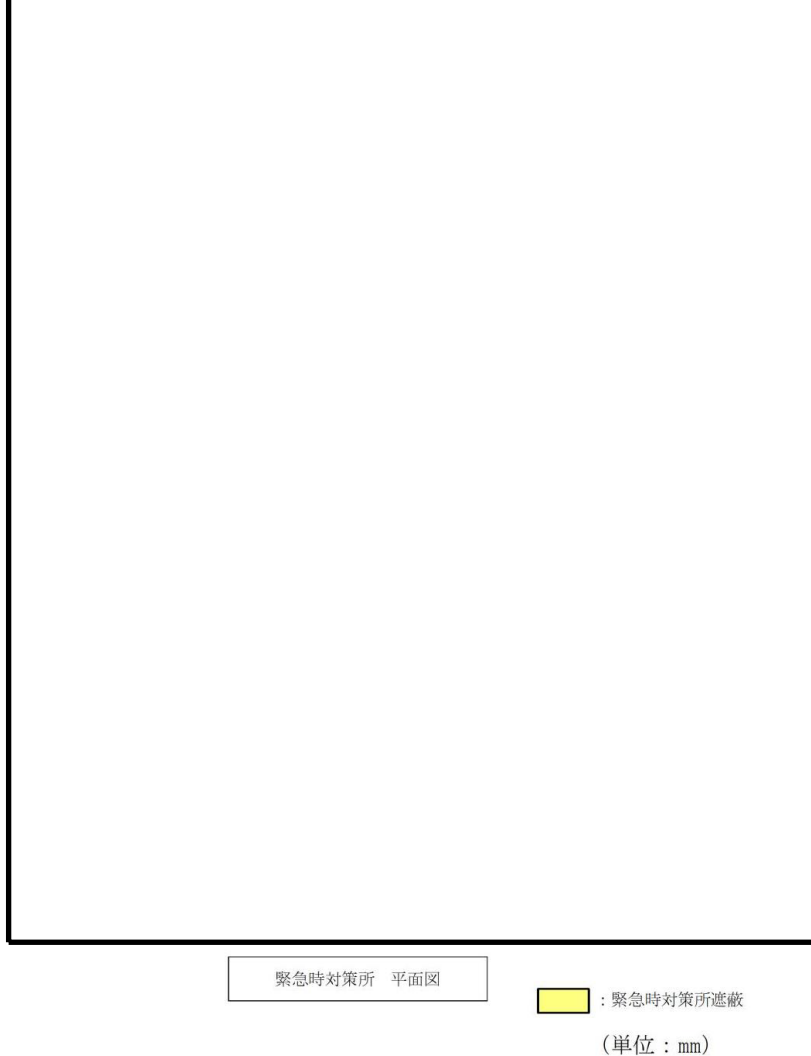
第 61-3-4 図 緊急時対策本部 (プルーフ通過中) レイアウト

・体制及び設備の相違
【柏崎 6/7】
島根 2号炉における
プルーフ通過時に緊急
時対策所にとどまる要
員 (69名) のレイアウト
について記載する

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋 1階平面図</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型発電機設置場所(保管場所)</p>		<p>(可搬)</p> <p>緊急時対策用発電機設置場所(保管場所)</p> <p>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</p> <p>緊急時対策所 低圧母線盤</p> <p>操作パネル</p> <p>スタータスイッチ</p> <p>緊急時対策用発電機</p> <p>接続箇所</p> <p>(注) 車両に搭載する発電機を示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</p>
<p>図 61-3-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所1階近辺 電源設備配置図</p>	<p>第 61-3-5 図 緊急時対策用発電機の操作盤 配置図</p>	<p>第 61-3-5 図 緊急時対策用発電機及び盤 配置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="192 262 252 304" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="305 216 893 936" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="489 966 756 997" data-label="Caption"> <p>5号炉原子炉建屋 3階平面図</p> </div> <div data-bbox="207 1018 860 1102" data-label="Caption"> <p>図 61-3-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所3階近辺 電源設備配置図</p> </div>	<div data-bbox="982 243 1668 959" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="964 1018 1676 1050" data-label="Caption"> <p>第 61-3-4 図 緊急時対策所建屋内の代替電源設備 配置図</p> </div>	<div data-bbox="1754 1161 2142 1661" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2181 1323 2389 1543" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2136 1585 2359 1627" data-label="Caption"> <p>緊急時対策所用燃料地下タンク 設置場所</p> </div> <div data-bbox="1780 1690 2463 1722" data-label="Caption"> <p>第 61-3-6 図 緊急時対策所用燃料地下タンク 配置図</p> </div>	<div data-bbox="2522 1690 2804 1900" data-label="Text"> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の燃料補給設備は、緊急時対策所専用のため記載</p> </div>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">P.N ↑</p> <p style="text-align: center;">(緊急時対策所屋根)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">■ : 緊急時対策所遮蔽</p>	
<p>図 61-3-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽 平面図</p>	<p>第 61-3-6 図 緊急時対策所建屋・緊急時対策所等の遮蔽計画</p>	<p>第 61-3-7 図 緊急時対策所 遮蔽 平面図 (その 1)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p> — : 高気密室バウンダリ — : 区画壁 — : 遠設コンクリート遮蔽 相当 — : 遠設コンクリート遮蔽 (出入り可能な遮蔽とする) 相当 — : 遠設コンクリート遮蔽 (出入り可能な遮蔽とする) 相当 </p>		 <p>緊急時対策所 平面図</p> <p> — : 緊急時対策所遮蔽 (単位 : mm) </p> <p>(緊急時対策所 1 階)</p> <p><u>注 : 消火設備室及び蓄電池室は、重大事故等時に緊急時対策要員が入室する必要がないため、遮蔽を設置していない。</u></p> <p><u>第 61-3-8 図 緊急時対策所 遮蔽 平面図 (その 2)</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
<p>図 61-3-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 平面図</p>			

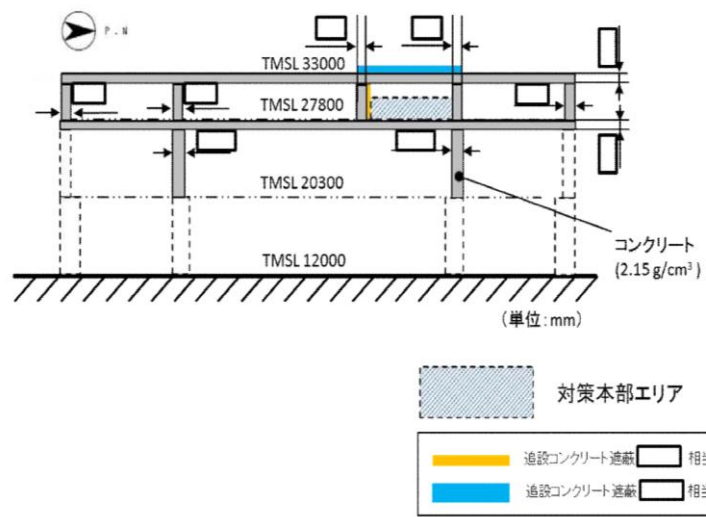


図 61-3-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽断面図(NS方向)

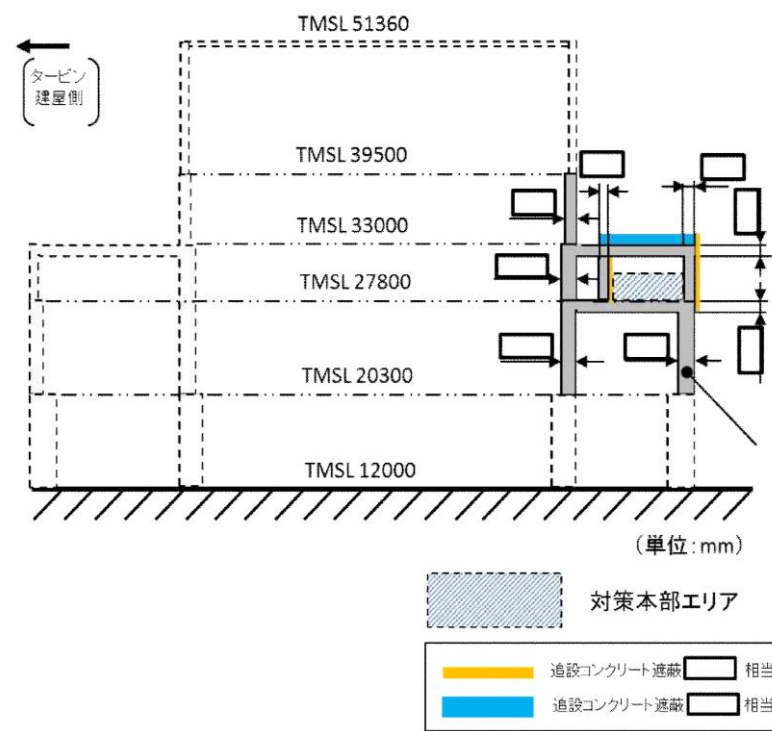
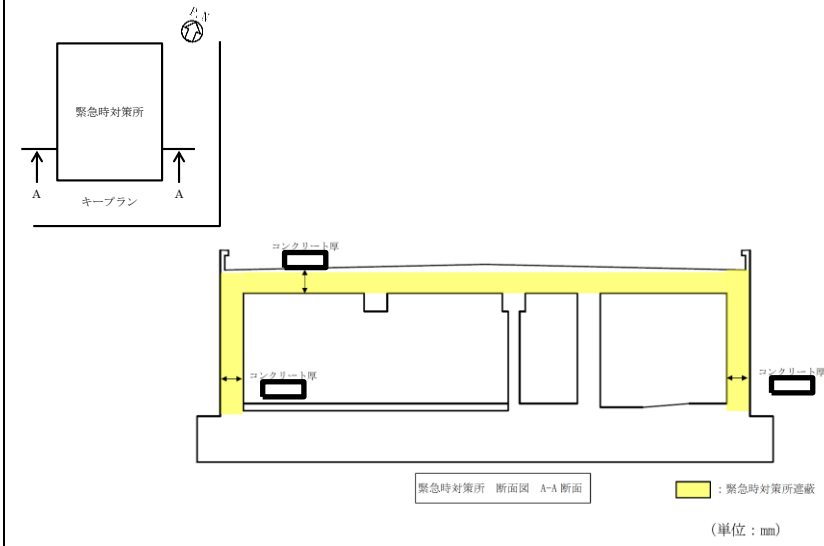
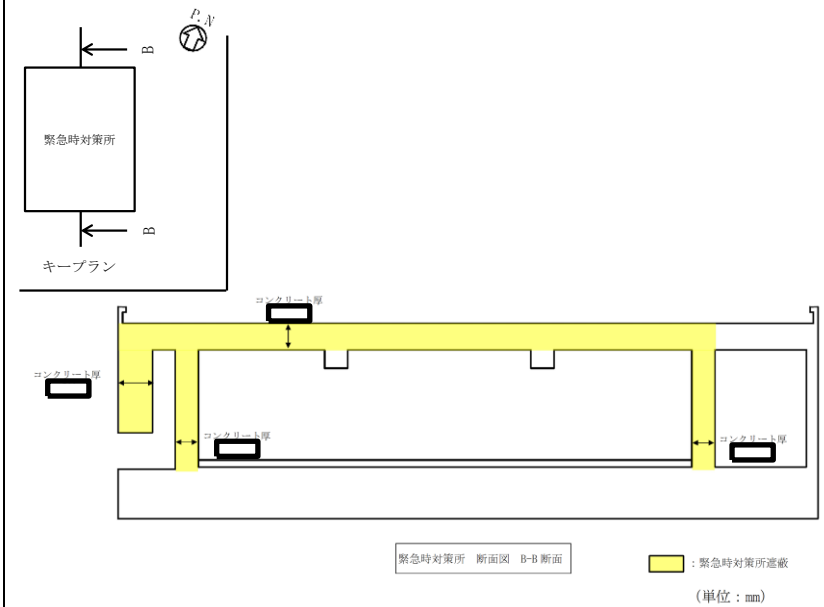


図 61-3-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽断面図(EW方向)



第 61-3-9 図 緊急時対策所 遮蔽 断面図(A-A断面)



第 61-3-10 図 緊急時対策 遮蔽 断面図(B-B断面)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="166 226 905 1205" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="148 1234 914 1323" data-label="Caption"> <p>図 61-3-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 <u>平面図</u></p> </div>			<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="163 220 908 1039" style="border: 2px solid black; height: 390px; width: 251px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="163 1060 908 1144"> <p>図 61-3-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 断面説明</p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

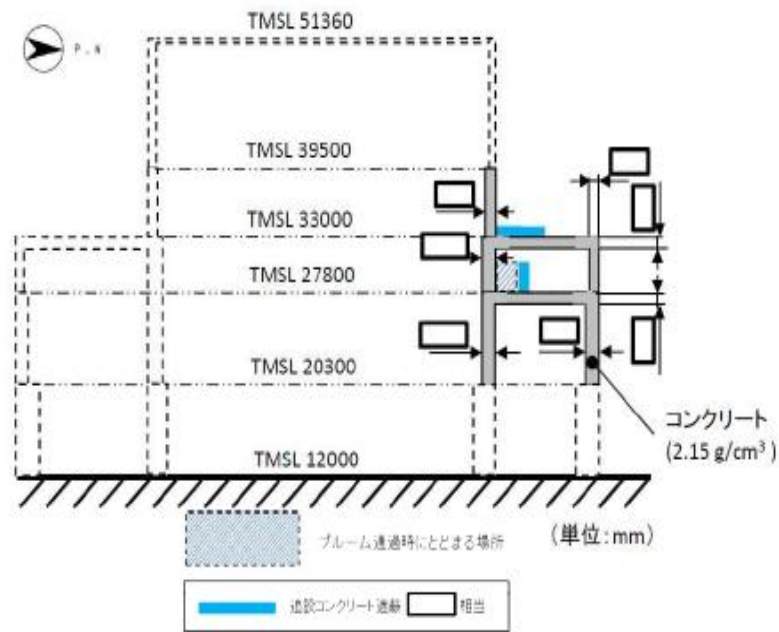


図 61-3-13 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽断面図（A-A 方向）

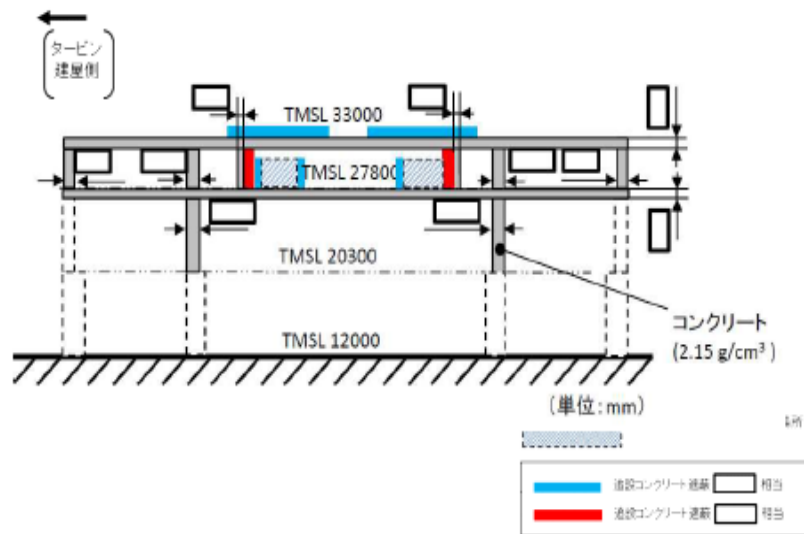


図 61-3-14 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽断面図（B-B 方向）

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

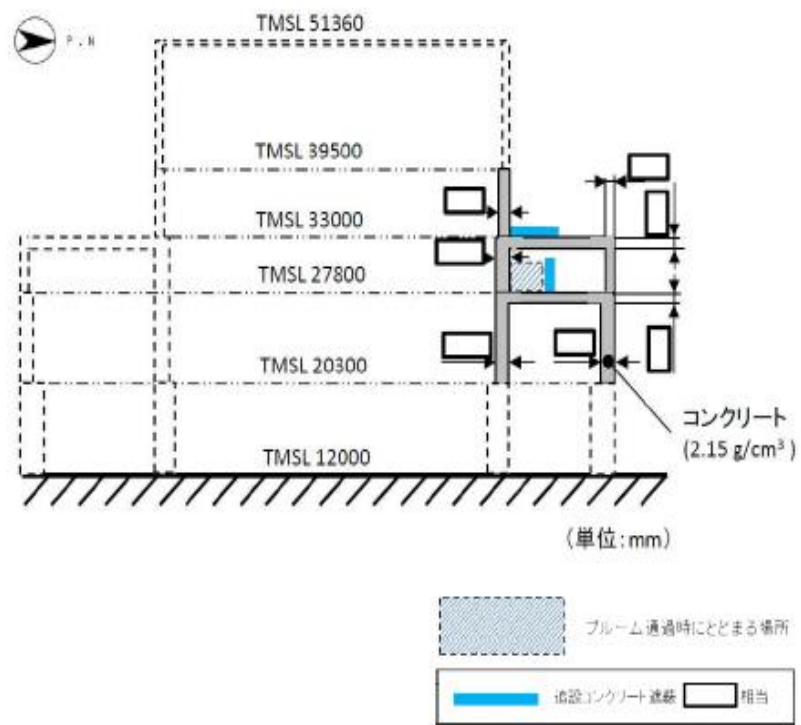
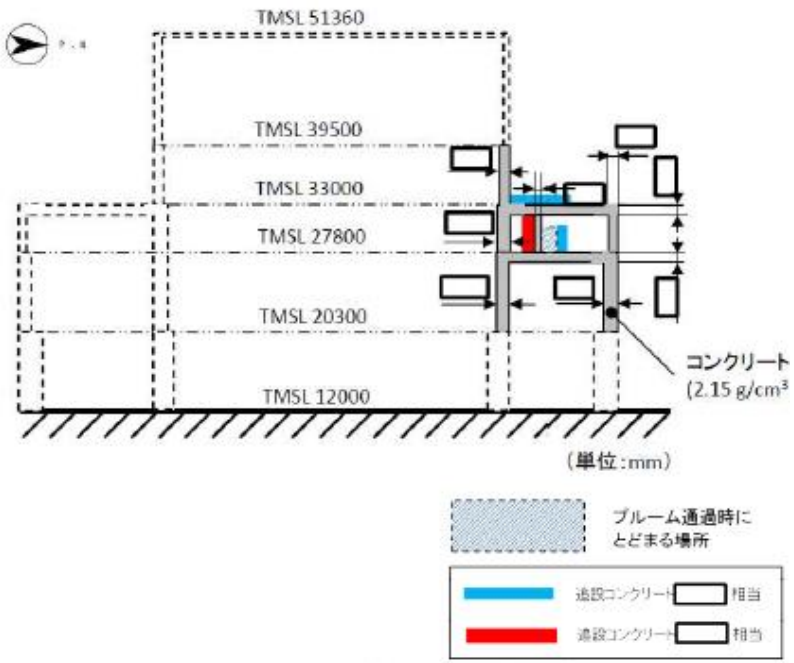
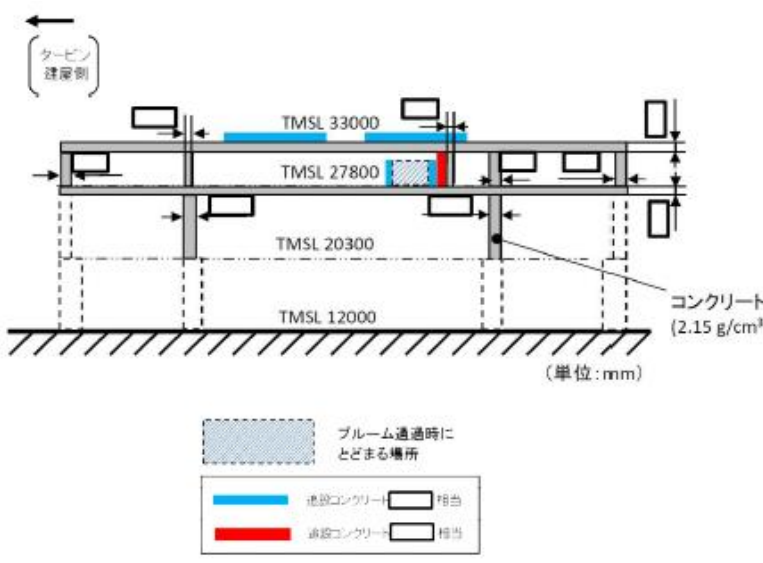
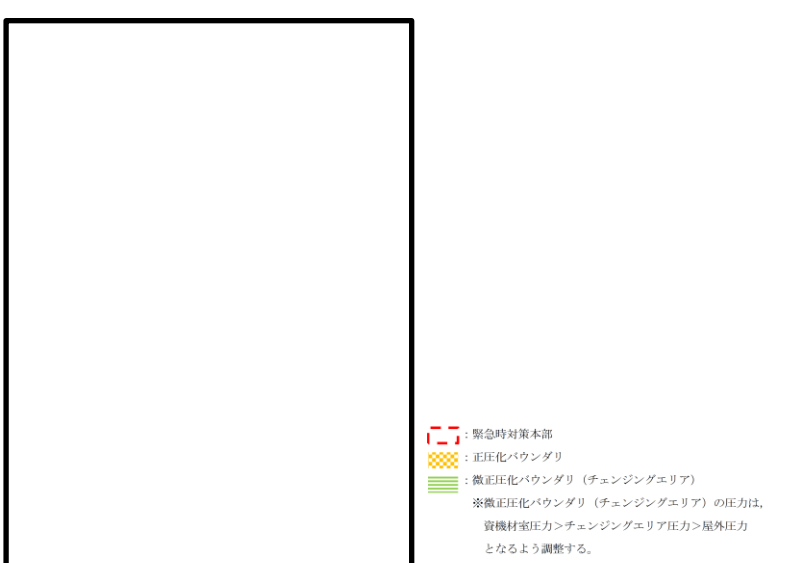
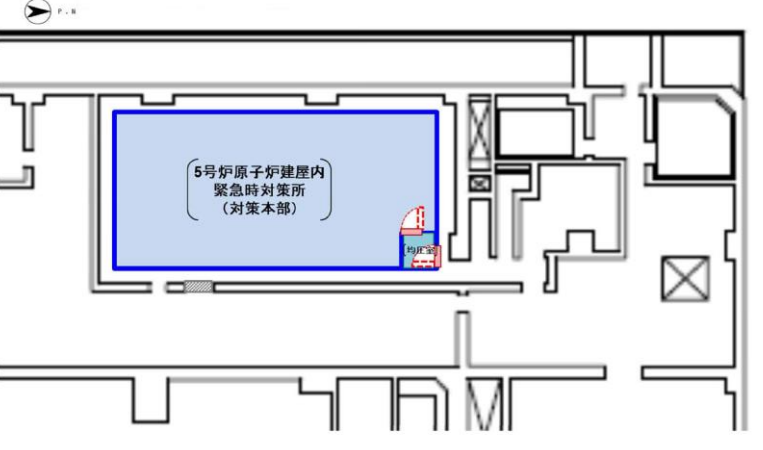


図 61-3-15 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽断面図 (C-C 方向)

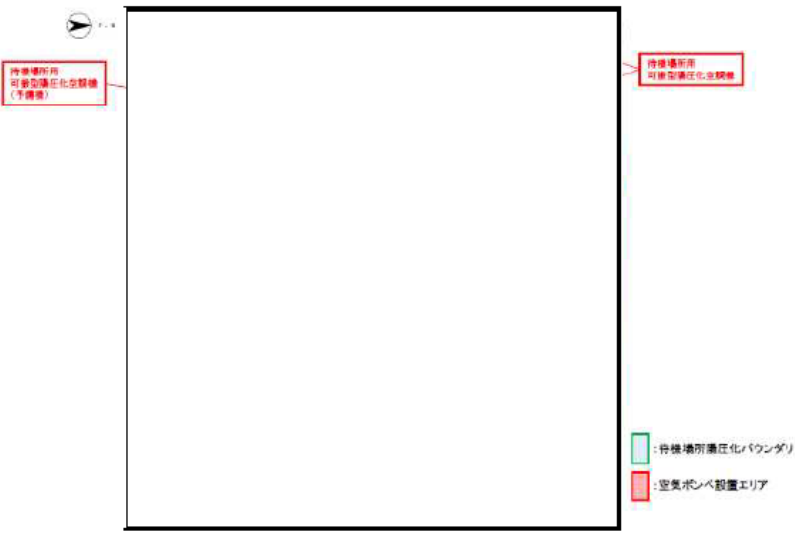
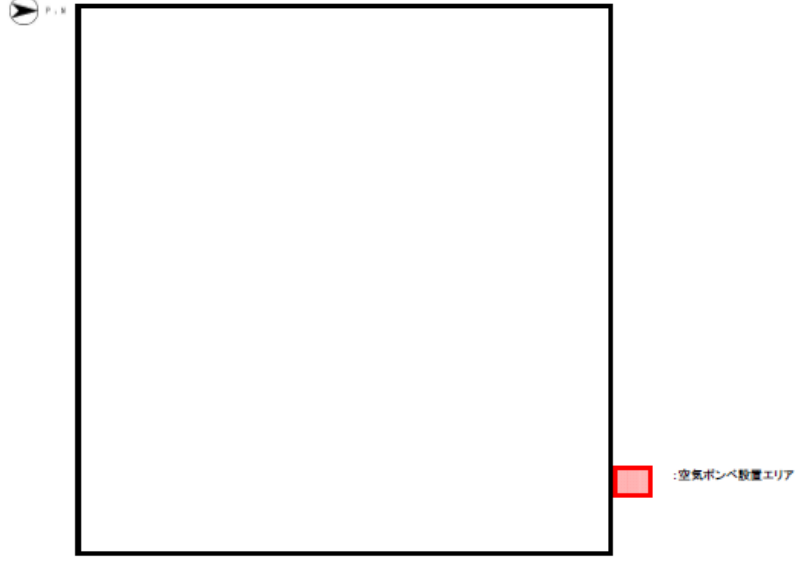
(※1) C-C 方向断面における当該部位厚さは [] であるが、
 5号炉原子炉建屋付属棟地上 2階北側壁面は西側半分の厚さが [] であることから補足説明資料 (61-10) 被ばく評価においては保守的に一律 900mm と見なして取扱っている。

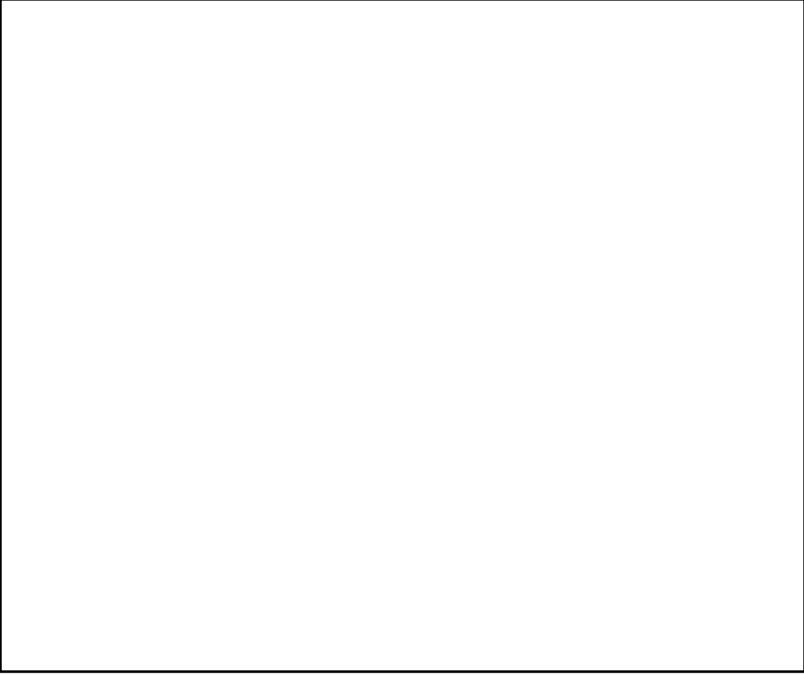
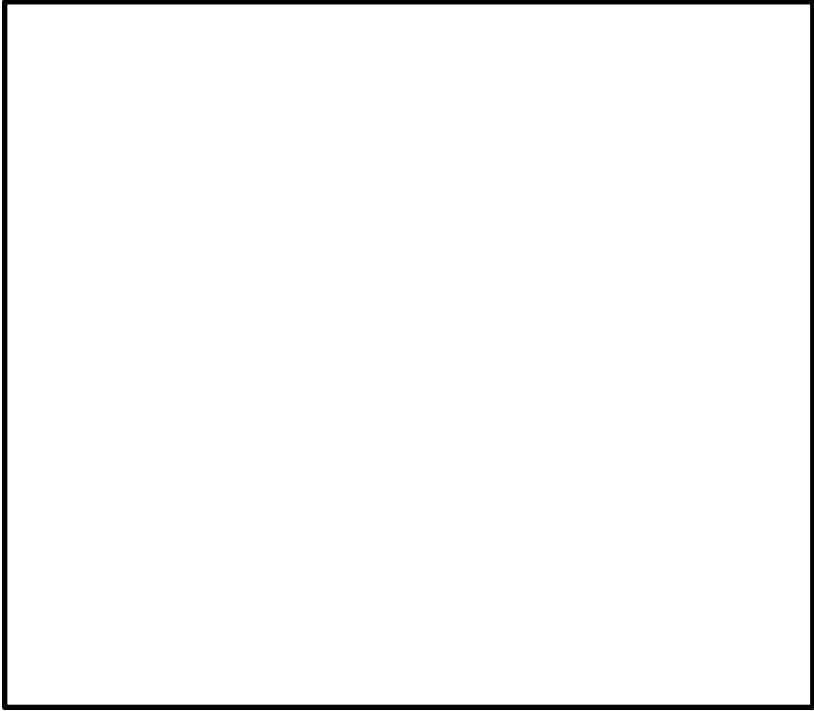
・設備の相違
 【柏崎 6/7】
 ①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図 61-3-16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽断面図（D-D 方向）</p> <p>(※2) D-D 方向断面における当該部位厚さは [] であるが、 5号炉原子炉建屋付属棟地上 2階北側壁面は西側半分の厚さが [] であることから補足説明資料（61-10）被ばく評価においては保守的に一律 [] と見なして取扱っている。</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図 61-3-17 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽断面図（E-E 方向）</p>		 <p>第 61-3-11 図 緊急時対策所 正圧化バウンダリ配置図</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
 <p>図 61-3-18 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室バウンダリ 配置図</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 226 914 806" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="184 968 860 1052" data-label="Caption"> <p>図 61-3-19 5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部） 換気設備配置計画図</p> </div>	<div data-bbox="943 226 1703 947" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1050 968 1593 1008" data-label="Caption"> <p>61-3-7 図 非常用換気設備操作盤 配置図</p> </div>	<div data-bbox="1745 226 2504 856" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1718 968 2496 1008" data-label="Caption"> <p>第 61-3-12 図 緊急時対策所換気空調設備 配置図（その1）</p> </div> <div data-bbox="1745 1100 2504 1766" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1718 1774 2496 1814" data-label="Caption"> <p>第 61-3-13 図 緊急時対策所換気空調設備 配置図（その2）</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="409 745 623 766">5号炉原子炉建屋 3階平面図</p> <p data-bbox="192 793 875 871">図 61-3-20 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 換気設備配置計画図(その1)</p>  <p data-bbox="439 1537 667 1558">5号炉原子炉建屋 2階平面図</p> <p data-bbox="192 1600 875 1677">図 61-3-21 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 換気設備配置計画図(その2)</p>			<p data-bbox="2537 793 2686 913">・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p data-bbox="2537 1600 2686 1719">・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="308 930 762 961">図 61-3-22 代替交流電源設備 配置図</p>		 <p data-bbox="1857 930 2383 961">第 61-3-14 図 代替交流電源設備 配置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>5号炉原子炉建屋緊急時対策所(対策本部)</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ : 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 可搬型エリアモニタ, 差圧計 保管場所 ● : 酸素濃度, 二酸化炭素濃度 測定箇所 ● : 可搬型エリアモニタ測定箇所 ● : 差圧計測定箇所 <p>5号炉原子炉建屋緊急時対策所(待機場所)</p> <p>5号炉原子炉建屋 3階平面図</p> <p>5号炉原子炉建屋 2階緊急時対策所等</p> <p>第 61-3-23 図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 可搬型エリアモニタ, 差圧計 配置図</p>	 <p>(緊急時対策所建屋 2階 緊急時対策所等)</p> <p>第 61-3-8 図 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 緊急時対策所エリアモニタ 配置図</p>	 <p>緊急時対策所平面図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ : 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計 保管場所 ● : 可搬式エリア放射線モニタ 保管場所 ● : 酸素濃度, 二酸化炭素濃度 測定箇所 ● : 可搬式エリア放射線モニタ 測定箇所 ● : 差圧計 設置箇所 <p>第 61-3-15 図 緊急時対策所 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 可搬式エリア放射線モニタ, 差圧計 配置図</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の差圧計は常設であるため, 設置場所を示す</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="160 210 911 1087" style="border: 1px solid black; height: 418px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="225 1104 834 1186" style="text-align: center;"> <p>図 61-3-24 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (原子炉建屋屋外) 設置位置図</p> </div>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備（発電所内）として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する（以下、⑤の相違）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="166 210 908 1087" style="border: 1px solid black; height: 418px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="225 1104 836 1188" style="margin-top: 10px;"> <p>図 61-3-25 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (原子炉建屋 3階, 2階) 設置位置図</p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
61-4 系統図	61-4 系統図	61-4 系統図	

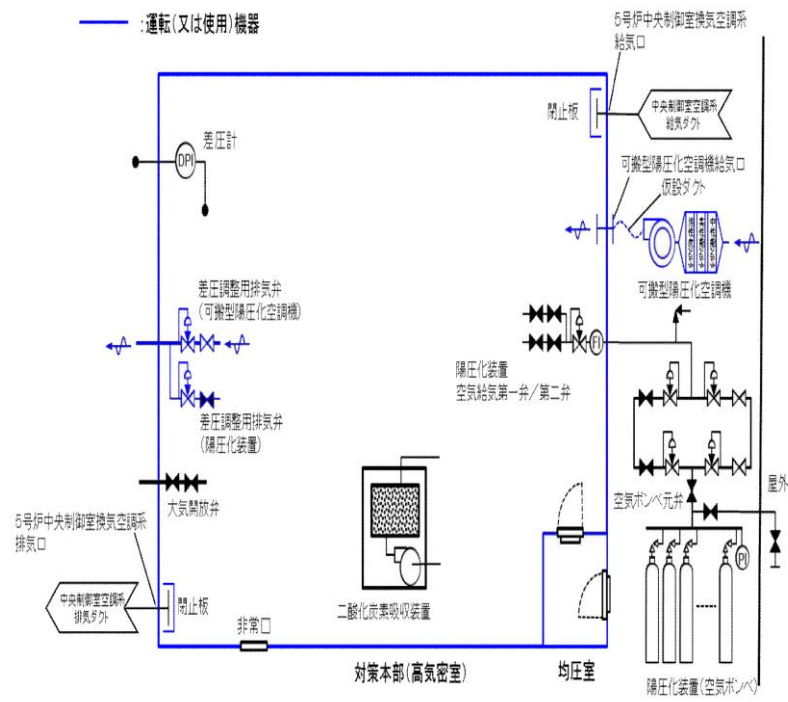
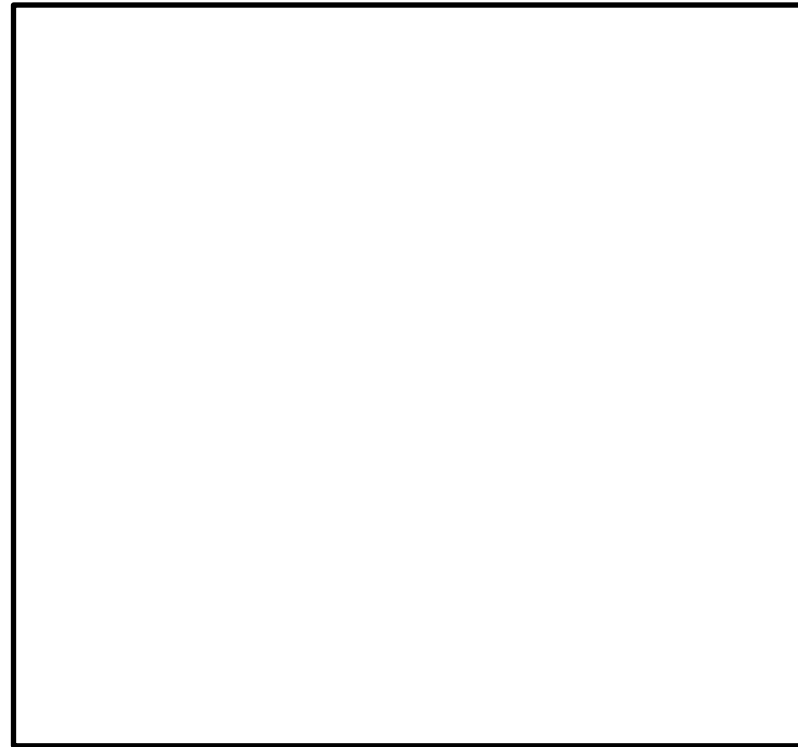
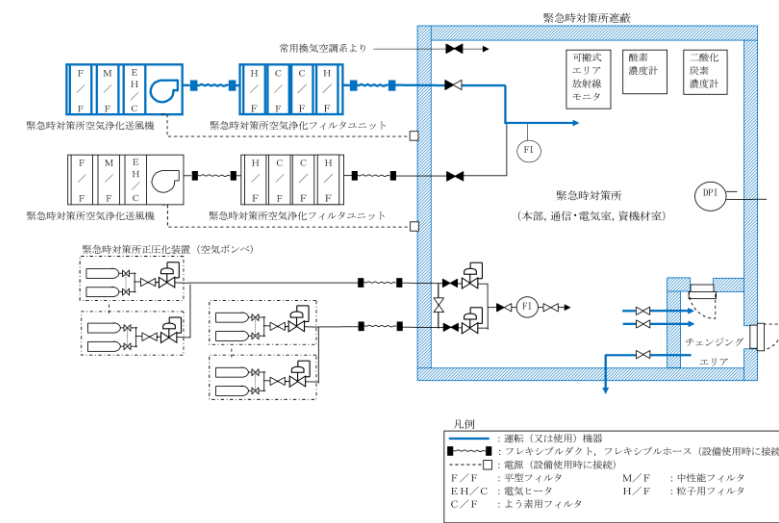


図 61-4-1 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過前及び通過後：可搬型陽圧化空調機による陽圧化)



第61-4-1図 緊急時対策所 換気設備等の設備構成図



第61-4-1図 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図
(プルーム通過前及び通過後：緊急時対策所空気浄化送風機
による正圧化)

・設備の相違
【柏崎 6/7】

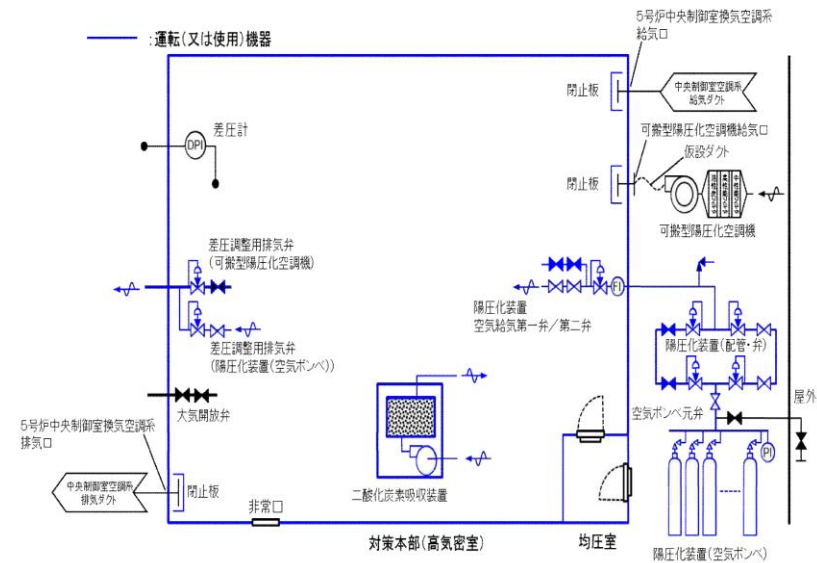


図 61-4-2 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過中：陽圧化装置 (空気ポンプ) による陽圧化)

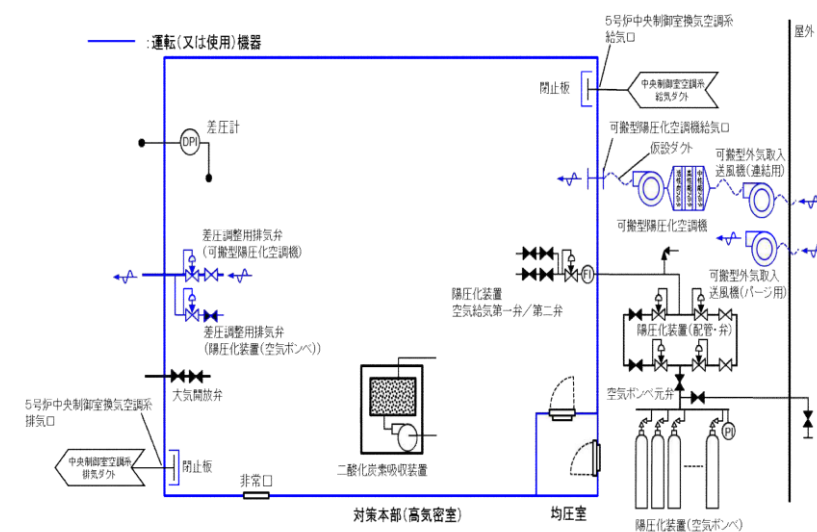
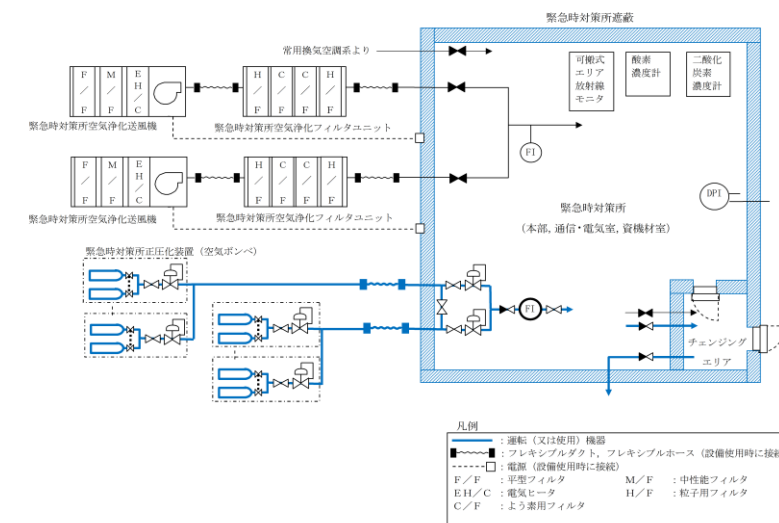


図 61-4-3 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過直後に建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合：可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機の連結運用による外気取り入れ陽圧化、並びに建屋内空気置換)



第 61-4-2 図 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図
(プルーム通過中：緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ) による正圧化)

・設備の相違
【柏崎 6/7】

・設備の相違
【柏崎 6/7】

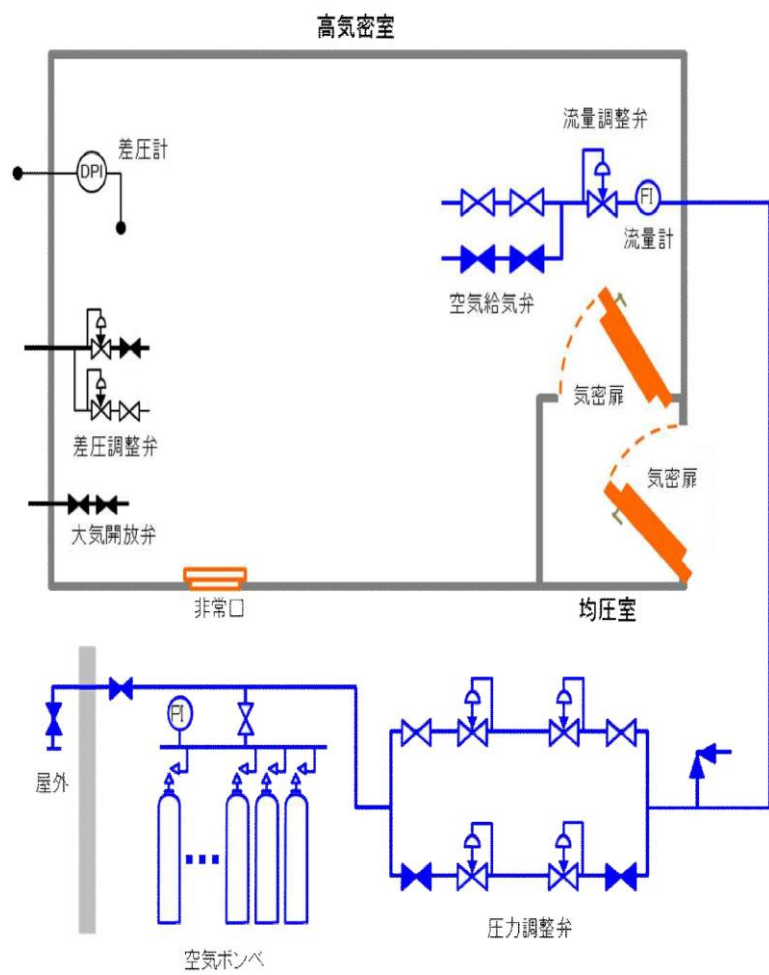
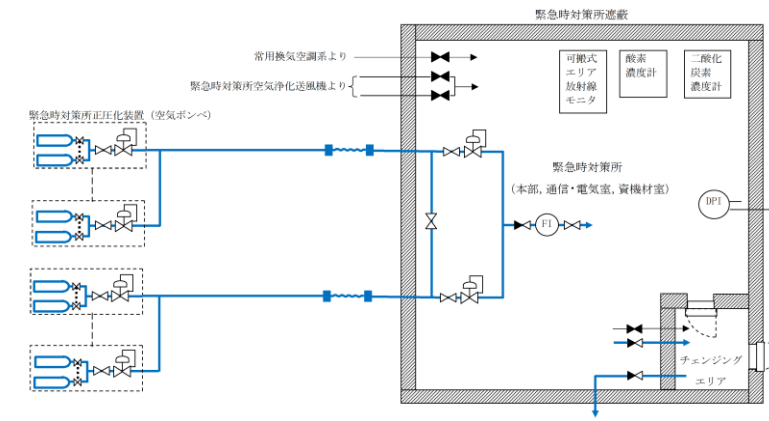


図 61-4-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
陽圧化装置 系統概略図



第 61-4-3 図 緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)
系統概略図

・設備の相違
【柏崎 6/7】

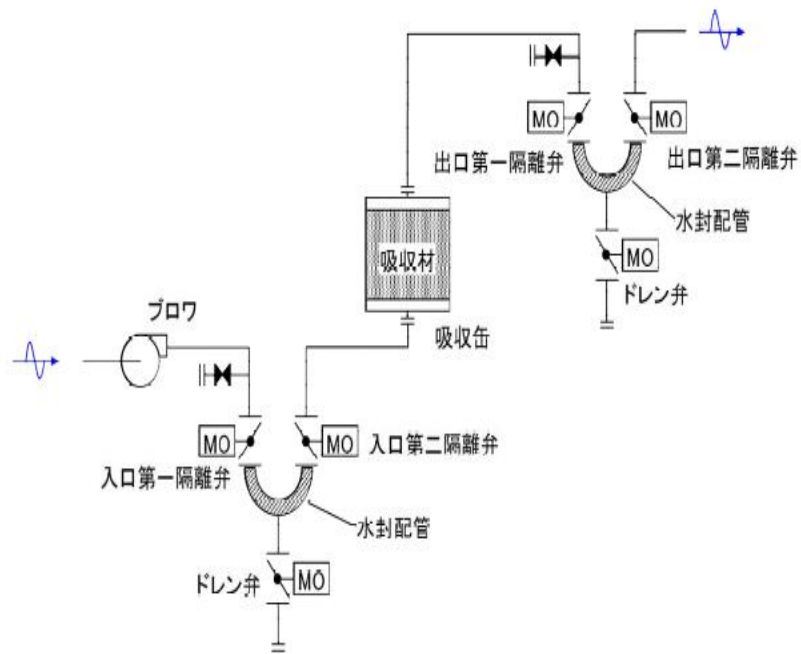


図 61-4-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
二酸化炭素吸収装置 系統概略図

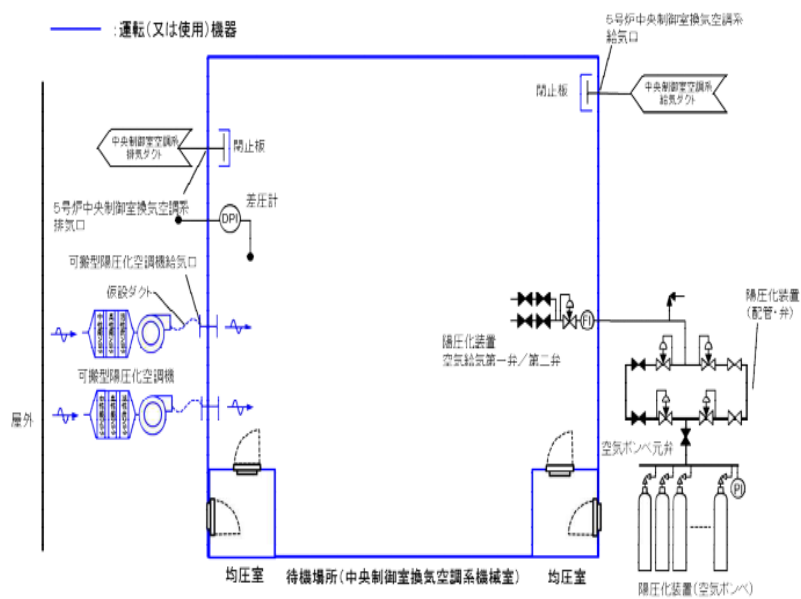


図 61-4-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過前及び通過後: 可搬型陽圧化空調機による陽圧化)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
③の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

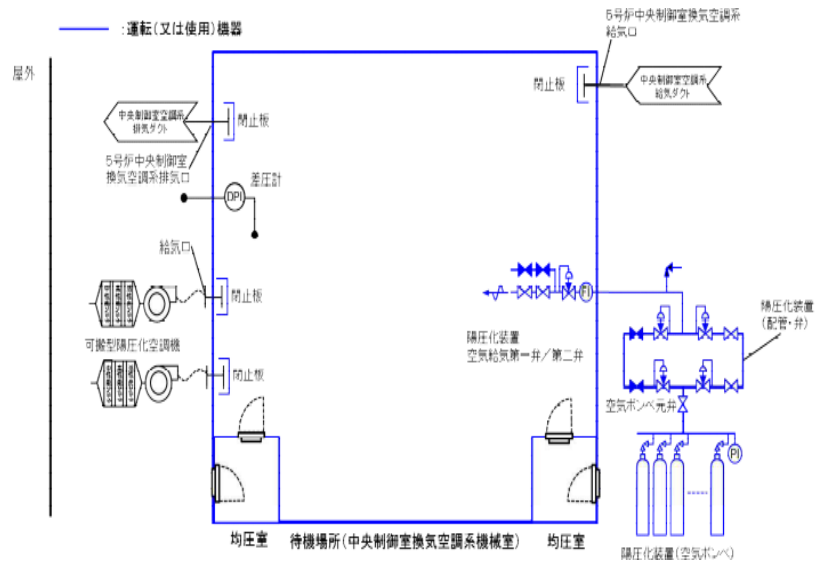


図 61-4-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)

換気設備 系統概略図

(プルーム通過中：陽圧化装置 (空気ポンプ) による陽圧化)

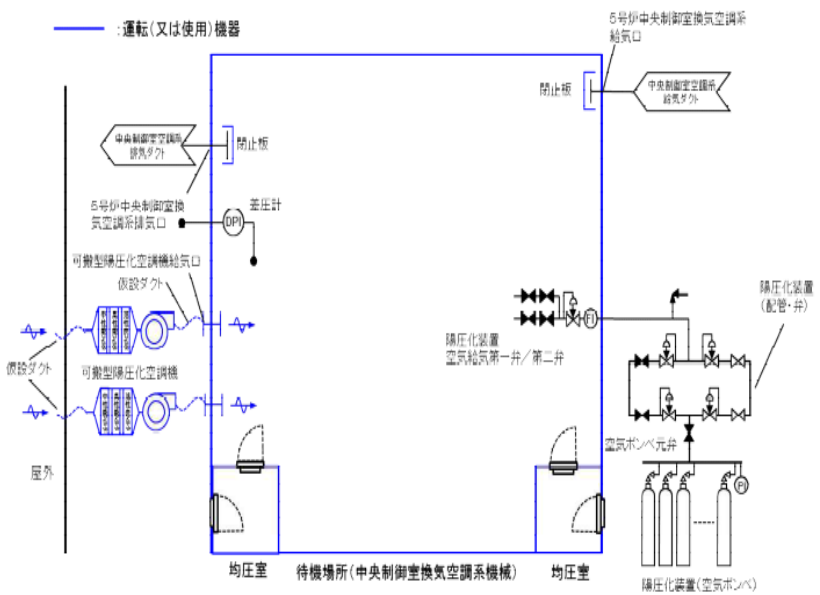


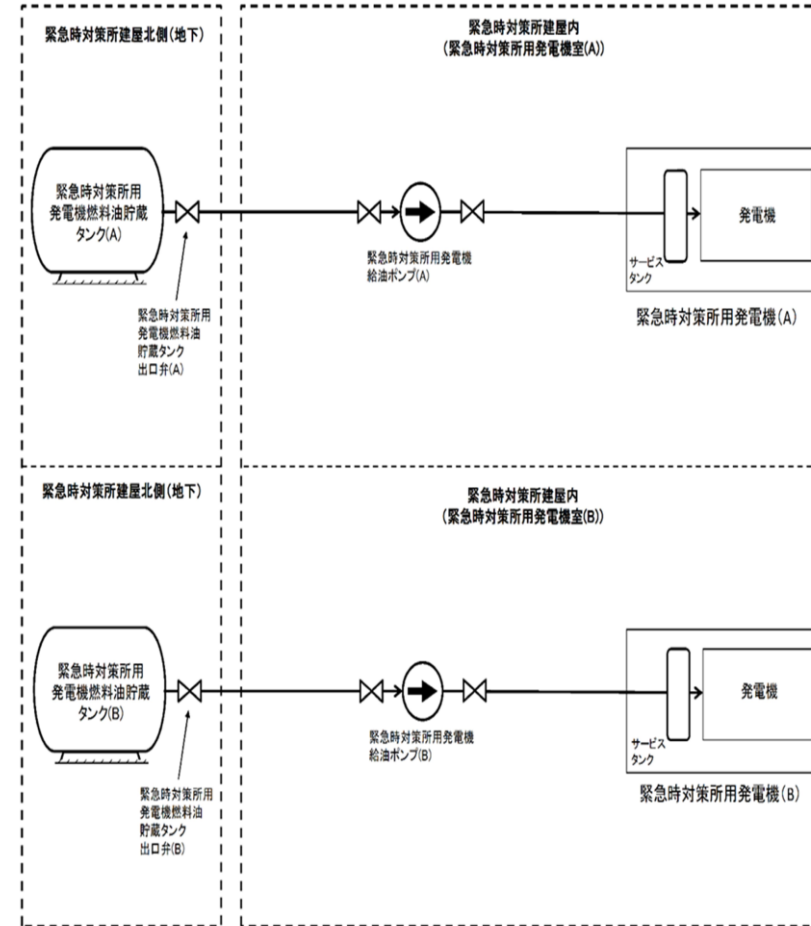
図 61-4-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)

換気設備 系統概略図

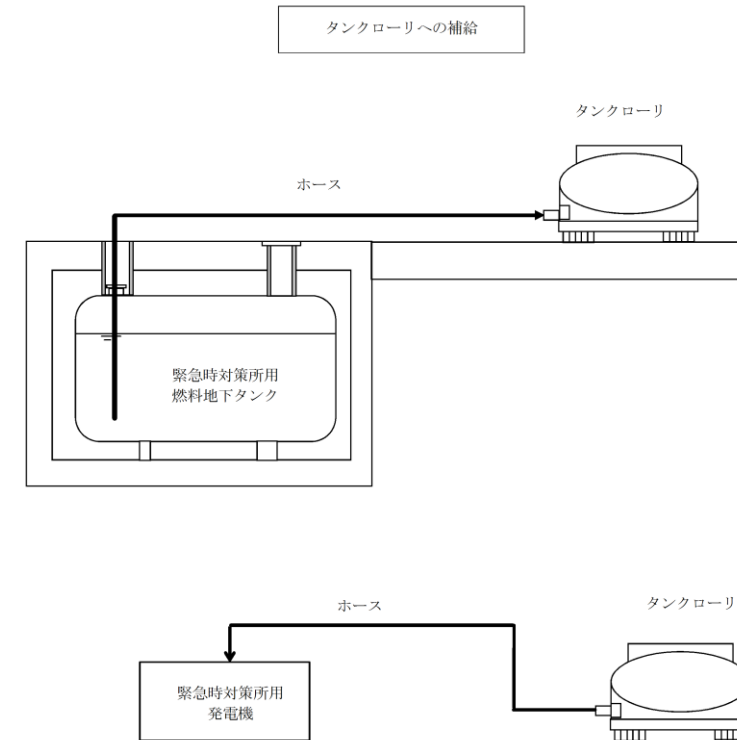
(プルーム通過直後に建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合：可搬型陽圧化空調機による陽圧化)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違



第 61-4-2 図 緊急時対策所用発電機燃料系の概要図



第 61-4-4 図 緊急時対策所用発電機への燃料補給 概略図

・設備の相違
【東海第二】
⑦の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="498 254 566 285">61-5</p> <p data-bbox="454 344 611 375">試験及び検査</p>	<p data-bbox="1288 254 1356 285">61-5</p> <p data-bbox="1273 344 1371 375">試験検査</p>	<p data-bbox="2089 254 2157 285">61-5</p> <p data-bbox="2044 344 2202 375">試験及び検査</p>	

油漏れ点検, 機能点検, 発電機の絶縁抵抗測定を定期的実施する。

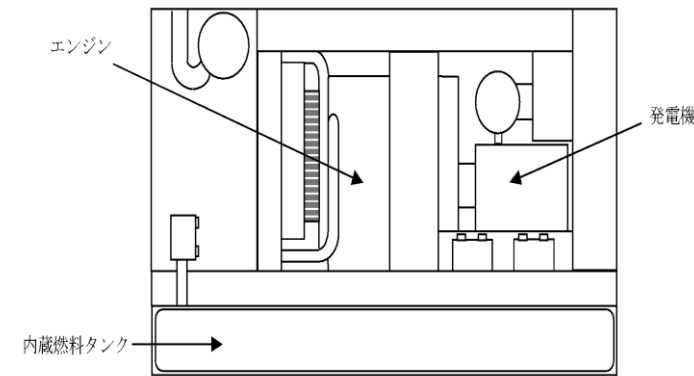
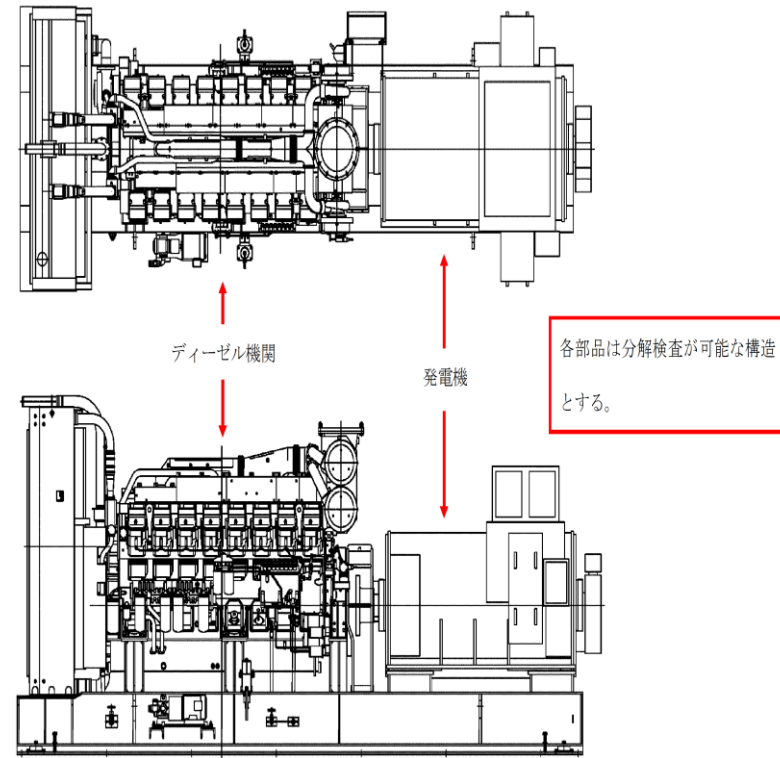


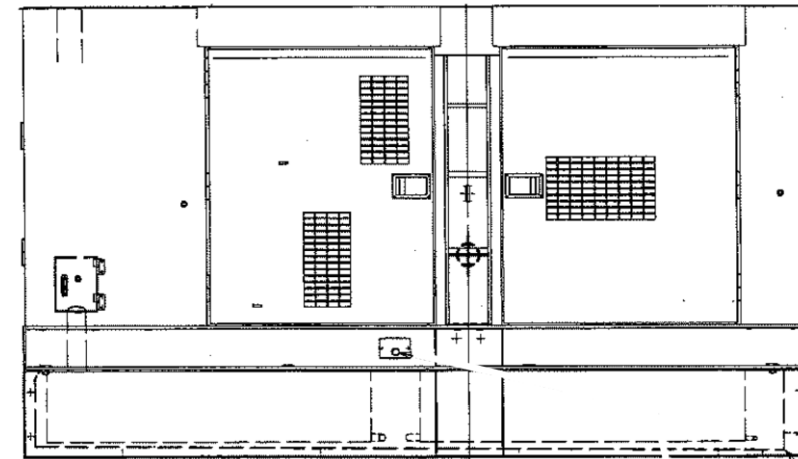
図 61-5-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備構造図



原子炉の状態	項目	内容
運転中	状態検査	振動試験による運転性能の確認
	分解検査	部品の状態の確認
停止中	状態検査	振動試験による運転性能の確認
	機能・性能検査	標榜負荷による出力試験 (発電機電圧、電流、周波数及び電圧) の確認
	絶縁抵抗の測定	絶縁抵抗の測定

第 61-5-1 図 緊急時対策所用発電機 構造図
*今後の設計により変更になる場合あり

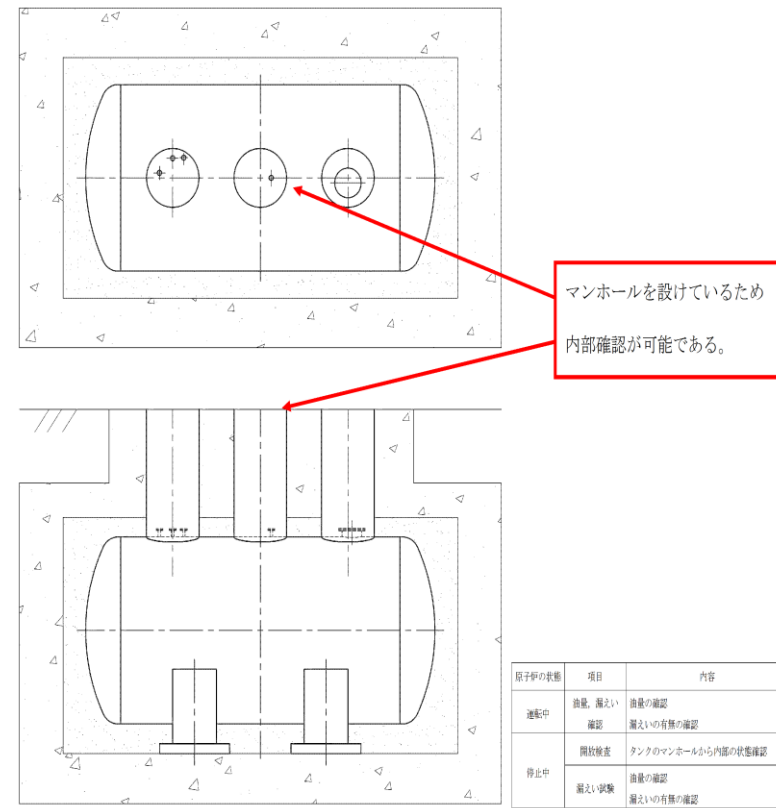
模擬負荷を接続することで機能性能確認が可能である。



(注) 車両に搭載する発電機を示す。

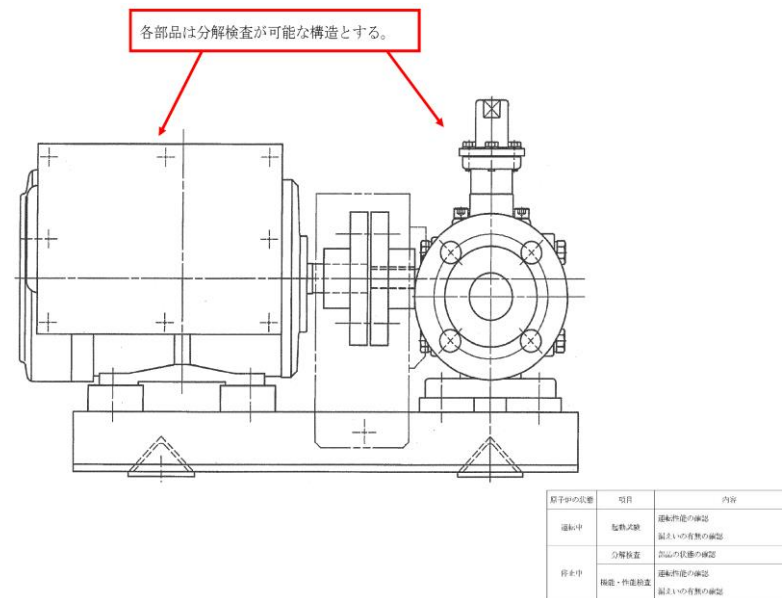
第 61-5-1 図 緊急時対策所用発電機構造図

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
⑥の相違
【東海第二】
島根 2号炉は可搬設備



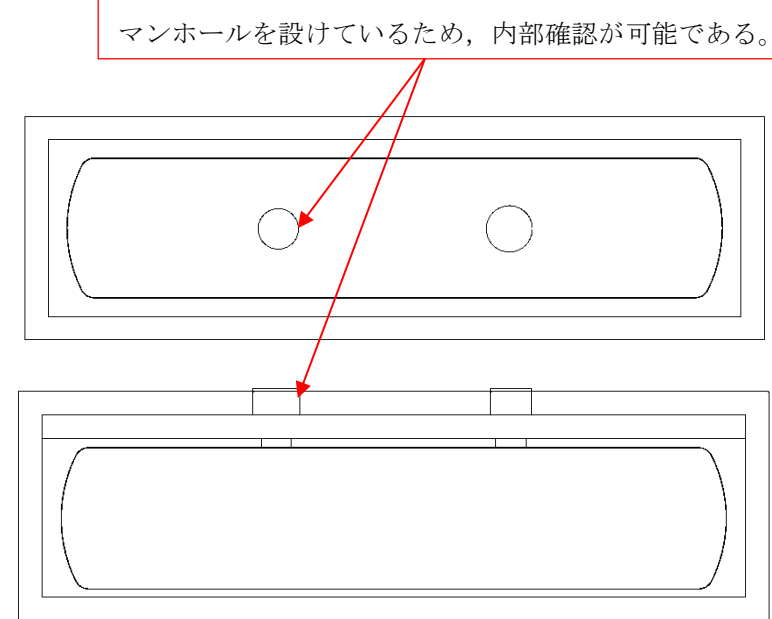
第 61-5-2 図 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク
構造図

*今後の設計により変更になる場合あり

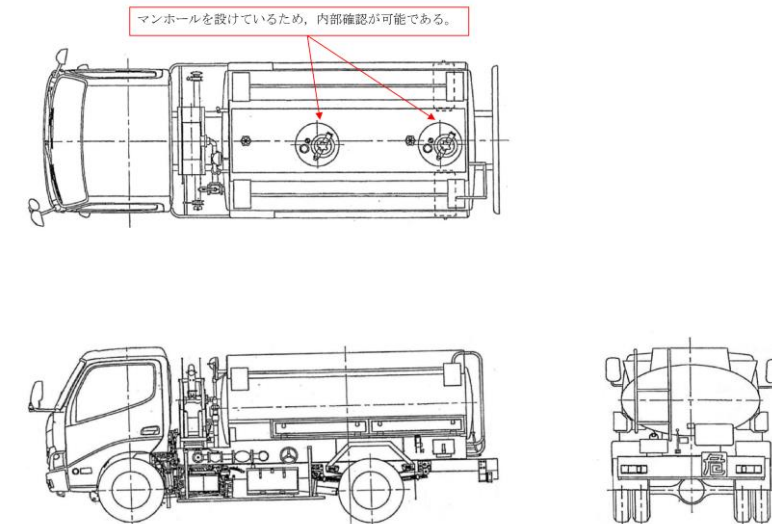


第 61-5-3 図 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 構造図

*今後の設計により変更になる場合あり



第 61-5-2 図 緊急時対策所用燃料地下タンク 構造図



第 61-5-3 図 タンクローリ構造図

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
⑦の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑦の相違

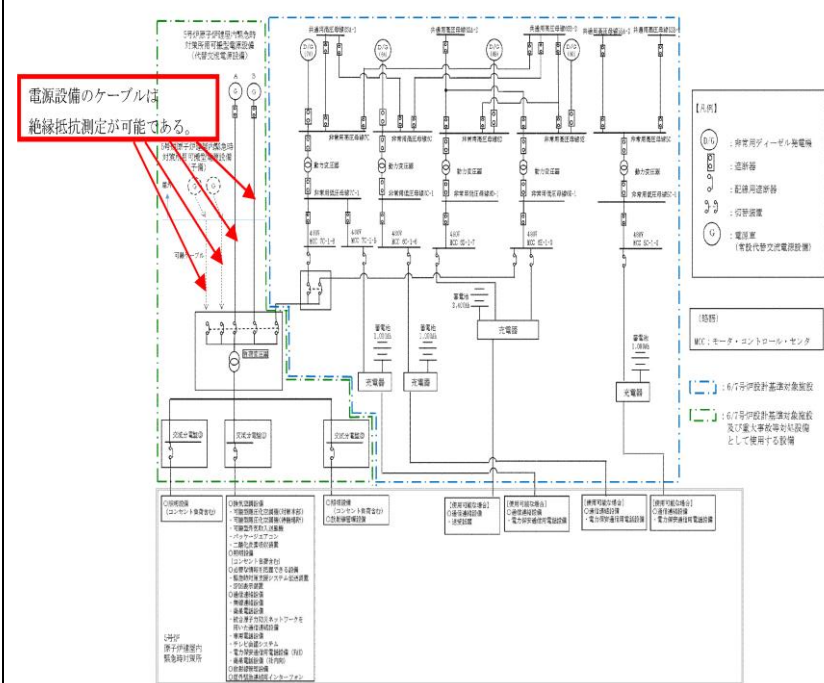
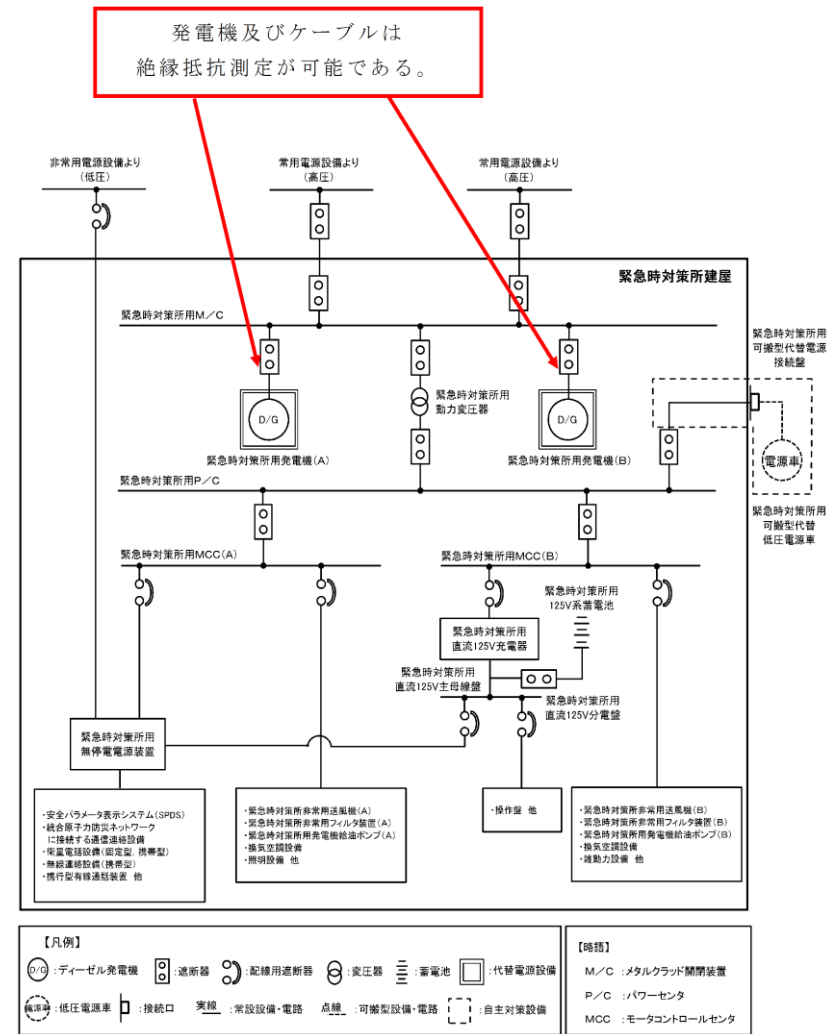
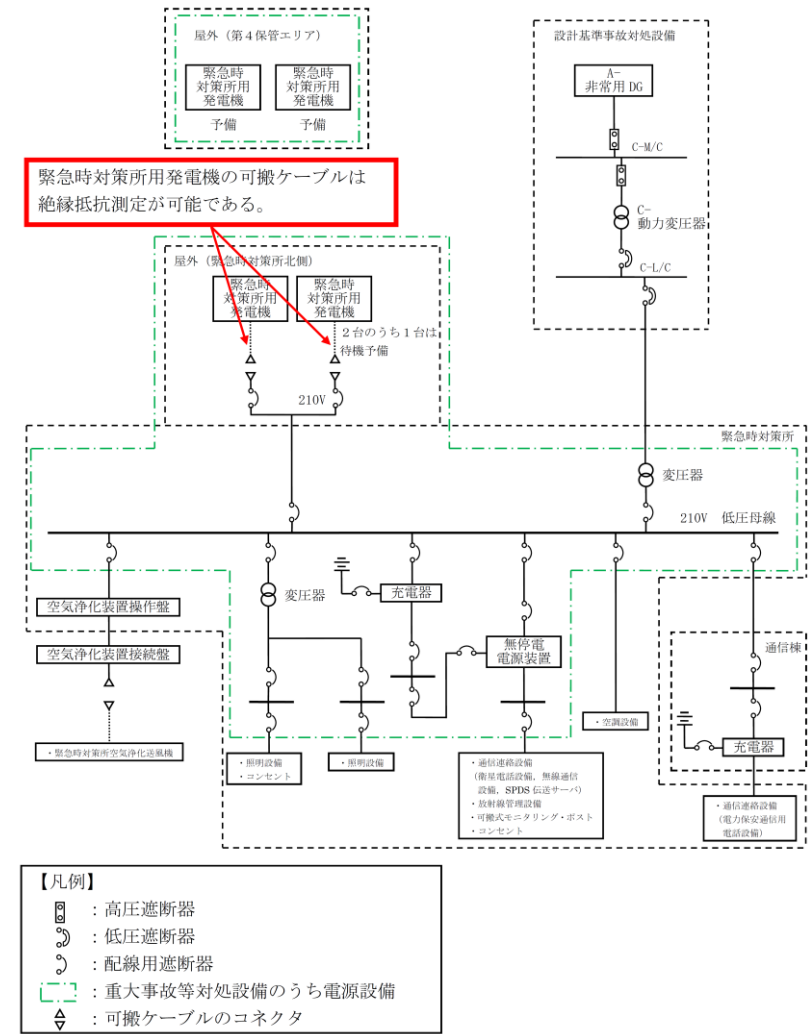


図 61-5-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用ケーブル試験系統図



第61-5-4図 緊急時対策所用発電機 検査系統図

原子炉の状態	項目	内容
運転中	起動検査	起動試験による運転性能の確認
	分解検査	部品の状態を確認
停止中	機能・性能検査	起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定



第 61-5-4 図 可搬ケーブル 試験系統図

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
⑥の相違

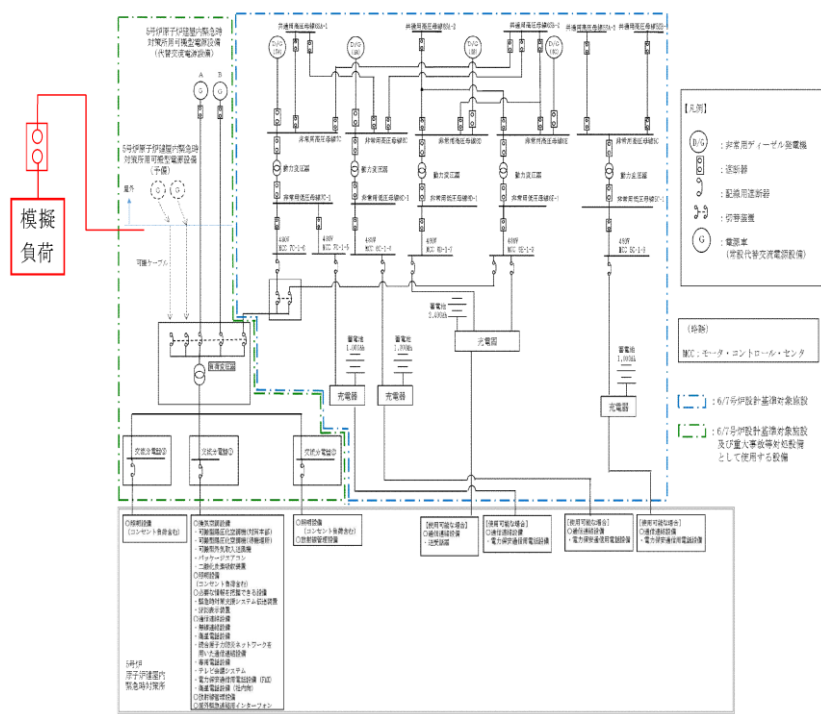
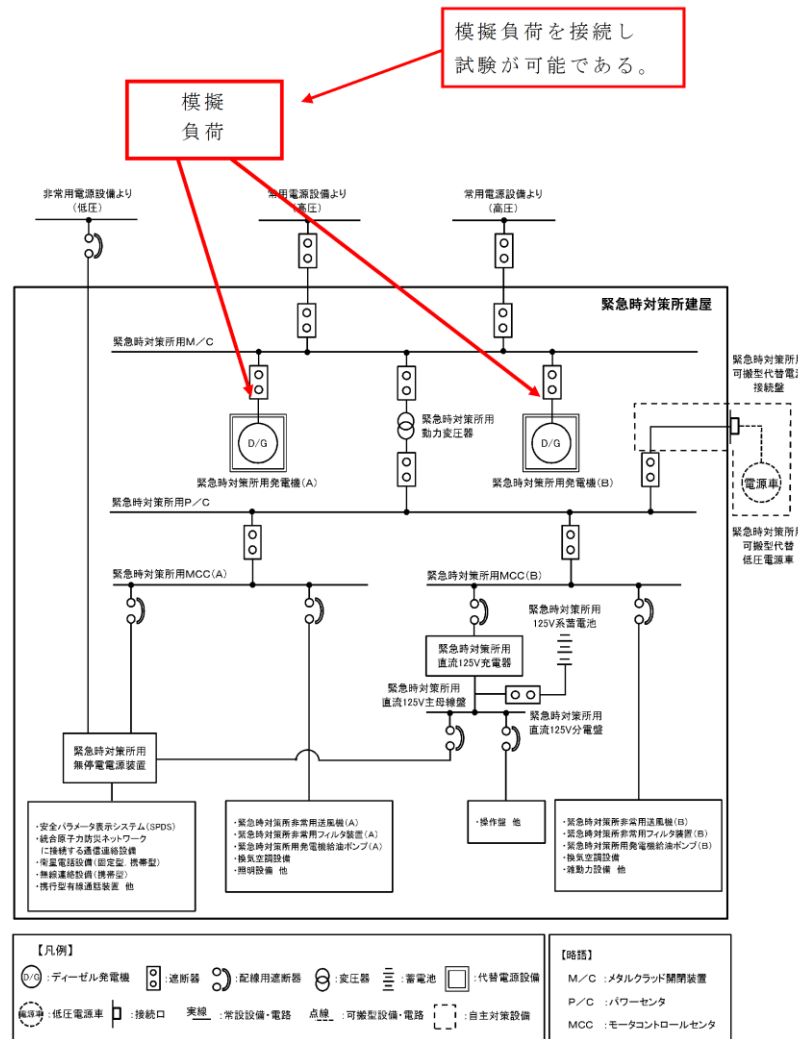
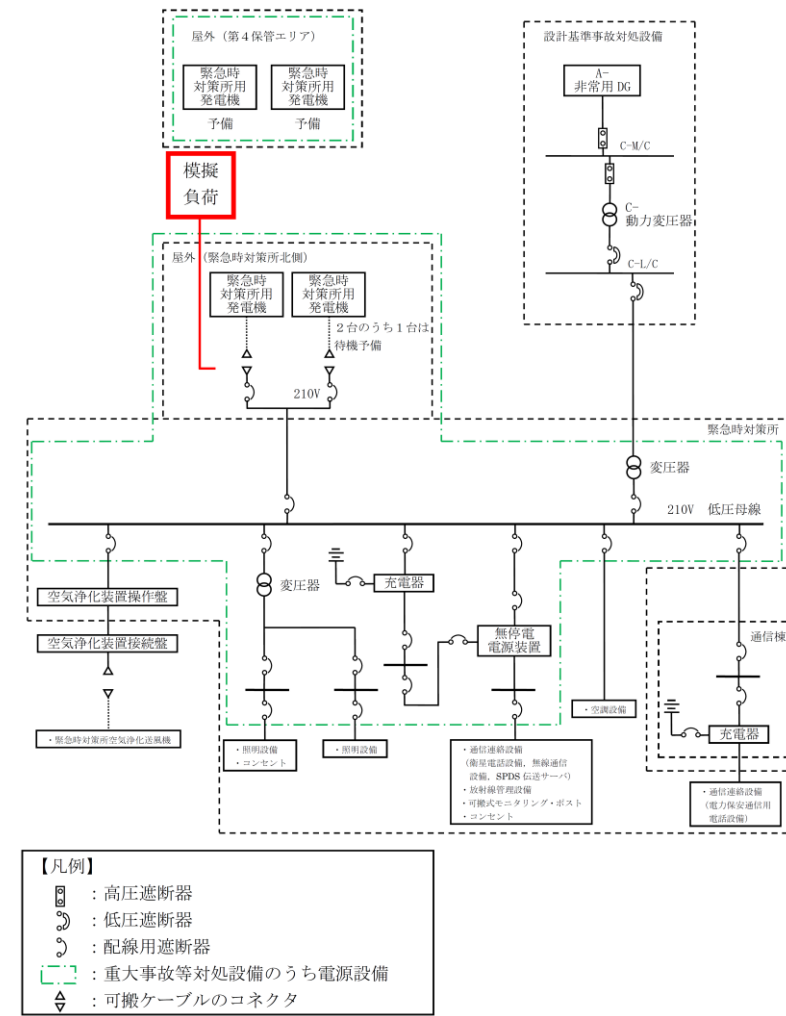


図 61-5-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
試験系統図 (模擬負荷による電源設備の出力性能確認)



第61-5-5図 緊急時対策所用発電機 検査系統図
(模擬負荷による発電機の出力性能確認)

原子炉の状態	項目	内容
運転中	起動検査	起動試験による運転性能の確認
停止中	分解検査	部品の状態を確認
	機能・性能検査	起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定



第 61-5-5 図 緊急時対策所用発電機 試験系統図
(模擬負荷による発電機の出力性能確認)

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
⑥の相違

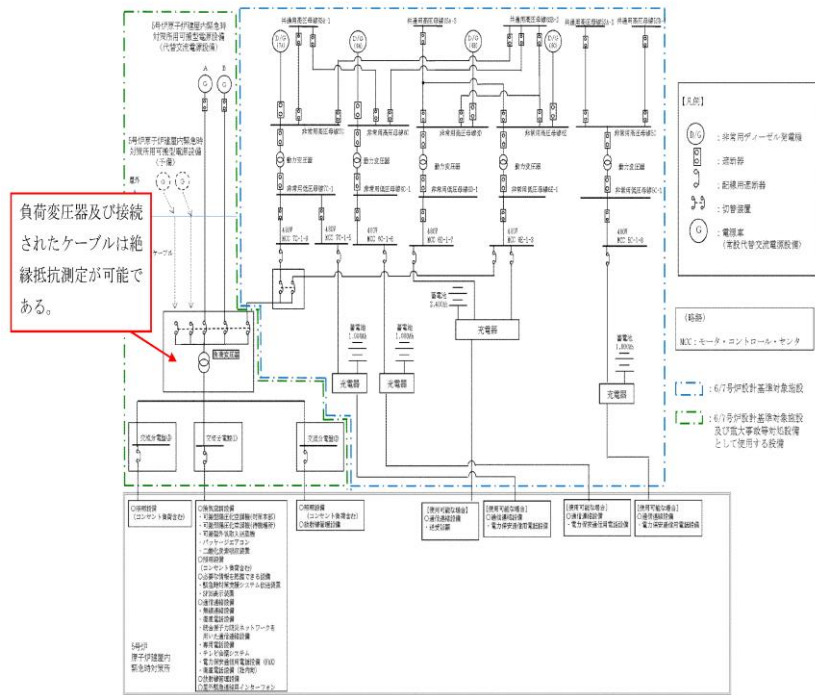
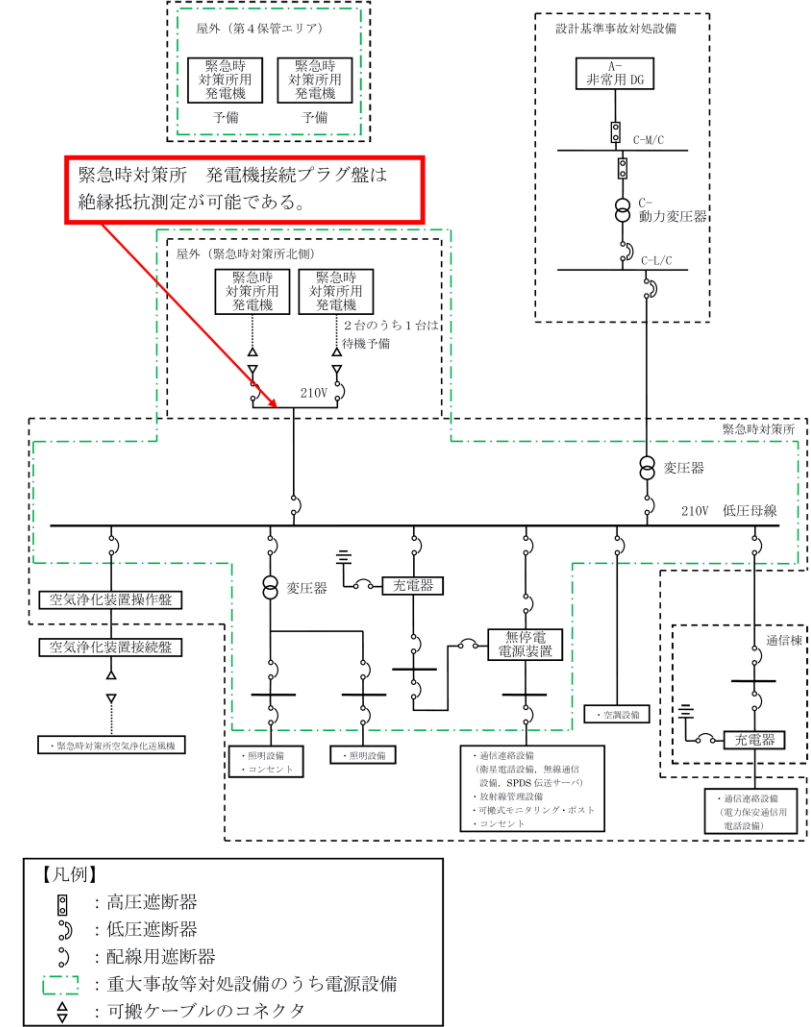


図 61-5-4 負荷変圧器 試験系統図



第 61-5-6 図 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 試験系統図

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑥の相違

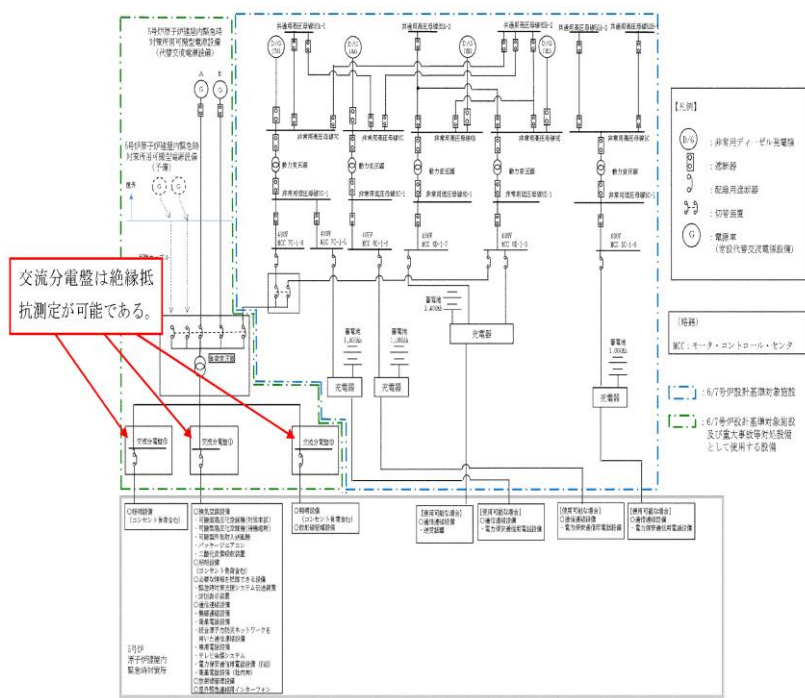
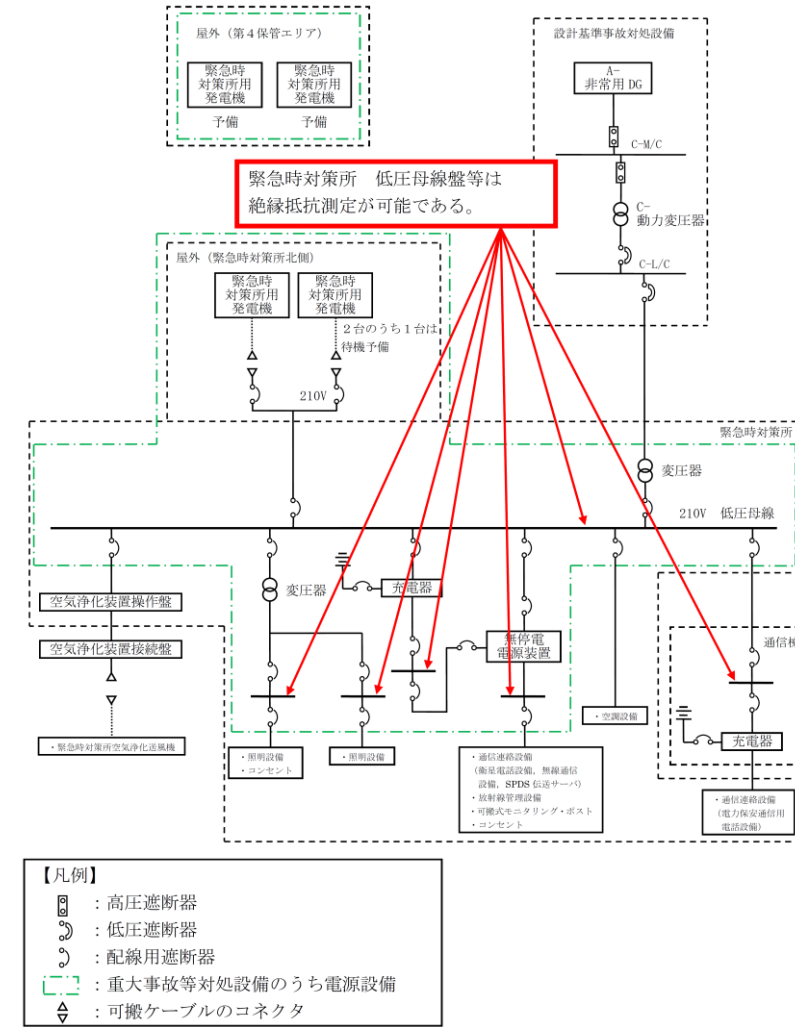


図 61-5-5 交流分電盤 試験系統図



第 61-5-7 図 緊急時対策所 低圧母線盤 試験系統図

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑥の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>○5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、陽圧化に関する試験・検査性について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、陽圧化に関する点検及び検査は表61-5-1のとおりである。</p> <p>表61-5-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、陽圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="160 709 905 905"> <thead> <tr> <th>プラント状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、陽圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型陽圧化空調機、差圧計各々の点検を行うと共に、これら設備を組み合わせた状態で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、陽圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能・性能検査は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に対して、可搬型陽圧化空調機により定格流量により高気密室内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所においては、機能・性能検査として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ポンベ陽圧化装置の空気ポンベより規定流量の空気を高気密室内に供給した場合、高気密室内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。</p> <p>二酸化炭素吸収装置の機能・性能検査は、対策要員が待避している10時間に発生する二酸化炭素を吸収するために必要な二酸化炭素吸収剤量が確保されていることを確認する。</p>	プラント状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認	機能・性能試験	気密性、陽圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>○緊急時対策所非常用換気設備の機能・性能検査及び緊急時対策所(災害対策本部室内)の気密性、正圧化に関する検査性について</p> <p>・緊急時対策所非常用換気設備の機能・性能検査(試運転による機能確認)は第61-5-6図のとおりである。</p> <p>・緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)の気密性、正圧化に関する点検及び検査は第61-5-1表及び第61-5-7図のとおりである。</p> <p>第61-5-1表 緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)の気密性、系統機能に関する検査性</p> <table border="1" data-bbox="958 709 1694 867"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備の機能・性能検査(試運転による機能確認)を行う。</p> <p>緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)の機能・性能検査は、緊急時対策所の出入口エアロック(二重扉構造の出入室)扉を閉止し、外気取り入れ・排気のための隔離ダンパを全閉し、緊急時対策所加圧設備の空気ポンベより規定流量の空気を緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)に供給し、緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p>	原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能検査	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は第61-5-1表のとおりである。</p> <p>第61-5-1表 緊急時対策所の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="1742 709 2502 905"> <thead> <tr> <th>プラント状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所空気浄化送風機、差圧計各々の点検を行うと共に、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策所に対して、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより定格流量により緊急時対策所内を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)より規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所内を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p>	プラント状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	外観確認	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
プラント状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観検査	外観確認																							
	機能・性能試験	気密性、陽圧化機能の確認 運転性能の確認																							
原子炉の状態	項目	内容																							
停止中	機能・性能検査	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認																							
プラント状態	項目	内容																							
運転中又は停止中	外観検査	外観確認																							
	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認																							

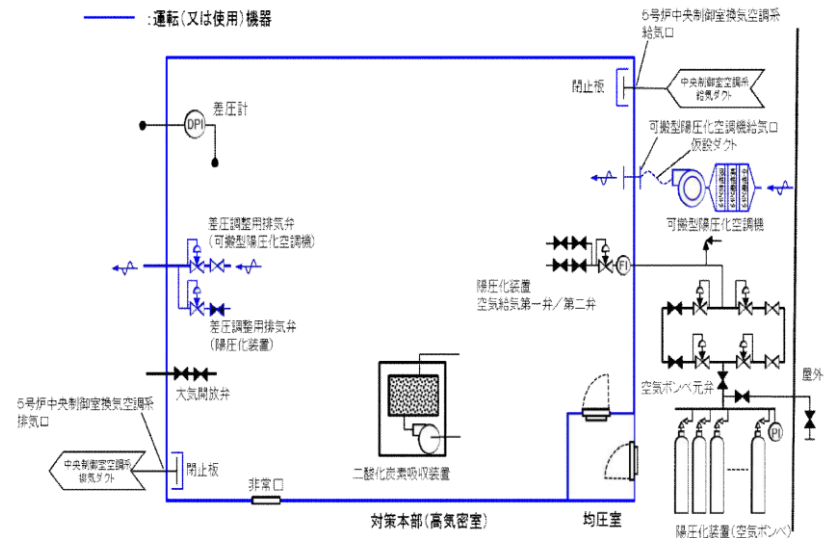
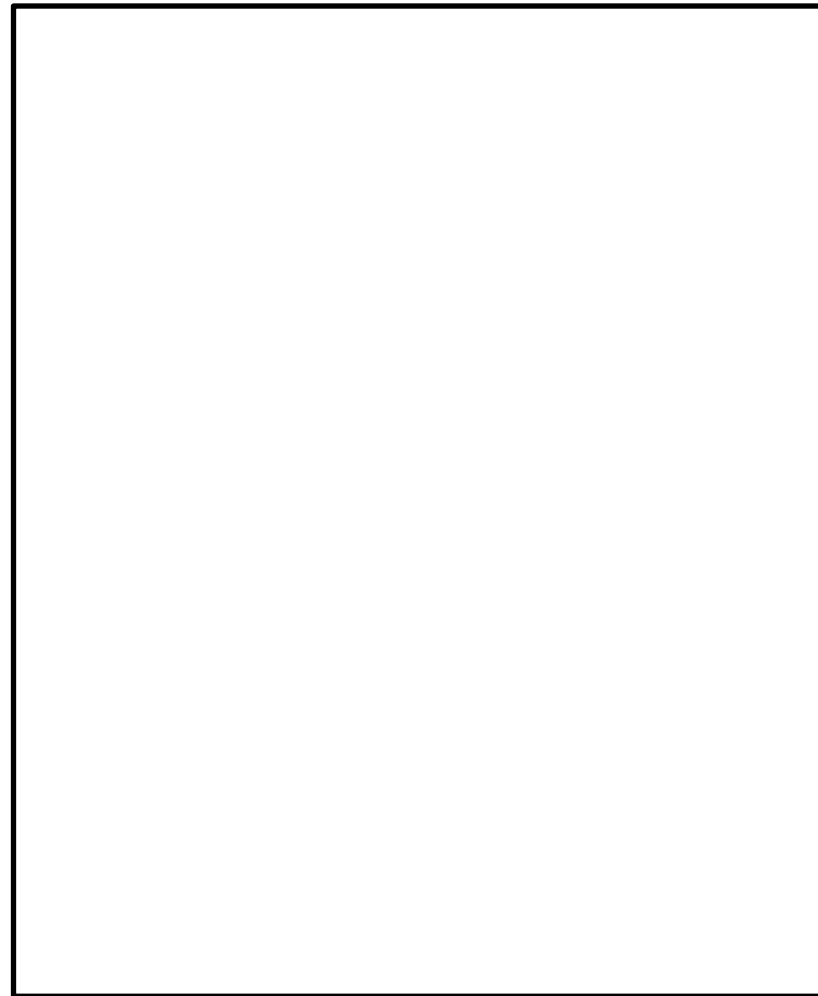


図 61-5-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
換気設備系
可搬型陽圧化空調機による陽圧化時の気密性、陽圧化機能
に関する試験・検査性 概略図



(プルーム通過前及び通過後加圧以降：非常用換気の系統)
第61-5-6図 非常用換気設備の系統に関する点検(検査性)
概略図

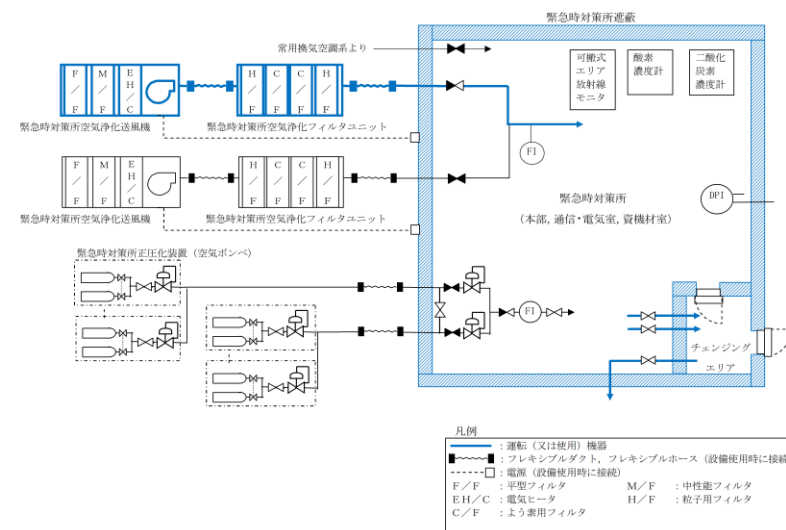
*今後の設計により変更になる場合あり

(緊急時対策所非常用送風機)

原子炉の状態	項目	内容
運転中	起動試験	運転性能の確認
		漏えいの有無の確認
停止中	分解検査	部品の状態の確認
		機能・性能検査
		運転性能の確認
		漏えいの有無の確認

(緊急時対策所非常用フィルタ装置)

原子炉の状態	項目	内容
運転中	密止確認	フィルタ密止確認
		開放点検
停止中	機能・性能検査	運転性能の確認
		フィルタ性能確認 (総合除去効率)
		フィルタを取り出した際の性能確認 (単体除去効率)



第 61-5-8 図 緊急時対策所換気設備
緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化時の気密性、
正圧化機能に関する試験・検査性 概略図

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

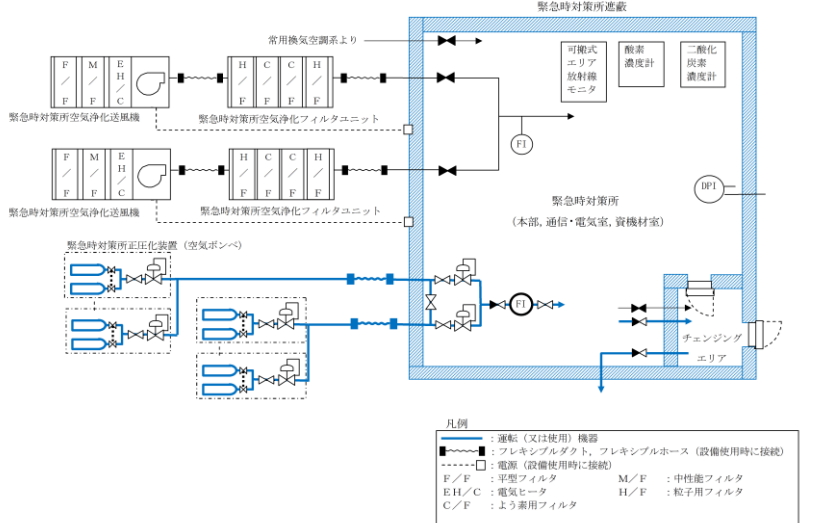
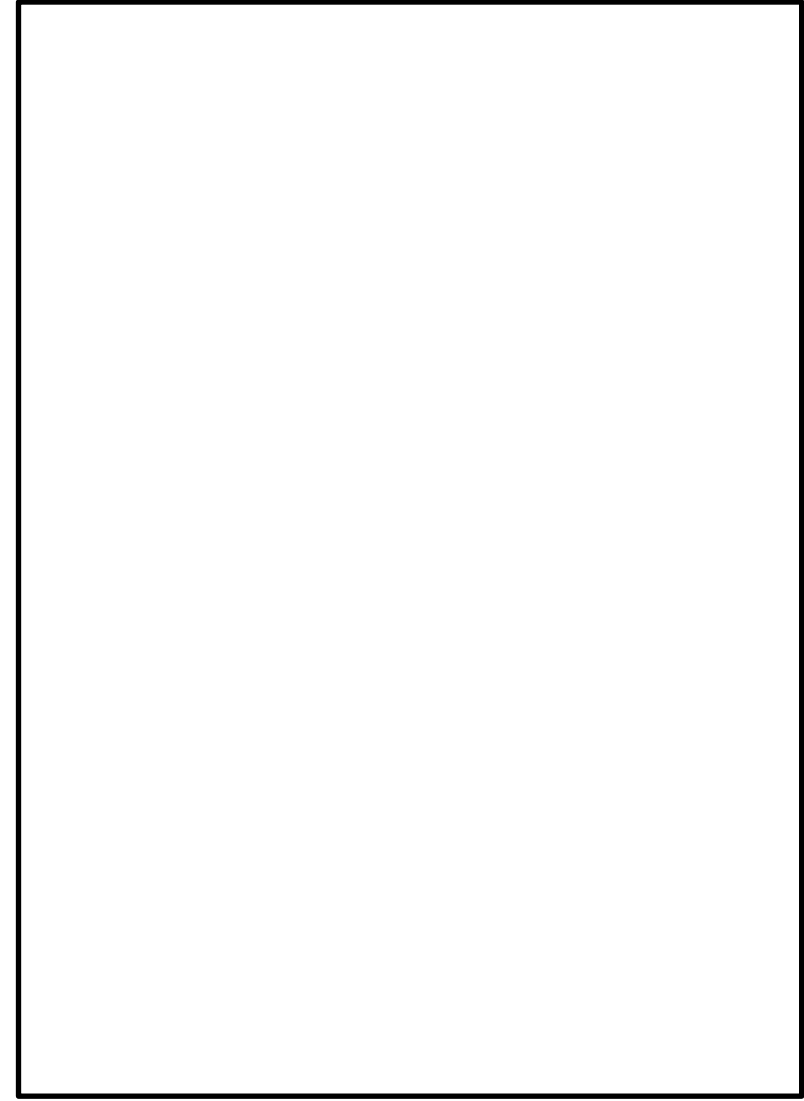
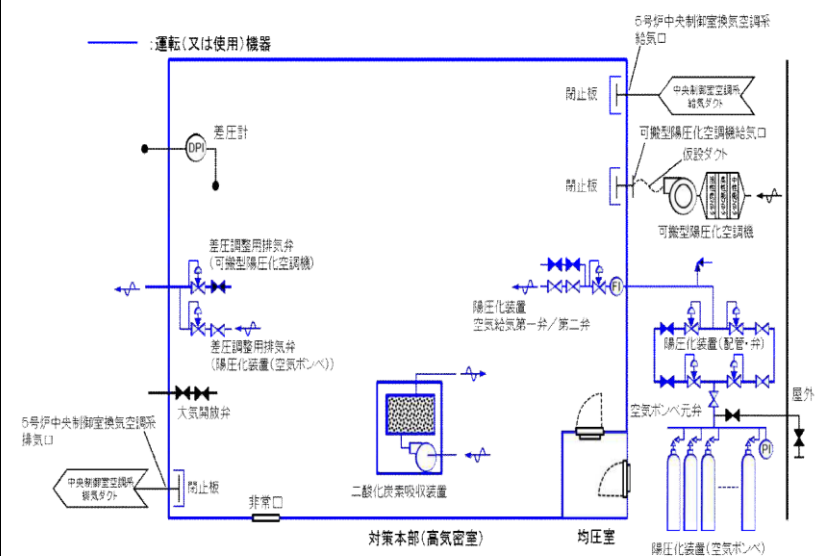


図 61-5-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)換気設備
陽圧化装置(空気ポンプ)による陽圧化時の気密性、陽圧化機能に関する試験・検査性 概略図

(プルーム通過中～通過後加圧：緊急時対策所加圧設備の系統)
第 61-5-7 図 緊急時対策所加圧設備の系統に関する点検(検査性)及び緊急時対策所(災害対策本部室内)の気密性、正圧化機能に関する検査性 概略図

原子炉の状態	項目	内容
運転中	漏えい確認	外観の確認
		空気ポンプへ規定圧力の確認
停止中	機能・性能検査	起動試験による機能確認
		気密性能確認 漏えいの有無の確認

第 61-5-9 図 緊急時対策所換気設備
緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概略図

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

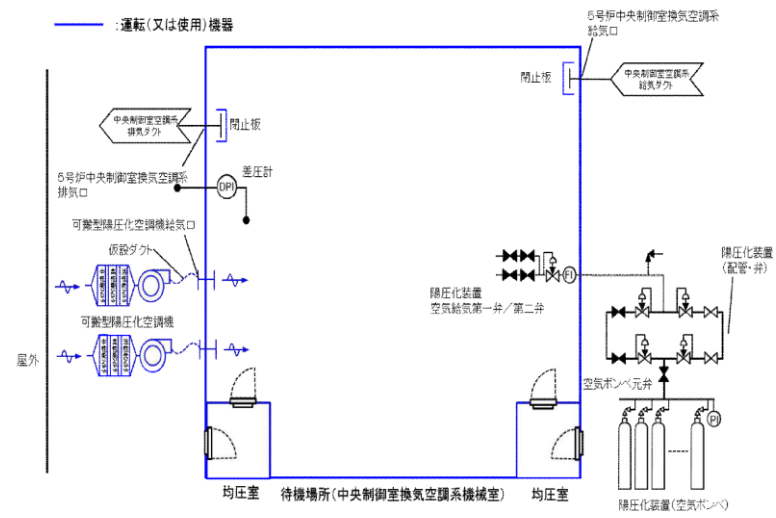


図 61-5-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)

換気設備

可搬型陽圧化空調機による陽圧化時の気密性、
陽圧化機能に関する試験・検査性 概略図

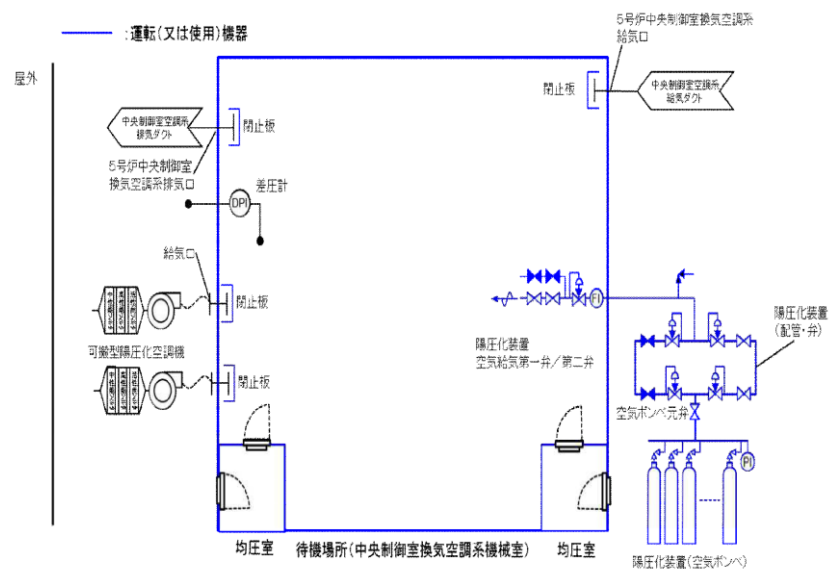


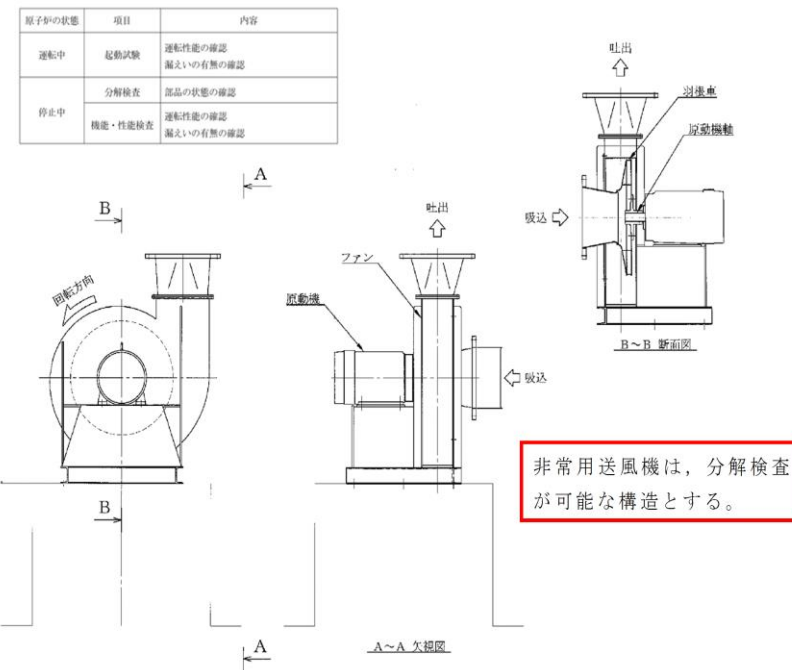
図 61-5-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)

換気設備

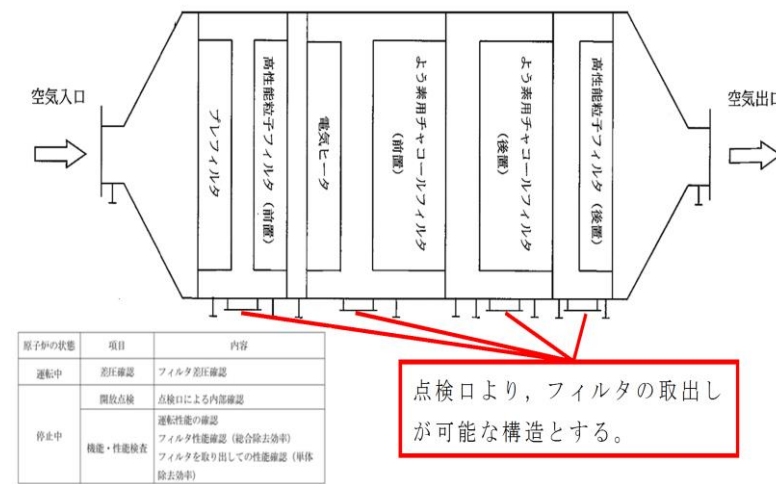
陽圧化装置(空気ポンプ)による陽圧化時の気密性、
陽圧化機能に関する試験・検査性 概略図

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違



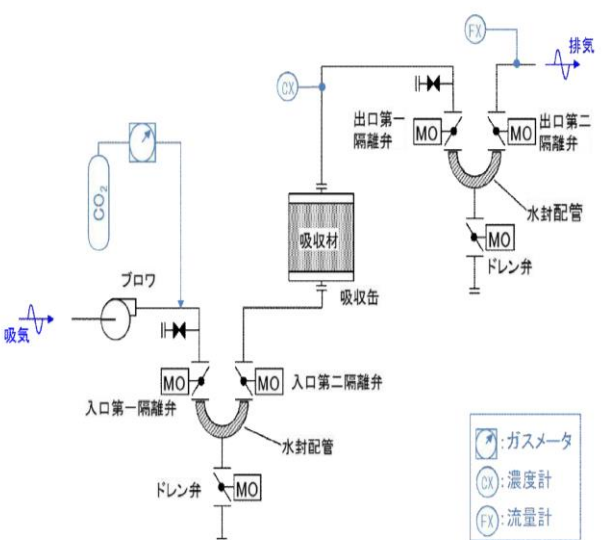
第 61-5-8 図 緊急時対策所非常用送風機 構造図



第 61-5-9 図 緊急時対策所非常用フィルタ装置

・設備の相違
【東海第二】

・設備の相違
【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>○二酸化炭素吸収装置の性能試験について</p> <p>a. 試験方法</p> <p><u>二酸化炭素吸収装置の性能試験は、ブロワ定格風量時においてブロワ下流側に二酸化炭素ポンベから二酸化炭素を吸収缶に供給し二酸化炭素濃度計により出口側の二酸化炭素濃度を測定し、10時間における二酸化炭素吸収剤による二酸化炭素吸収量を測定する。</u></p> <p><u>ここで、二酸化炭素供給量は、ガスメータによりプルーム通過時の高気密室内での二酸化炭素発生量を一定で制御し、10時間の試験により表 2.4-11 の H 項に示す 20.18m³ の積算二酸化炭素発生量を供給可能とする。</u></p> <p><u>本試験は収容人数をプルーム通過時に必要な対策要員 81 名に余裕を考慮した 84 名が発生する二酸化炭素量に対して、再現性確認として 3 回実施し、二酸化炭素吸収装置の定格風量 600m³/h、二酸化炭素吸収剤容量 []kg とした場合において、上記の積算二酸化炭素発生量 20.5m³ を除去するとともに、二酸化炭素濃度(吸収缶出口側)を判定基準となる 0.5% 以下に維持可能なことについて確認を行う。</u></p> <p><u>二酸化炭素吸収性能試験装置の系統図を図 61-5-10 に示す。</u></p>  <p>図 61-5-10 二酸化炭素吸収性能試験装置 系統図</p>			<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違【柏崎 6/7】③の相違 ・設備の相違【柏崎 6/7】③の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考									
<p>○酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 差圧計の試験・検査性について</p> <p>酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計は, 運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。<u>また差圧計は校正済みのものを定期的に入れ替えて使用することとし, 高気密室及び待機場所空調バウンダリの気密性, 陽圧化機能を確認する時点で併せて指示を確認する設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計概略図を図 61-5-11, 二酸化炭素濃度計概略図を図 61-5-12 に示す。</p> <div data-bbox="409 751 664 1129" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="332 1150 730 1182" data-label="Caption"> <p>図 61-5-11 酸素濃度計の概略図</p> </div> <div data-bbox="323 1262 721 1633" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="296 1686 771 1717" data-label="Caption"> <p>図 61-5-12 二酸化炭素濃度計の概略図</p> </div>	<p>○酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計の検査性について</p> <p>酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計は, 運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計概略図を第61-5-10図, 二酸化炭素濃度計概略図を第61-5-11図 に示す。</p> <div data-bbox="1190 751 1445 1062" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1104 1150 1546 1182" data-label="Caption"> <p>第61-5-10図 酸素濃度計の概略図</p> </div> <div data-bbox="1270 1247 1418 1650" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1056 1686 1590 1717" data-label="Caption"> <p>第 61-5-11 図 二酸化炭素濃度計の概略図</p> </div> <div data-bbox="1065 1738 1576 1887" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>濃度計作動及び指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正</td> </tr> </tbody> </table> </div>	原子力の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	濃度計作動及び指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正	<p>○酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 差圧計の試験・検査性について</p> <p>酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び差圧計は, 運転中又は停止中においても校正ガス等による性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計外観図を第 61-5-10 図, 二酸化炭素濃度計外観図を第 61-5-11 図に示す。</p> <div data-bbox="1881 747 2347 1136" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1881 1150 2347 1182" data-label="Caption"> <p>第 61-5-10 図 酸素濃度計の外観図</p> </div> <div data-bbox="1917 1289 2288 1619" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1843 1686 2386 1717" data-label="Caption"> <p>第 61-5-11 図 二酸化炭素濃度計の外観図</p> </div>	<p>・保守点検方法の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違</p>
原子力の状態	項目	内容										
運転中	パラメータ確認	濃度計作動及び指示値確認										
停止中	機能・性能検査	模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正										

○可搬型エリアモニタの試験・検査性について

可搬型エリアモニタはプラント運転中、プラント停止中に、模擬入力による機能・性能試験及び校正が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。

可搬型エリアモニタ概略図を図 61-5-13に示す。



図 61-5-13 可搬型エリアモニタの概略図

○緊急時対策所エリアモニタの検査性について

緊急時対策所エリアモニタは、運転中又は停止中においても線源による校正により機能・性能試験を行うことが可能な設計とする。

緊急時対策所エリアモニタの概略図を第61-5-12図に示す。



第 61-5-12 図 緊急時対策所エリアモニタの概略図

原子炉の状態	項目	内容
運転中	パラメータ確認	エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認
停止中	機能・性能検査	模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正

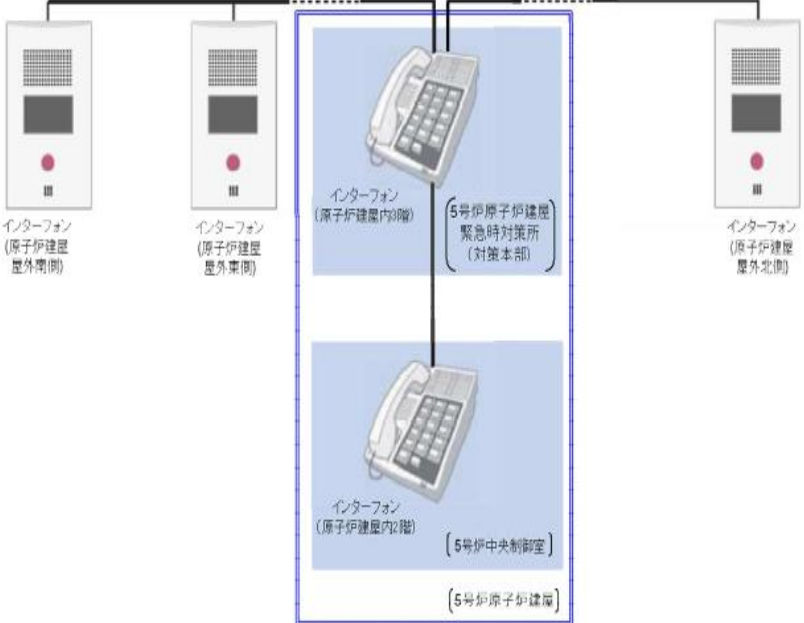
○可搬式エリア放射線モニタの試験・検査性について

可搬式エリア放射線モニタはプラント運転中、プラント停止中に、模擬入力による機能・性能試験及び校正が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。

可搬式エリア放射線モニタ外観図を第 61-5-12 図に示す。



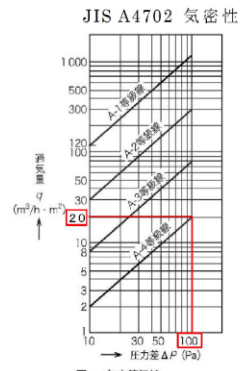
第 61-5-12 図 可搬式エリア放射線モニタの外観図

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>○5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの試験・検査性について</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、プラント運転中及びプラント停止中に、屋外3箇所に設置するインターフォンと、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中央制御室に設置するインターフォンとの通話確認を行うことができるようにすることで、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの構成概略を図61-5-14に示す。</p>  <p>図 61-5-14 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの概略構成図</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">61-6</p> <p style="text-align: center;">容量設定根拠</p>	<p style="text-align: center;">61-6</p> <p style="text-align: center;">容量設定根拠</p>	<p style="text-align: center;">61-6</p> <p style="text-align: center;">容量設定根拠</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<table border="1" data-bbox="172 220 899 367"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) /隣接区画の陽圧化差圧</td> </tr> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </table> <p data-bbox="201 388 899 514">【設定根拠】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p data-bbox="201 556 899 682">低温及び高温の設計基準については、観測記録(気象庁アメダス)年超過確率評価を踏まえ最低気温が最も小さく、及び最高気温が最も大きくなる値を設計基準として定めた。評価の結果、統計的な処理による年超過確率10^{-4}の値として最低気温は-15.2°C、及び最高気温は38.8°Cとなった。</p> <p data-bbox="201 693 899 892">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化バウンダリの設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)のある原子炉建屋付属棟の設計最高温度40°C、隣接区画を年超過確率10^{-4}の値よりも厳しい最低温度-17.0°Cと仮定すると、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の階層高さは最大6mであるため、以下のとおり約9Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = \{(-17^{\circ}\text{Cの乾き空気の密度}) - (+40^{\circ}\text{Cの乾き空気の密度})\} \times \text{階層高さ}$ $= (1.378 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.828 \text{ kg/m}^3 (\approx 8.11\text{Pa})$ <p data-bbox="201 1071 899 1134">このため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) /隣接区画の陽圧化差圧	差圧	Pa	20以上	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="988 220 1662 388"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>正圧化に必要な差圧</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所(災害対策本部室) /周辺エリアの正圧化差圧</td> <td>Pa</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </table> <p data-bbox="988 399 1662 567">【設定根拠】 緊急時対策所の正圧化バウンダリ(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)は、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは周辺エリアとの温度差によるものと考えられる。</p> <p data-bbox="988 640 1662 861">重大事故等発生時の災害対策本部室及び周辺エリアの温度を外気の気象観測データ(水戸地方気象台の過去の観測記録)から最高38.4°C、最低-12.7°Cとする。災害対策本部室の天井高さは約5.7mであるため、以下のとおり約12.4Pa以上の圧力差があれば温度の影響を受けたとしても、正圧を維持できる。</p> $\Delta P = \{(-12.7^{\circ}\text{Cの乾き空気の密度}) - (38.4^{\circ}\text{Cの乾き空気の密度})\} \times (\text{高低差})$ $= \{ (1.3555) - (1.1332) \} \times (5.7)$ $= 1.26711 (\text{kg/m}^3)$ $= 12.426 (\text{Pa})$ <p data-bbox="988 1060 1662 1144">このため、緊急時対策所の正圧化バウンダリの必要差圧は、設計裕度を考慮して周辺エリア+20Pa以上とする。</p>	名称		正圧化に必要な差圧	緊急時対策所(災害対策本部室) /周辺エリアの正圧化差圧	Pa	20以上	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1751 220 2484 325"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>緊急時対策所/屋外の正圧化差圧</td> </tr> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </table> <p data-bbox="1765 346 2484 472">【設定根拠】 緊急時対策所の正圧化バウンダリは、配置上、外気の風の影響を直接受ける屋外に設置されているため、室内へのインリークは外気の風の動圧によるものと考えられる。</p> <p data-bbox="1765 504 2484 619">緊急時対策所の正圧化バウンダリの設計に際しては、重大事故等時の屋外想定風速を、被ばく評価で用いる気象条件における風速8.0m/sを上回る値10m/sと仮定すると、以下のとおり60Paあれば、動圧の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = (\text{空気密度}) \div 2 \times (\text{屋外想定風速})^2$ $= 1.2 \div 2 \times 10^2$ $= 60\text{Pa}$ <p data-bbox="1765 777 2484 840">このため、緊急時対策所の正圧化バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して屋外+100Paとする。</p>	名称		緊急時対策所/屋外の正圧化差圧	差圧	Pa	100以上	機器仕様に関する注記		—	<p data-bbox="2537 210 2804 420">・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p>
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) /隣接区画の陽圧化差圧																												
差圧	Pa	20以上																												
機器仕様に関する注記		—																												
名称		正圧化に必要な差圧																												
緊急時対策所(災害対策本部室) /周辺エリアの正圧化差圧	Pa	20以上																												
機器仕様に関する注記		—																												
名称		緊急時対策所/屋外の正圧化差圧																												
差圧	Pa	100以上																												
機器仕様に関する注記		—																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<table border="1" data-bbox="172 216 896 409"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>560以上(注1), (600以上(注2))</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="201 430 296 451">【設定根拠】</p> <p data-bbox="201 457 296 478">(1)換気量</p> <p data-bbox="213 489 296 510">(a)収容人数</p> <ul data-bbox="261 520 504 546" style="list-style-type: none"> ・収容対策要員人数 : 86名 <p data-bbox="213 556 504 577">(b)許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度</p> <p data-bbox="231 588 890 672">許容二酸化炭素濃度は, JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」に定める <u>0.5%以下</u>とする。許容酸素濃度は, 労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則に定める <u>18%以上</u>とする。</p> <p data-bbox="213 682 385 703">(c)必要換気量の計算式</p> <p data-bbox="243 714 593 735">①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)</p> <ul data-bbox="261 745 890 966" style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n=86名 ・許容二酸化炭素濃度 : C=0.5%(JEAC4622-2009) ・大気二酸化炭素濃度 : C₀=0.039%(標準大気二酸化炭素濃度) ・二酸化炭素発生量 : M=0.030m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量) ・必要換気量 : Q₁=100×M×n÷(C-C₀) m³/h(空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量) $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 86 \div (0.5 - 0.039) \approx 560 [\text{m}^3/\text{h}]$ <p data-bbox="243 1039 534 1060">②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂)</p> <ul data-bbox="261 1071 890 1291" style="list-style-type: none"> ・収容人数 : 86名 ・吸気酸素濃度 : a=20.95%(標準大気酸素濃度) ・許容酸素濃度 : b=18%(労働安全衛生規則) ・成人の呼吸量 : c=0.48m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧) ・乾燥空気換算呼吸酸素濃度 : d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧) ・必要換気量 : Q₂=c×(a-d)×n÷(a-b)m³/h(空気調和・衛生工学便覧のO₂濃度基準必要換気量) 	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機	台数	台	1(予備1)	容量	m ³ /h/台	560以上(注1), (600以上(注2))	機器仕様に関する注記		注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す	<table border="1" data-bbox="1003 237 1656 409"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所非常用送風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h</td> <td>約5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1023 409 1528 451">【設定根拠】 必要外気取入量算出における適用項目表(必要量)</p> <div data-bbox="985 457 1685 1360" style="border: 2px solid black; height: 430px; width: 100%;"></div>	名称		緊急時対策所非常用送風機	台数	台	1(予備1)	容量	m ³ /h	約5,000	機器仕様に関する注記		-	<table border="1" data-bbox="1757 216 2487 367"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所空気浄化送風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1(予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>958以上(注1), (1,500以上(注2))</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1786 409 1884 430">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1786 436 1884 457">(1)換気量</p> <p data-bbox="1804 468 1914 489">(a)収容人数</p> <ul data-bbox="1852 499 2077 525" style="list-style-type: none"> ・収容対策要員人数 : 150名 <p data-bbox="1804 535 2151 556">(b)許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度</p> <p data-bbox="1822 567 2478 640">許容二酸化炭素濃度は, JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」に定める <u>0.5%以下</u>とする。許容酸素濃度は, 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則に定める <u>18%以上</u>とする。</p> <p data-bbox="1804 651 2018 672">(c)必要換気量の計算式</p> <p data-bbox="1822 682 2226 703">①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)</p> <ul data-bbox="1840 714 2478 934" style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n=150名 ・許容二酸化炭素濃度 : C=0.5%(JEAC4622-2009) ・大気二酸化炭素濃度 : C₀=0.03%(空気調和・衛生工学便覧) ・二酸化炭素発生量 : M=0.030m³/h/名(空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量) ・必要換気量 : Q₁=100×M×n÷(C-C₀)m³/h(空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量) $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 150 \div (0.5 - 0.03) \approx 958 \text{m}^3/\text{h}$ <p data-bbox="1822 945 2166 966">②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂)</p> <ul data-bbox="1840 976 2478 1197" style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n=150名 ・吸気酸素濃度 : a=20.95%(空気調和・衛生工学便覧) ・許容酸素濃度 : b=18%(労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則) ・成人の呼吸量 : c=1.44m³/h/名(空気調和・衛生工学便覧の歩行時程度の呼吸量) ・乾燥空気換算呼吸酸素濃度 : d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧) ・必要換気量 : Q₂=c×(a-d)×n÷(a-b)m³/h(空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量) $Q_2 = 1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 150 \div (20.95 - 18.0) \approx 334 \text{m}^3/\text{h}$	名称		緊急時対策所空気浄化送風機	台数	台	1(予備2)	容量	m ³ /h/台	958以上(注1), (1,500以上(注2))	機器仕様に関する注記		注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す	<p data-bbox="2537 216 2789 420">・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p>
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機																																					
台数	台	1(予備1)																																					
容量	m ³ /h/台	560以上(注1), (600以上(注2))																																					
機器仕様に関する注記		注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す																																					
名称		緊急時対策所非常用送風機																																					
台数	台	1(予備1)																																					
容量	m ³ /h	約5,000																																					
機器仕様に関する注記		-																																					
名称		緊急時対策所空気浄化送風機																																					
台数	台	1(予備2)																																					
容量	m ³ /h/台	958以上(注1), (1,500以上(注2))																																					
機器仕様に関する注記		注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す																																					

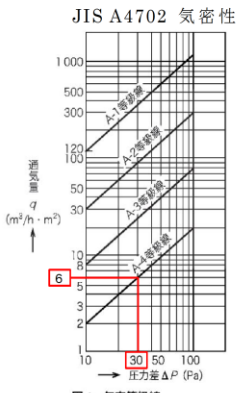
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【設定根拠】(続)</p> $Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 86 \div (20.95 - 18.0)$ $\approx 64 \text{ [m}^3/\text{h]}$ <p>(d) 高気密室の設計漏えい率 高気密室の設計漏えい率は酸素濃度基準に基づく必要換気量に合わせ、64m³/h (20Pa 陽圧化時) とする。</p> <p>(e) 必要換気量 上記より、可搬型陽圧化空調機の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量、酸素基準の必要換気量及び設計漏えい率に対して余裕をもたせた 600m³/h/台以上×1 台を確保する。</p>		<p>【設定根拠】(続)</p> <p>(d) 緊急時対策所の設計漏えい率 緊急時対策所の設計漏えい率は、類似施設である免震重要棟で実施した気密試験結果の漏えい率 0.12 回/h (20Pa 正圧化時) を基に、正圧化圧力を 100Pa で換算した想定設計漏えい率 0.15 回/h として算出した漏えい量 323m³/h に余裕をみた 330m³/h としている。 緊急時対策所体積×設計漏えい率=設計漏えい量 2,150m³×0.15 回/h=323m³/h</p> <p>上記の設計漏えい率は、緊急時対策所の漏えいの可能性のある箇所から算定した、合計漏えい量を上回っていることを以下のとおり確認している。</p> <p>〈漏えいの可能性のある箇所〉</p> <p>① 屋外への扉 (2箇所) 扉の合計面積 8.12m² (2.0w×2.8h+1.2w×2.1h) 扉面積あたりのリーク量：20m³/h・m² (JIS A4702：A-4 等級の扉で差圧を 100Pa)</p>  <p>屋外への扉 (2箇所) の合計リーク量：162.4m³/h (扉面積 8.12m²×扉面積あたりのリーク量 20m³/h・m²)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="967 212 1694 1339" style="border: 2px solid black; height: 537px; width: 245px;"></div> <div data-bbox="988 1339 1673 1459" style="border: 1px solid black; height: 57px; width: 231px; margin-top: 10px;"></div>	<p>【設定根拠】(続)</p> <p>②配管及びケーブルの屋外への貫通部 (250 箇所*) 当該貫通部の穴仕舞は気密性を確保するよう施工しており、漏えいの可能性は低い、仮に1箇所当たり5mm²の穴があることで計算する。 ※約200箇所に余裕をみた250箇所として計算する。なお、ケーブルについては保守的に、ケーブルトレイ内にまとめて敷設されるケーブルも1本ずつ貫通部としている。</p> <p>$Q_p = A_i \times \sqrt{(2 \times \Delta p \div \rho \div \zeta)} \times 3600$ (空気調和衛生工学便覧の管出口局部抵抗の算定式を展開) Q_p: リーク量 (m³/h) ζ: 開口部抵抗係数 (0.88: 空気調和衛生工学便覧 (管出口) の値とする) A_i: 開口部面積 (0.000005m² (保守的に5mm²とする)) Δp: 圧力差 (100Pa) ρ: 空気の比重 (1.18 kg/m³)</p> <p>上記を計算の結果0.250m³/h/箇所となり、貫通部250箇所の合計漏えい量は62.5m³/hとなる。 ①+②の合計漏えい量224.9m³/hを上回る、設計漏えい率0.15回/hを用いた場合の設計漏えい量330m³/hを保守的に適用している。</p> <p>(e) 必要換気量 上記より、緊急時対策所空気浄化送風機の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量、酸素基準の必要換気量及び設計漏えい率を満たすことができる流量958m³/h以上とする。公称値については、要求される容量958m³/hを上回る1,500m³/h/台×1台とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
	<div data-bbox="973 226 1697 613" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<table border="1" data-bbox="1745 218 2496 558"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1745 218 2077 247">名 称</th> <th colspan="2" data-bbox="2077 218 2496 247">緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 247 1780 403" rowspan="2">効 率</td> <td data-bbox="1780 247 1863 403">単体 除去 効率</td> <td data-bbox="1863 247 2077 310">高性能粒子フィルタ</td> <td data-bbox="2077 247 2496 310">99.97 以上 (0.15 μm粒子)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1863 310 2077 403">よう素用 チャコールフィルタ</td> <td data-bbox="2077 310 2496 403">95 以上 (有機よう素) 99 以上 (無機よう素) (相対湿度 95%, 温度 30℃において)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 403 1780 558" rowspan="2">率</td> <td data-bbox="1780 403 1863 558">総合 除去 効率</td> <td data-bbox="1863 403 2077 466">高性能粒子フィルタ</td> <td data-bbox="2077 403 2496 466">99.99 以上 (0.7 μm粒子)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1863 466 2077 558">よう素用 チャコールフィルタ</td> <td data-bbox="2077 466 2496 558">99.75 以上 (有機よう素) 99.99 以上 (無機よう素) (相対湿度 95%, 温度 30℃において)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1774 592 1881 642">【設定根拠】 (概要)</p> <p data-bbox="1762 651 2496 764">重大事故等時に使用する緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、以下の機能を有する。緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまることができるよう設置する。</p> <p data-bbox="1762 772 2496 974">系統構成は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気を行うため、緊急時対策所空気浄化送風機を使用し、緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを介して緊急時対策所内へ屋外の空気を供給することで微粒子及び放射性よう素を除去低減し、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を超えない設計とする。</p> <p data-bbox="1762 982 2496 1033">緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保有数は、1個と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個の合計3個を保管する。</p> <p data-bbox="1762 1071 1875 1096">1. 効 率</p> <p data-bbox="1762 1104 1935 1129">(1) 単体除去効率</p> <p data-bbox="1762 1138 2000 1163">a. 高性能粒子フィルタ</p> <p data-bbox="1798 1171 2496 1276">高性能粒子フィルタの単体除去効率は、「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ (JIS Z 4812-1995)」で規定される性能を基に設定し、基準粒子径0.15 μmにおける単体除去効率が99.97%以上と規定されていることから、99.97%以上 (0.15 μm粒子) とする。</p>	名 称		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット		効 率	単体 除去 効率	高性能粒子フィルタ	99.97 以上 (0.15 μm粒子)	よう素用 チャコールフィルタ	95 以上 (有機よう素) 99 以上 (無機よう素) (相対湿度 95%, 温度 30℃において)	率	総合 除去 効率	高性能粒子フィルタ	99.99 以上 (0.7 μm粒子)	よう素用 チャコールフィルタ	99.75 以上 (有機よう素) 99.99 以上 (無機よう素) (相対湿度 95%, 温度 30℃において)	
名 称		緊急時対策所空気浄化フィルタユニット																	
効 率	単体 除去 効率	高性能粒子フィルタ	99.97 以上 (0.15 μm粒子)																
	よう素用 チャコールフィルタ	95 以上 (有機よう素) 99 以上 (無機よう素) (相対湿度 95%, 温度 30℃において)																	
率	総合 除去 効率	高性能粒子フィルタ	99.99 以上 (0.7 μm粒子)																
	よう素用 チャコールフィルタ	99.75 以上 (有機よう素) 99.99 以上 (無機よう素) (相対湿度 95%, 温度 30℃において)																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>【設定根拠】(続)</p> <p>b. よう素用チャコールフィルタ よう素用チャコールフィルタの単体除去効率は、よう素フィルタに要求される総合除去効率を確保するため、米国の REGULATORY GUIDE 1.52 で規定されるよう素除去効率である95%以上(チャコール層厚さ2 inches)の単体除去効率と同じ95%以上(有機よう素)、99%以上(無機よう素)と設定する。</p> <p>(2) 総合除去効率 a. 高性能粒子フィルタ 高性能粒子フィルタの総合除去効率は、高性能粒子フィルタをフィルタユニットに装着した状態において、高性能粒子フィルタを通らない空気(バイパスリーク)も考慮した微粒子の除去効率であり、先行PWRプラントの微粒子フィルタの総合除去効率と同じ1段で99%以上(0.7μm粒子)とする。これを直列2段とするため総合除去効率は99.99%以上(0.7μm粒子)^(注1)とする。</p> <p>b. よう素用チャコールフィルタ よう素用チャコールフィルタの総合除去効率は、よう素用チャコールフィルタをフィルタユニットに装着した使用状態において、よう素用チャコールフィルタを通らない空気(バイパスリーク)も考慮したよう素の除去効率であり、1段で95%以上(有機よう素)、99%以上(無機よう素)とし、これを直列2段とするため、総合除去効率は99.75%以上(有機よう素)^(注2)、99.99%以上(無機よう素)^(注3)とする。</p> <p>(注1) 高性能粒子フィルタ直列2段時の総合除去効率： $(1 - (1 - 0.99) \times (1 - 0.99)) \times 100 = 99.99\%$</p> <p>(注2) よう素用チャコールフィルタ(有機よう素)直列2段時の総合除去効率： $(1 - (1 - 0.95) \times (1 - 0.95)) \times 100 = 99.75\%$</p> <p>(注3) よう素用チャコールフィルタ(無機よう素)直列2段時の総合除去効率： $(1 - (1 - 0.99) \times (1 - 0.99)) \times 100 = 99.99\%$</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<table border="1" data-bbox="172 226 899 394"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 226 468 268">名称</td> <td data-bbox="468 226 899 268">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) <u>高気密室</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 268 409 310">数量</td> <td data-bbox="409 268 468 310">式</td> <td data-bbox="468 268 899 310">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 310 409 352">許容漏えい量</td> <td data-bbox="409 310 468 352">m³/h</td> <td data-bbox="468 310 899 352">64以下(20Pa陽圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 352 468 394">機器仕様に関する注記</td> <td data-bbox="468 352 899 394">—</td> </tr> </table> <p data-bbox="201 415 899 541">【設定根拠】 高気密室は、必要換気量として最小となる換気量 64m³/h ((1), (c), ②項に示す Q₂=64m³/h) で給気した場合においても隣接区域に対して 20Pa 以上に陽圧化可能とするため、設計漏えい率 64m³/h 以下 (20Pa 陽圧化時) を確保可能な設計とする。</p> <p data-bbox="201 573 899 762">また、高気密室を陽圧化する場合の差圧制御は、差圧調整弁(可搬型陽圧化空調機)及び差圧調整弁(緊急時対策所陽圧化装置)を切り替えることにより、高気密室から室外への排気量を調整し、ブルーム通過前後においては可搬型陽圧化空調機の 560m³/h 以上の換気量により 20Pa 以上の陽圧化状態を維持可能とし、ブルーム通過中においては緊急時対策所陽圧化装置の 64m³/h 以上の換気量により 20Pa 以上の陽圧化状態を維持可能な設計とする。</p>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) <u>高気密室</u>	数量	式	1	許容漏えい量	m ³ /h	64以下(20Pa陽圧化時)	機器仕様に関する注記		—			<p data-bbox="2531 210 2810 604">・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、加圧設備設計の条件として、緊急時対策所からの漏えい量を考慮することから、「緊急時対策所空気浄化送風機」の設定根拠内で詳細記載している</p>
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) <u>高気密室</u>													
数量	式	1													
許容漏えい量	m ³ /h	64以下(20Pa陽圧化時)													
機器仕様に関する注記		—													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																													
<table border="1" data-bbox="172 216 890 420"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>123以上</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7(35℃)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="201 441 890 1050"> 【設定根拠】 (1)換気量 (a)二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機の設定根拠 (1), (c), ①項に示す$Q_1=560\text{m}^3/\text{h}$とする。 (b)酸素濃度基準に基づく必要換気量 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機の設定根拠 (1), (c), ②項に示す$Q_2=64\text{m}^3/\text{h}$とする。 (c)高気密室の設計漏えい率 高気密室の設計漏えい率は酸素濃度基準に基づく必要換気量に合わせ、$64\text{m}^3/\text{h}$(20Pa陽圧化時)とする。 (d)必要換気量 陽圧化装置(空気ポンプ)の運転時においては、二酸化炭素吸収装置により二酸化炭素濃度上昇を抑制していることから、上記より、陽圧化装置(空気ポンプ)の必要換気量は酸素基準の必要換気量及び設計漏えい率に基づく$64\text{m}^3/\text{h}$とする。 </p> <p data-bbox="201 1092 890 1218"> (2)必要ポンプ本数 必要ポンプ本数は下記に示す「(a)ブルーム通過中に必要となるポンプ容量」の117本に加えて、「(b)陽圧化切替時に必要な空気ポンプ容量」の6本を考慮し、合計で123本以上とする。 </p>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)	本数	本	123以上	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	14.7(35℃)	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="973 216 1676 420"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所加圧設備用空気ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>320以上</td> </tr> <tr> <td>容積</td> <td>L/本</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6(35℃)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="988 472 1676 987"> 【設定根拠】 1. 正圧維持に必要な空気供給量 緊急時対策所等はコンクリートの間仕切りで区画されることから、壁の継ぎ目からのリークはないものとする。よって、緊急時対策所等のリークポテンシャルは、ドア開口の隙間、壁貫通部(配管、ケーブル、ダクト)である。 (1) ドア開口リーク量 気密が要求される建屋/部屋に使用されるドアの気密性はJIS A4702にて定義されている。最も気密性の高い等級A-4のドアにおいては、圧力差30Paにおけるドア面積当たりのリーク量は約$6\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{m}^2$であるため(図1参照)、ドアからのリーク量は以下の式により算出できる。 $Q_{\text{ドア}} = S \times 6$ $Q_{\text{ドア}} : \text{ドアからのリーク量} [\text{m}^3/\text{h}]$ $S : \text{ドアの面積合計 } 9.5\text{m}^2 \text{ (災害対策本部室)}$ </p>  <p data-bbox="1305 1375 1409 1396">図1-気密等級線</p>	名称		緊急時対策所加圧設備用空気ポンプ	本数	本	320以上	容積	L/本	47	充填圧力	MPa	19.6(35℃)	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1745 216 2487 378"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>454以上</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6(35℃)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1774 409 2487 1312"> 【設定根拠】 (1) 換気量 (a) 収容人数 ・収容対策要員人数:96名 (b) 許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度 空気ポンプを使用する場合は、希ガス等の放射性物質を含む外気が侵入しないようにするための防護措置であり、緊急時対策所が密閉された限られた環境であるため、同様に限られた環境下における労働環境を規定している「鉱山保安法施行規則」に定める許容二酸化炭素濃度1.0%以下, 許容酸素濃度19%以上とする。 (c) 必要換気量の計算式 ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q_1) ・収容人数 : $n=96$名 ・許容二酸化炭素濃度 : $C=1.0\%$(鉱山保安法施行規則) ・大気二酸化炭素濃度 : $C_0=0.03\%$(空気調和・衛生工学便覧) ・二酸化炭素発生量 : $M=0.022\text{m}^3/\text{h}/\text{名}$(空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出し量) ・必要換気量 : $Q_1=100 \times M \times n \div (C - C_0) \text{m}^3/\text{h}$(空気調和・衛生工学便覧の$\text{CO}_2$濃度基準必要換気量) $Q_1 = 100 \times 0.022 \times 96 \div (1.0 - 0.03) \approx 218\text{m}^3/\text{h}$ ②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q_2) ・収容人数 : $n=96$名 ・吸気酸素濃度 : $a=20.95\%$(空気調和・衛生工学便覧) ・許容酸素濃度 : $b=19\%$(鉱山保安法施行規則) ・成人の呼吸量 : $c=0.48\text{m}^3/\text{h}/\text{名}$(空気調和・衛生工学便覧の静座時の呼吸量) ・乾燥空気換算呼吸酸素濃度 : $d=16.4\%$(空気調和・衛生工学便覧) ・必要換気量 : $Q_2 = c \times (a - d) \times n \div (a - b) \text{m}^3/\text{h}$(空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量) $Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 96 \div (20.95 - 19.0) \approx 108\text{m}^3/\text{h}$ </p>	名称		緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)	本数	本	454以上	容量	L/本	50	充填圧力	MPa	19.6(35℃)	機器仕様に関する注記		—	<p data-bbox="2537 210 2804 420"> ・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる </p>
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)																																														
本数	本	123以上																																														
容量	L/本	46.7																																														
充填圧力	MPa	14.7(35℃)																																														
機器仕様に関する注記		—																																														
名称		緊急時対策所加圧設備用空気ポンプ																																														
本数	本	320以上																																														
容積	L/本	47																																														
充填圧力	MPa	19.6(35℃)																																														
機器仕様に関する注記		—																																														
名称		緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)																																														
本数	本	454以上																																														
容量	L/本	50																																														
充填圧力	MPa	19.6(35℃)																																														
機器仕様に関する注記		—																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【設定根拠】 (続)</p> <p>(a) ブルーム通過中に必要となるポンペ容量 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の高気密室を10時間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は酸素濃度基準換気量の64m³/h及びポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り117本となる。 ・ポンペ初期充填圧力：14.7MPa(at 35℃) ・ポンペ内容積：46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力：0.89MPa ・ポンペ供給可能空気量：5.50m³/本(at -4℃) 以上より、必要ポンペ本数は下記の通り117本以上となる。 $64\text{m}^3/\text{h} \div 5.50\text{m}^3/\text{本} \times 10\text{時間}$ $\approx 117\text{本}$</p> <p>(b) 陽圧化切替え時に必要な空気ポンペ容量 高気密室の陽圧化を、陽圧化装置(空気ポンペ)による給気から可搬型陽圧化装置による給気に切り替える場合においては、切替え操作を行っている間を、陽圧化装置(空気ポンペ)の給気と可搬型陽圧化空調機の給気を同時に行うことにより、高気密室の陽圧化状態を維持することが可能な設計とする。 切替え操作は可搬型陽圧化空調機起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作も考慮し、最大で30分とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の高気密室を30分間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は酸素濃度基準換気量の64m³/h及びポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り6本となる。 ・ポンペ初期充填圧力：14.7MPa(at 35℃) ・ポンペ内容積：46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力：0.89MPa ・ポンペ供給可能空気量：5.50m³/本(at -4℃) 以上より、必要ポンペ本数は下記の通り6本以上となる。 $64\text{m}^3/\text{h} \div 5.50\text{m}^3/\text{本} \times 30\text{分間}$ $\approx 6\text{本}$</p>	<p>(2) 壁貫通部のリーク量 壁貫通部のリーク量は、実績がある原子炉二次格納施設のリーク率0.5回/dayを用いると、以下の式により算出できる。 $Q_{\text{貫通部}} = V \times 0.5 \div 24$ V：室容積 2,994m³ したがって、災害対策本部室のリーク量は以下の式により120m³/hとなる。 $Q = Q_{\text{ドア}} [\text{m}^3/\text{h}] + Q_{\text{貫通部}} [\text{m}^3/\text{h}]$ $= S [\text{m}^2] \times 6 [\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2] + V [\text{m}^3] \times 0.5 [\text{回}/\text{day}] \div 24 [\text{day}/\text{h}]$ $= 9.5 \times 6 + 2,994 \times 0.5 \div 24$ $= 120\text{m}^3/\text{h}$ Q：供給空気供給量 [m³/h]</p> <p>2. 酸素濃度維持に必要な空気供給量 許容酸素濃度は19vol%以上(「鉱山保安法施行規則」に準拠)、滞在人数は100名、酸素消費量は成人の呼吸量(静座時)とし、許容酸素濃度以上に維持できる空気供給量は、以下のとおりである。 $Q = \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100$ $= \frac{-0.0218 \times 100}{(19.00 - 20.95)} \times 100$ $= 112\text{m}^3/\text{h}$ Ga：酸素発生量 -0.0218m³/h(一人当たり) P：人員 100人 K_0：供給空気中酸素濃度 20.95vol% K：許容最低酸素濃度 19.0vol%</p>	<p>【設定根拠】 (続)</p> <p>(d) 緊急時対策所の設計漏えい率 緊急時対策所空気浄化送風機の設定根拠(1)、(d)に示す330m³/hとする。</p> <p>(e) 必要換気量 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)の運転時においては、上記より、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量、酸素基準の必要換気量及び設計漏えい率のうち最も必要換気量が大きい設計漏えい率に基づく330m³/hとする。</p> <p>(2) 必要ポンペ本数 上記より、空気ポンペによる必要換気量は、330m³/hであり、この流量をブルーム通過時間の10時間に1時間の余裕をもたせた11時間継続するために必要な空気ポンペ本数を以下に示す。 (a) ブルーム通過中に必要となるポンペ容量 緊急時対策所を11時間正圧化するために必要最低限のポンペ本数は、設計漏えい率に基づく換気量の330m³/h及びポンペ供給可能空気量8m³/本から下記の通り454本となる。 ・ポンペ初期充填圧力：19.6MPa(at35℃) ・ポンペ内容積：50L ・圧力調整弁最低制御圧力：1.0MPa ・ポンペ供給可能空気量：8m³/本(at 0℃) 以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり454本以上となる。 $330\text{m}^3/\text{h} \div 8\text{m}^3/\text{本} \times 11\text{時間} \approx 454\text{本}$</p> <p>(b) ブルーム通過時間(10時間)以外に必要なポンペ容量 緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)による給気から緊急時対策所空気浄化送風機による給気に切り替える場合においては、切替え操作を行っている間を、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)の給気と緊急時対策所空気浄化送風機の給気を同時に行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。 切替え操作は緊急時対策所空気浄化送風機起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作も考慮し、最大で11分とする。</p>	

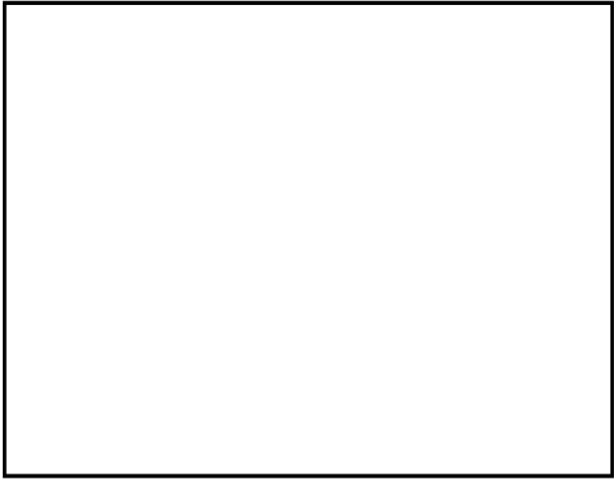
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量</p> <p>許容二酸化炭素濃度は1.0vol%以下 (10000ppm「鉱山保安法施行規則」に準拠)、空気中の二酸化炭素量は0.03vol%、滞在人数100名の二酸化炭素吐出量は、計器監視等を行う程度の作業時(極軽作業)の量とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。</p> $Q = \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100$ $= \frac{0.022 \times 100}{(1.0 - 0.03)} \times 100$ $= 227 \text{ m}^3 / \text{h}$ <p>また、加圧設備運転時間は12時間であることから、12時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%以下となる空気供給量は160m³/hとなる。(12時間後のCO₂濃度は0.977%)</p> $K_t = K_0 + (K_1 - K_0) \times e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t} + G_a \times \frac{P \left(1 - e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t}\right)}{Q}$ $K_t = \left(K_1 - K_0 - G_a \times \frac{P}{Q}\right) \times e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t} + \left(K_0 + G_a \times \frac{P}{Q}\right)$ <p>K_t: t時間後のCO₂濃度 [%] K₁: 室内初期CO₂濃度 0.5% K₀: 供給空気のCO₂濃度 0.03% G_a: CO₂発生量 0.022m³ / (h・人) P: 滞在人員 100人 Q: 空気供給量 [m³ / h] V: 室容積 2,994m³</p> <p>4. 空気ポンベの必要本数</p> <p>(1) 空気ポンベ必要本数の算定時間は、ブルーム放出時間の10時間に、ブルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切替え時間を考慮し</p>	<p>【設定根拠】(続)</p> <p>また、ベント実施予定時刻の20分前から加圧操作開始することから、ブルーム通過時間(10時間)以外に合計31分のポンベ容量を考慮する必要がある。</p> <p>緊急時対策所を31分間正圧化する必要最低限のポンベ本数は緊急時対策所必要換気量の330m³/hおよびポンベ供給可能空気量8.0m³/本から下記の通り22本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンベ初期充填圧力: 19.6MPa(at35℃) ・ポンベ内容積: 50.0L ・圧力調整弁最低制御圧力: 1.0MPa ・ポンベ供給可能空気量: 8.0m³/本(at0℃) <p>以上より、必要ポンベ本数は下記のとおり22本以上となる。</p> $330\text{m}^3/\text{h} \div 8.0\text{m}^3/\text{本} \times 31\text{分間} \approx 22\text{本}$ <p>なお、上記の31分間は、正圧化継続時間に見込んでいる1時間の余裕に包絡されることから、正圧化切替操作時及びベント実施予定時刻20分前からの加圧操作開始に必要なポンベ本数22本は、(a)項の必要ポンベ本数454本に包含する設計としている。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>た2時間を加え、さらに2時間の余裕をもたせ14時間分とする。</p> <p>(2) ポンベ使用可能量は、7.15m³/本とする。</p> <p>(3) 必要な空気供給量は、空気供給量のうち、供給量の最も多い許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量として、14時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%以下となる空気供給量160m³/hとする。以上から14時間を正圧維持する場合に必要な本数は、下記計算のとおりであり、320本を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンベ標準初期充填圧力 19.6 MPa(at 35℃) ・設置環境条件におけるポンベ初期圧力 18.01MPa(at 10℃) ・ポンベ内容積 47L ・圧力調整弁最低制御圧力 3MPa ・ポンベ供給可能空気量 7.15m³/本(at 10℃) <p>計算式：$\frac{160 \times 14}{7.15} = 313$</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																			
<table border="1" data-bbox="157 220 905 388"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kg</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>(1)二酸化炭素の除去原理及び吸収性能 二酸化炭素吸収装置の吸収剤は、主成分が水酸化カルシウム(消石灰)であり、大気中の二酸化炭素と触媒等がなくても直接反応可能とし、単位質量当りの二酸化炭素を <input type="text"/> m³/kg吸収可能な設計とする。 $\text{Ca(OH)}_2 + \text{CO}_2 \rightarrow \text{CaCO}_3 + \text{H}_2\text{O}$</p> <p>(2)二酸化炭素吸収剤容量 二酸化炭素吸収装置は、外気を遮断した高気密室内に収容人数86人が10時間待避した場合において、室内の二酸化炭素濃度を0.5%以下に維持するために十分な量の二酸化炭素吸収剤容量として表1の計算結果より <input type="text"/> kg/台を確保する設計とする。 なお、必要吸収剤量及び設計吸収剤量については下記の通り定義する。 必要吸収剤量＝設計CO₂発生量÷吸収剤吸収性能 設計吸収剤量＝必要吸収剤量×設計裕度</p> <p>表1 吸収剤必要量の設計条件</p> <table border="1" data-bbox="213 945 905 1428"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 空間容積</td> <td>538 m³</td> <td>高気密室の容積</td> </tr> <tr> <td>B 空隙率</td> <td>0.95</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C 収容人数</td> <td>86名</td> <td>ブルーム通過中を想定</td> </tr> <tr> <td>D 陽圧化時間</td> <td>10 h</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>E₁ 二酸化炭素発生量</td> <td>0.030m³/h/人</td> <td>軽作業(空調和衛生工学便覧)</td> </tr> <tr> <td>E₂ 換気量</td> <td>64 m³/h</td> <td>陽圧化装置(空気ポンプ)給気量</td> </tr> <tr> <td>F₀ 初期二酸化炭素濃度</td> <td>0.039%</td> <td>WMO 温室効果ガス年報(気象庁訳)2013年報</td> </tr> <tr> <td>F₁ 許容二酸化炭素濃度</td> <td>0.5%</td> <td>JEAC 4622-2009</td> </tr> <tr> <td>H 積算二酸化炭素発生量</td> <td>20.5 m³</td> <td>$C \times D \times E_1 - (F_1 - F_0) \times (A \times B + E_2 \times D) \div 100$</td> </tr> <tr> <td>I 吸収剤二酸化炭素吸収性能</td> <td><input type="text"/></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>J 設計裕度</td> <td><input type="text"/></td> <td>安全率</td> </tr> <tr> <td>K 設計吸収剤量</td> <td><input type="text"/></td> <td>$H \div I \times J$</td> </tr> </tbody> </table>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置	台数	台	1(予備1)	容量	kg	<input type="text"/>	機器仕様に関する注記		—	項目	設計値	備考	A 空間容積	538 m ³	高気密室の容積	B 空隙率	0.95	—	C 収容人数	86名	ブルーム通過中を想定	D 陽圧化時間	10 h	—	E ₁ 二酸化炭素発生量	0.030m ³ /h/人	軽作業(空調和衛生工学便覧)	E ₂ 換気量	64 m ³ /h	陽圧化装置(空気ポンプ)給気量	F ₀ 初期二酸化炭素濃度	0.039%	WMO 温室効果ガス年報(気象庁訳)2013年報	F ₁ 許容二酸化炭素濃度	0.5%	JEAC 4622-2009	H 積算二酸化炭素発生量	20.5 m ³	$C \times D \times E_1 - (F_1 - F_0) \times (A \times B + E_2 \times D) \div 100$	I 吸収剤二酸化炭素吸収性能	<input type="text"/>	—	J 設計裕度	<input type="text"/>	安全率	K 設計吸収剤量	<input type="text"/>	$H \div I \times J$			備考 ・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置																																																				
台数	台	1(予備1)																																																				
容量	kg	<input type="text"/>																																																				
機器仕様に関する注記		—																																																				
項目	設計値	備考																																																				
A 空間容積	538 m ³	高気密室の容積																																																				
B 空隙率	0.95	—																																																				
C 収容人数	86名	ブルーム通過中を想定																																																				
D 陽圧化時間	10 h	—																																																				
E ₁ 二酸化炭素発生量	0.030m ³ /h/人	軽作業(空調和衛生工学便覧)																																																				
E ₂ 換気量	64 m ³ /h	陽圧化装置(空気ポンプ)給気量																																																				
F ₀ 初期二酸化炭素濃度	0.039%	WMO 温室効果ガス年報(気象庁訳)2013年報																																																				
F ₁ 許容二酸化炭素濃度	0.5%	JEAC 4622-2009																																																				
H 積算二酸化炭素発生量	20.5 m ³	$C \times D \times E_1 - (F_1 - F_0) \times (A \times B + E_2 \times D) \div 100$																																																				
I 吸収剤二酸化炭素吸収性能	<input type="text"/>	—																																																				
J 設計裕度	<input type="text"/>	安全率																																																				
K 設計吸収剤量	<input type="text"/>	$H \div I \times J$																																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考									
<table border="1" data-bbox="166 226 905 359"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="166 226 468 289">名称</td> <td data-bbox="468 226 905 289">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) ／隣接区画の陽圧化差圧</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 289 409 321">差圧</td> <td data-bbox="409 289 468 321">Pa</td> <td data-bbox="468 289 905 321">20 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="166 321 468 359">機器仕様に関する注記</td> <td data-bbox="468 321 905 359">—</td> </tr> </table> <p data-bbox="195 380 905 495"> 【設定根拠】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。 </p> <p data-bbox="195 533 905 653"> 低温及び高温の設計基準については、観測記録(気象庁アメダス)年超過確率評価を踏まえ最低気温が最も小さく、及び最高気温が最も大きくなる値を設計基準として定めた。評価の結果、統計的な処理による年超過確率10^{-4}の値として最低気温は-15.2°C、及び最高気温は38.8°Cとなった。 </p> <p data-bbox="195 659 905 810"> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の陽圧化バウンダリの設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)のある原子炉建屋付属棟の設計最高温度40°C、隣接区画を年超過確率10^{-4}の値よりも厳しい最低温度-17.0°Cと仮定すると、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の階層高さは4.7mより、以下のとおり約12Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。 </p> $ \begin{aligned} \Delta P &= \{(-17^{\circ}\text{Cの乾き空気密度}) - (+40^{\circ}\text{Cの乾き空気密度})\} \times \text{階層高さ} \\ &= (1.378 - 1.127) \times 4.7 \\ &= 1.180 \text{ kg/m}^3 (\approx 11.6\text{Pa}) \end{aligned} $ <p data-bbox="195 942 905 999"> このため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の陽圧化バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画$+20\text{Pa}$とする。 </p>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) ／隣接区画の陽圧化差圧	差圧	Pa	20 以上	機器仕様に関する注記		—			・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) ／隣接区画の陽圧化差圧										
差圧	Pa	20 以上										
機器仕様に関する注記		—										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<table border="1" data-bbox="163 226 908 420"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>2(予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>469以上(注1), (600以上(注2))</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す</td> </tr> </table> <p data-bbox="192 441 890 1323"> 【設定根拠】 (1)換気量 (a)収容人数 ・収容対策要員人数 : 98名 (b)許容二酸化炭素濃度, 許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は, JEAC4622-2009「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」に定める 0.5%以下とする。許容酸素濃度は, 労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則に定める 18%以上とする。 (c)必要換気量の計算式 ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁) ・収容人数 : n=98名 ・許容二酸化炭素濃度 : C=0.5%(JEAC4622-2009) ・大気二酸化炭素濃度 : C₀=0.039%(標準大気二酸化炭素濃度) ・二酸化炭素発生量 : M=0.030m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量) ・必要換気量 : Q₁=100×M×n÷(C-C₀) m³/h(空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量) $Q_1 = 100 \times 0.030 \times 98 \div (0.5 - 0.039)$ $\approx 638 \text{ [m}^3/\text{h]}$ ②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂) ・収容人数 : 98名 ・吸気酸素濃度 : a=20.95%(標準大気酸素濃度) ・許容酸素濃度 : b=18%(労働安全衛生規則) ・成人の呼吸量 : c=0.48m³/h/人(空気調和・衛生工学便覧) ・乾燥空気換算呼吸酸素濃度 : d=16.4%(空気調和・衛生工学便覧) ・必要換気量 : Q₂=c×(a-d)×n÷(a-b)m³/h(空気調和・衛生工学便覧のO₂濃度基準必要換気量) </p>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機	台数	台	2(予備2)	容量	m ³ /h/台	469以上(注1), (600以上(注2))	機器仕様に関する注記		注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す			・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機													
台数	台	2(予備2)													
容量	m ³ /h/台	469以上(注1), (600以上(注2))													
機器仕様に関する注記		注1: 要求値を示す 注2: 公称値を示す													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【設定根拠】(続)</p> $Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 98 \div (20.95 - 18.0)$ $\approx 73 \text{ [m}^3/\text{h]}$ <p>(d)待機場所の設計漏えい率</p> <p>待機場所は5号炉原子炉建屋地上3階の既設の部屋を流用することから、20Pa陽圧化した状態における気密性について、JIS A 2201に基づく気密性能試験により確認を実施した。</p> <p>気密性能試験結果として、3回の測定結果から求まる回帰曲線(気密特性式)を図61-6-1に示す。図61-6-1より、待機場所を20Pa陽圧化した場合の設計漏えい量は938m³/hとなる。</p>  <p>図61-6-1 待機場所の気密性能試験結果(回帰曲線)</p> <p>(e)必要換気量</p> <p>上記より、可搬型陽圧化空調機の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量、酸素基準の必要換気量及び設計漏えい率に対して余裕をもたせた600m³/h/台以上×2台を確保する。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
<table border="1" data-bbox="160 226 911 436"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>1792以上</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7(35℃)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="189 464 296 489">【設定根拠】</p> <p data-bbox="189 493 278 518">(1)換気量</p> <p data-bbox="201 525 575 550">(a)二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量</p> <p data-bbox="231 556 902 619">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の場合と同じく638m³/hとする。</p> <p data-bbox="201 659 537 684">(b)酸素濃度基準に基づく必要換気量</p> <p data-bbox="231 690 902 753">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の場合と同じく73m³/hとする。</p> <p data-bbox="201 793 445 819">(c)待機場所の設計漏えい率</p> <p data-bbox="231 825 902 888">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の場合と同じく938m³/hとする。</p> <p data-bbox="201 928 329 953">(d)必要換気量</p> <p data-bbox="231 959 902 1022">上記より、陽圧化装置(空気ポンプ)の必要換気量は待機場所の設計漏えい率に基づく938m³/hとする。</p> <p data-bbox="189 1062 350 1087">(2)必要ポンペ本数</p> <p data-bbox="231 1094 902 1194">必要ポンペ本数は下記に示す「(a)ブルーム通過中に必要となるポンペ容量」の1706本に加えて、「(b)陽圧化切替時に必要な空気ポンペ容量」の86本を考慮し、合計で1792本以上とする。</p>	名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)	本数	本	1792以上	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	14.7(35℃)	機器仕様に関する注記		—			<p data-bbox="2534 212 2689 237">・設備の相違</p> <p data-bbox="2534 256 2671 281">【柏崎6/7】</p> <p data-bbox="2534 300 2662 325">①の相違</p>
名称		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)																
本数	本	1792以上																
容量	L/本	46.7																
充填圧力	MPa	14.7(35℃)																
機器仕様に関する注記		—																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【設定根拠】 (続)</p> <p>(a) プルーム通過中に必要となるポンペ容量 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を10時間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は必要換気量938m³/h及びポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り1706本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力: 14.7MPa(at 35℃) ・ポンペ内容積: 46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力: 0.89MPa ・ポンペ供給可能空気量: 5.50m³/本(at -4℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記の通り1706本以上となる。</p> $938\text{m}^3/\text{h} \div 5.50\text{m}^3/\text{本} \times 10\text{時間} \approx 1706\text{本}$ <p>(b) 陽圧化切替え時に必要な空気ポンペ容量 待機場所の陽圧化を、陽圧化装置(空気ポンペ)による給気から可搬型陽圧化装置による給気に切り替える場合においては、切替え操作を行っている間を、陽圧化装置(空気ポンペ)の給気と可搬型陽圧化空調機の給気を同時に行うことにより、高気密室の陽圧化状態を維持することが可能な設計とする。</p> <p>切替え操作は可搬型陽圧化空調機起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作も考慮し、最大で30分とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を30分間陽圧化する必要最低限のポンペ本数は必要換気量938m³/h及びポンペ供給可能空気量5.50m³/本から下記の通り86本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力: 14.7MPa(at 35℃) ・ポンペ内容積: 46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力: 0.89MPa ・ポンペ供給可能空気量: 5.50m³/本(at -4℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記の通り86本以上となる。</p> $938\text{m}^3/\text{h} \div 5.50\text{m}^3/\text{本} \times 30\text{分間} \approx 86\text{本}$			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

名称	5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備	
台数	台	2(予備3)
容量	kVA/台	200
機器仕様に関する注記	—	

【設定根拠】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備を設置する。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源装置は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。一方、燃料補給時、停止する必要があることから、1台追加配備し、2台を1セットとすることにより、速やかに切り替えることができる構成としている。

また、大浜側高台保管場所に2台を配備し、多重性を確保するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備する設計し、合計3台の予備を配備する設計とする。

1. 容量

5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備の容量は、以下の表に示す必要な負荷を基に設定する。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は重大事故等対処時の必要負荷と、重大事故等以外の一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した際の適切な措置のために必要な負荷がほぼ同等となる。(表 61-6-1)

表 61-6-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 21kVA
照明設備(コンセント負荷含む)	約 12kVA
安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*	約 13kVA
放射線管理設備	約 14kVA
合計	約 60kVA

*電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く

5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備の燃料系統は付属の油タンク(990L)等で構成される。付属の油タンクは重大事故等時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に電源供給(60kVAの負荷に電源供給)した場合、約66時間の連続運転が可能な容量を持つ。



図 61-6-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源装置燃料性能表

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

名称	緊急時対策用発電機	
台数	台	2
容量	kVA/台	約1,725

【設定根拠】

緊急時対策所は、常用電源設備からの受電が喪失した場合の重大事故等対処設備として、緊急時対策用発電機を設置する。緊急時対策用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する設計とする。

緊急時対策用発電機の容量は、以下(第61-6-1表)の緊急時に必要とされる負荷容量を基に設定。

第61-6-1表 緊急時に必要とされる負荷内訳

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気設備	約460
通信連絡設備等	約35
その他(照明、雑動力等)	約375
合計	約870

したがって、発電機の出力は負荷である、約870kVAに対し十分な容量約1,725kVA(連続定格:約1,380kVA)とする。

島根原子力発電所 2号炉

名称	緊急時対策用発電機	
台数	台	2(予備2)
容量	kVA/台	220
機器仕様に関する注記	—	

【設定根拠】

緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、緊急時対策用発電機を設置する。緊急時対策用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。一方、燃料補給時、停止する必要があることから、1台追加配備し、2台を速やかに切り替えることができる構成としている。

また、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、2台の予備機を配備する設計とする。

1. 容量

緊急時対策用発電機の容量は、以下の表に示す必要な負荷を基に設定する。(第61-6-1表)

第61-6-1表 緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 36
安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*	約 12
放射線管理設備	約 3
その他設備(照明設備等)	約 23
合計	約 74

*電力保安通信用電話設備及び所内通信連絡設備は除く。

緊急時対策用発電機の燃料系統は付属の燃料タンク(990L)等で構成される。付属の燃料タンクは重大事故等時に緊急時対策所に電源供給(74kVA)の負荷に電源供給した場合、42時間以上の連続運転が可能な容量を持つ。



第61-6-1図 緊急時対策用発電機 燃料消費量曲線

備考

・設備の相違
【柏崎6/7, 東海第二】
⑥の相違
設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる

名 称		負荷変圧器
台 数	台	1
容 量	kVA/台	75
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

負荷変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給する設計とする。

1. 容量

負荷変圧器の容量は、以下の表に示す必要な負荷容量に対し余裕を考慮し75kVAとする。(表 61-6-2)

表 61-6-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 21kVA
照明設備(コンセント負荷含む)	約 12kVA
安全パラメータ表示システム (SPDS)、通信連絡設備*	約 13kVA
放射線管理設備	約 14kVA
合計	約 60kVA

*電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く

名 称		緊急時対策所 発電機接続プラグ盤
基数	面	1
母線容量	A/面	1,200
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等に対処するために緊急時対策所用発電機を接続可能とする。

1. 容量

緊急時対策所 発電機接続プラグ盤の容量は、以下の表に示す必要な負荷容量 $74\text{kVA} \div 210\text{V} = 353\text{A}$ に対し余裕を考慮し、1,200Aとする。(第 61-6-2 表)

第 61-6-2 表 緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量(kVA)
換気空調設備	約 36
安全パラメータ表示システム (SPDS)、通信連絡設備*	約 12
放射線管理設備	約 3
その他設備 (照明設備等)	約 23
合計	約 74

*電力保安通信用電話設備及び所内通信連絡設備は除く。

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑥の相違
設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<table border="1" data-bbox="166 214 905 352"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>交流分電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>母線容量</td> <td>A/台</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="195 380 893 453">【設定根拠】 交流分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給する設計とする。</p> <p data-bbox="195 480 893 579">1. 容量 交流分電盤の定格電流は、以下の表に示す必要な負荷を3つの交流分電盤に分散させ接続するが、保守的に1つの交流分電盤に接続した場合を想定すると、負荷電流は $60kVA \div 110V = 546A$ となり、母線容量は余裕を考慮し、600Aとする。(表 61-6-3)</p> <p data-bbox="314 606 753 632">表 61-6-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要負荷</p> <table border="1" data-bbox="264 653 845 814"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備(コンセント負荷含む)</td> <td>約 12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備*</td> <td>約 13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約 14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="463 816 834 842">*電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	名称		交流分電盤	台数	台	3	母線容量	A/台	600	機器仕様に関する注記		—	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 21kVA	照明設備(コンセント負荷含む)	約 12kVA	安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備*	約 13kVA	放射線管理設備	約 14kVA	合計	約 60kVA		<table border="1" data-bbox="1745 214 2490 352"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所 低圧母線盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>面</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>母線容量</td> <td>A/面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1783 380 2481 495">【設定根拠】 緊急時対策所 低圧母線盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給する設計とする。</p> <p data-bbox="1798 531 2466 615">1. 容量 緊急時対策所 低圧母線盤は、以下の表に示す必要な負荷容量 $74kVA \div 210V = 353A$ に余裕を考慮し、800Aとする。(第 61-6-3 表)</p> <p data-bbox="1917 648 2326 674">第 61-6-3 表 緊急時対策所の必要負荷</p> <table border="1" data-bbox="1828 674 2410 894"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約 36</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備*</td> <td>約 12</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約 3</td> </tr> <tr> <td>その他設備(照明設備等)</td> <td>約 23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 74</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1828 896 2347 921">*電力保安通信用電話設備及び所内通信連絡設備は除く。</p>	名称		緊急時対策所 低圧母線盤	基数	面	1	母線容量	A/面	800	機器仕様に関する注記		—	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約 36	安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備*	約 12	放射線管理設備	約 3	その他設備(照明設備等)	約 23	合計	約 74	<p data-bbox="2534 214 2801 464">・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p>
名称		交流分電盤																																																	
台数	台	3																																																	
母線容量	A/台	600																																																	
機器仕様に関する注記		—																																																	
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																		
換気空調設備	約 21kVA																																																		
照明設備(コンセント負荷含む)	約 12kVA																																																		
安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備*	約 13kVA																																																		
放射線管理設備	約 14kVA																																																		
合計	約 60kVA																																																		
名称		緊急時対策所 低圧母線盤																																																	
基数	面	1																																																	
母線容量	A/面	800																																																	
機器仕様に関する注記		—																																																	
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																		
換気空調設備	約 36																																																		
安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備*	約 12																																																		
放射線管理設備	約 3																																																		
その他設備(照明設備等)	約 23																																																		
合計	約 74																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<table border="1" data-bbox="181 220 884 325"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬ケーブル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台 数</td> <td>組</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>サイズ</td> <td>mm²</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="181 346 884 451">【設定根拠】 可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が機能喪失した場合、大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)と負荷変圧器を接続し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に必要な電力を供給する設計とする。</p> <p data-bbox="181 472 884 640">1. 容量 可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に必要な電力である60kVAを通電する容量が必要となる。 したがって、以下のとおり、通電電流は79Aとなり、144A通電可能なケーブルサイズとして38mm²とする。</p> <p data-bbox="181 661 884 703">$60\text{kVA} \div \sqrt{3} \div 440\text{V} = 79\text{A}$</p>	名 称		可搬ケーブル	台 数	組	2	サイズ	mm ²	38		<table border="1" data-bbox="1745 210 2490 304"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬ケーブル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>式</td> <td>2 (予備2)</td> </tr> <tr> <td>サイズ</td> <td>mm²</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1745 325 2490 451">【設定根拠】 可搬ケーブルは、設計基準事故対処設備の電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために緊急時対策所用発電機と緊急時対策所発電機接続プラグ盤を接続し、必要な電力を供給する設計とする。</p> <p data-bbox="1745 472 2490 640">1. 容量 可搬ケーブルは、緊急時対策所に必要な電力である74kVAを通電する容量が必要となる。 したがって、以下のとおり、通電電流は204Aとなり、発電機側の仕様に合わせ710A通電可能なケーブルサイズとして100mm²とする。</p> <p data-bbox="1745 661 2490 703">$74\text{kVA} \div \sqrt{3} \div 210\text{V} = 204\text{A}$</p>	名 称		可搬ケーブル	台数	式	2 (予備2)	サイズ	mm ²	100	<p data-bbox="2513 210 2825 420">・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p>
名 称		可搬ケーブル																			
台 数	組	2																			
サイズ	mm ²	38																			
名 称		可搬ケーブル																			
台数	式	2 (予備2)																			
サイズ	mm ²	100																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																										
	<table border="1" data-bbox="1003 220 1668 367"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/基</td> <td>約 75</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1015 378 1656 493"> 【設定根拠】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、重大事故等対処時に緊急時対策所用発電機への燃料給油を行うために設置する。 </p> <p data-bbox="1015 556 1656 777"> 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所建屋近傍の地下に設置し、重大事故等時に緊急時対策所に電源供給した場合、緊急時対策所用発電機の100%負荷連続運転において必要となる7日分の燃料量約70kLに対して、十分な容量約75kLを有する設計とする。 </p> <p data-bbox="1015 798 1656 966"> $V = H \times c = 168 \times 0.411 \approx 70$ V : 必要容量 (kL) H : 運転時間 (h) = 168 (7日間) c : 100%負荷連続運転時の燃料消費率 (kL/h) = 0.411 </p>	名称		緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	基数	基	2	容量	kL/基	約 75	<table border="1" data-bbox="1751 210 2481 357"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所用燃料地下タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>個</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td>約 45</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1762 367 2469 441"> 【設定根拠】 緊急時対策所用燃料地下タンクは、重大事故等対処時において、緊急時対策所用発電機が7日間連続運転する場合に必要な燃料を保有する。 </p> <p data-bbox="1762 472 2469 556"> 1. 容量 設置許可基準規則第三章(重大事故等対処施設)において配備を要求される設備のうち、燃料給油を必要とする設備は以下のとおりである。 </p> <table border="1" data-bbox="1774 556 2457 945"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>46条</td><td>高圧発電機車</td></tr> <tr><td>47条</td><td>大量送水車</td></tr> <tr><td>48条</td><td>大型送水ポンプ車, 可搬式窒素供給装置</td></tr> <tr><td>49条</td><td>大量送水車</td></tr> <tr><td>50条</td><td>大型送水ポンプ車, 可搬式窒素供給装置</td></tr> <tr><td>51条</td><td>大量送水車</td></tr> <tr><td>52条</td><td>可搬式窒素供給装置</td></tr> <tr><td>54条</td><td>大量送水車, 大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>55条</td><td>大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>56条</td><td>大型送水ポンプ車, 大量送水車</td></tr> <tr><td>57条</td><td>ガスタービン発電機, 高圧発電機車</td></tr> <tr><td>61条</td><td>緊急時対策所用発電機</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1774 976 2469 1123"> このうち、緊急時対策所用燃料地下タンクを燃料源とするものは、緊急時対策所用発電機(61条)のみであるため、緊急時対策所用燃料地下タンクの容量は、重大事故等対処時において、緊急時対策所用発電機が、7日間(168時間)の連続運転にて消費する燃料を基に設定する。 緊急時対策所用発電機の燃料消費量を以下に示す。 </p> <table border="1" data-bbox="1774 1144 2457 1228"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数(台)</th> <th>②燃料消費率(m³/h)</th> <th>①×②燃料消費量(m³/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1786 1239 2211 1270"> ※1 : 必要負荷を上回る40%負荷時の燃料消費率 </p>	名称		緊急時対策所用燃料地下タンク	基数	個	1	容量	m ³ /個	約 45	最高使用圧力	MPa	静水頭	最高使用温度	℃	40	条文	重大事故等対処設備	46条	高圧発電機車	47条	大量送水車	48条	大型送水ポンプ車, 可搬式窒素供給装置	49条	大量送水車	50条	大型送水ポンプ車, 可搬式窒素供給装置	51条	大量送水車	52条	可搬式窒素供給装置	54条	大量送水車, 大型送水ポンプ車	55条	大型送水ポンプ車	56条	大型送水ポンプ車, 大量送水車	57条	ガスタービン発電機, 高圧発電機車	61条	緊急時対策所用発電機	使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(m ³ /h)	①×②燃料消費量(m ³ /168時間)	緊急時対策所用発電機	1			<p data-bbox="2522 210 2801 283"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 </p> <p data-bbox="2522 294 2801 955"> 島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する(当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要)(以下、⑦の相違) </p> <p data-bbox="2522 966 2801 1144"> 【東海第二】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる </p>
名称		緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク																																																											
基数	基	2																																																											
容量	kL/基	約 75																																																											
名称		緊急時対策所用燃料地下タンク																																																											
基数	個	1																																																											
容量	m ³ /個	約 45																																																											
最高使用圧力	MPa	静水頭																																																											
最高使用温度	℃	40																																																											
条文	重大事故等対処設備																																																												
46条	高圧発電機車																																																												
47条	大量送水車																																																												
48条	大型送水ポンプ車, 可搬式窒素供給装置																																																												
49条	大量送水車																																																												
50条	大型送水ポンプ車, 可搬式窒素供給装置																																																												
51条	大量送水車																																																												
52条	可搬式窒素供給装置																																																												
54条	大量送水車, 大型送水ポンプ車																																																												
55条	大型送水ポンプ車																																																												
56条	大型送水ポンプ車, 大量送水車																																																												
57条	ガスタービン発電機, 高圧発電機車																																																												
61条	緊急時対策所用発電機																																																												
使用機器	①台数(台)	②燃料消費率(m ³ /h)	①×②燃料消費量(m ³ /168時間)																																																										
緊急時対策所用発電機	1																																																												



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>【設 定 根 拠】(続き)</p> <p>以上を踏まえ、3.512m³以上の容量として、緊急時対策所用燃料地下タンクの容量は約45m³とする。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠 緊急時対策所用燃料地下タンクの最高使用圧力は、開放型タンクであることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠 緊急時対策所用燃料地下タンクの最高使用温度は、屋外環境の最高温度(約40℃)を踏まえて40℃とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
	<table border="1" data-bbox="994 220 1676 451"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h (1台当たり)</td> <td>約 1.3</td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>m</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="994 472 1676 661"> 【設定根拠】 緊急時対策所用発電機給油ポンプは、重大事故等時に緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機へ燃料を給油するために設置する。なお、緊急時対策所用発電機給油ポンプは供給系統1系列あたりに1台設置する。 </p> <p data-bbox="994 703 1676 892"> 1. 容量の設定根拠 緊急時対策所用発電機給油ポンプの容量は、発電機の単位時間あたりの燃料最大消費量約0.411kL/h (0.411m³/h) を緊急時対策所用発電機に供給するため、それよりも容量の大きい約1.3m³/h とする。 </p> <p data-bbox="994 934 1676 1123"> 2. 揚程の設定根拠 緊急時対策所用発電機給油ポンプの揚程は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンクに燃料を移送するときの静水頭、配管及び弁類圧損を基に設定し、以下のとおり約22mである。 </p> <table data-bbox="1098 1144 1484 1249"> <tr> <td>静水頭</td> <td>約11.3 m</td> </tr> <tr> <td>配管及び弁類圧損</td> <td>約 0.7 m</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約12 m</td> </tr> </table> <p data-bbox="994 1291 1676 1333"> 以上より、緊急時対策所用発電機給油ポンプの揚程は30mとする。 </p>	名称		緊急時対策所用発電機給油ポンプ	台数	台	2	容量	m ³ /h (1台当たり)	約 1.3	揚程	m	30	静水頭	約11.3 m	配管及び弁類圧損	約 0.7 m	合計	約12 m	<table border="1" data-bbox="1751 220 2478 388"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>タンクローリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1 (予備は57条用1台と兼用)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/台</td> <td>約 3.0</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>24kPa</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1751 388 2478 472"> 【設定根拠】 タンクローリは、重大事故等対処時に緊急時対策所用発電機に燃料を給油するのに必要な容量を確保する。 </p> <p data-bbox="1751 504 2478 619"> 1. 容量 タンクローリの容量は、以下のとおり緊急時対策所用発電機に対して、38時間に1回の燃料給油が必要となることから、その対応が可能となるように容量を設定する。 </p> <p data-bbox="1751 640 2478 682"> <input type="checkbox"/> 緊急時対策所用発電機への給油頻度：n </p> <div data-bbox="1765 672 2344 766" style="border: 1px solid black; height: 45px; width: 195px;"></div> <p data-bbox="1751 787 2478 850"> 緊急時対策所用発電機の燃料が枯渇しないためには、上記のとおり38時間に1回の頻度での給油が必要となる。 </p>	名 称		タンクローリ	個 数	—	1 (予備は57条用1台と兼用)	容 量	m ³ /台	約 3.0	最高使用圧力	MPa	24kPa	最高使用温度	℃	40	<p data-bbox="2537 210 2789 241">・設備の相違</p> <p data-bbox="2537 252 2789 283">【柏崎 6/7】</p> <p data-bbox="2537 294 2789 325">⑦の相違</p> <p data-bbox="2537 336 2789 367">【東海第二】</p> <p data-bbox="2537 378 2789 462">東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p data-bbox="2537 472 2789 556">島根 2号炉のタンクローリは可搬設備</p>
名称		緊急時対策所用発電機給油ポンプ																																		
台数	台	2																																		
容量	m ³ /h (1台当たり)	約 1.3																																		
揚程	m	30																																		
静水頭	約11.3 m																																			
配管及び弁類圧損	約 0.7 m																																			
合計	約12 m																																			
名 称		タンクローリ																																		
個 数	—	1 (予備は57条用1台と兼用)																																		
容 量	m ³ /台	約 3.0																																		
最高使用圧力	MPa	24kPa																																		
最高使用温度	℃	40																																		


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>【設 定 根 拠】(続き)</p> <p>緊急時対策所用発電機への給油シーケンスは以下のとおり53分となり、必要給油頻度である38時間以内に納まることから燃料を枯渇させることはない。</p> <p>[緊急時対策所用発電機への給油シーケンス]</p> <div data-bbox="1762 396 2481 720" style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>合計必要時間：③+④+⑤+⑥=53分 < 38時間 (軽油残量)</p> <p>緊急時対策所用発電機への給油を行う事前作業として、作業①～④を実施しておく。</p> <p>緊急時対策所用発電機への給油が必要になった場合は、作業⑤を実施し、以降は⑤の作業を繰り返す。</p> <p>タンクローリ内の燃料量が枯渇する場合は作業③～⑥を実施する。このため、合計必要時間としては、作業③～⑥の時間を見込む。</p> <p>以上から、必要給油頻度を満足し、シーケンスにおいて必要となる給油量(805L)を上回る容量として、タンクローリの容量は約3.0m³とする。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠 タンク内圧が上昇すると、20<タンク内圧≦24kPa[gage]の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa[gage]とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠 タンクローリの最高使用温度は、屋外環境の最高温度(約40℃)を踏まえて40℃とする。</p>	

○酸素濃度計・二酸化濃度計の仕様

第 61-6-2 表 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタの仕様 (設置個数等)


機器名称・外観	仕様等			
 酸素濃度計	検知原理	ガルバニ電池式		
	検知範囲	0.0~40.0vol%		
	表示精度	±0.1vol%		
	電源	電 源：乾電池 (単四×2本) 測定可能時間：約 3,000 時間 (乾電池切れの場合, 乾電池交換を実施する。)		
	個数	1 (予備 1)		
 二酸化炭素濃度計	検知原理	NDIR (非分散型赤外線)		
	検知範囲	0.0~5.0vol%		
	表示精度	±3.0%F.S		
	電源	電 源：乾電池 (単三×4本) 測定可能時間：約 12 時間 (乾電池切れの場合, 乾電池交換を実施する。)		
	個数	1 (予備 1)		

○緊急時対策所エリアモニタの仕様

機器名称・外観	検出器の種類	計測範囲	台数	電源
 緊急時対策所 エリアモニタ	半導体式検出器	B.G~ 999.9mSv/h	1 (予備 1)	AC100V

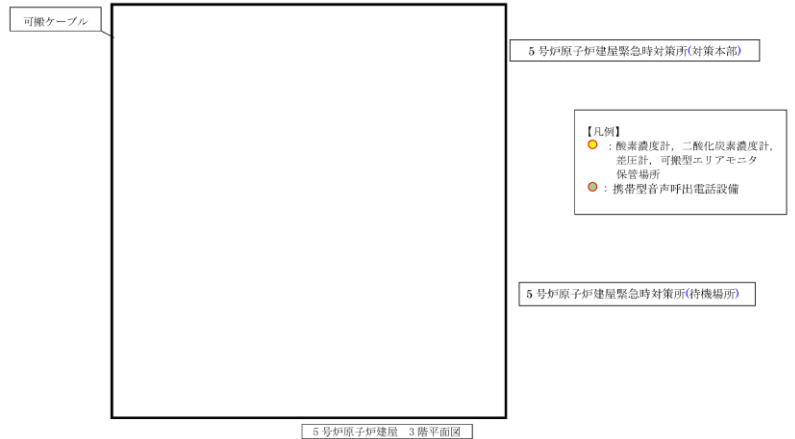
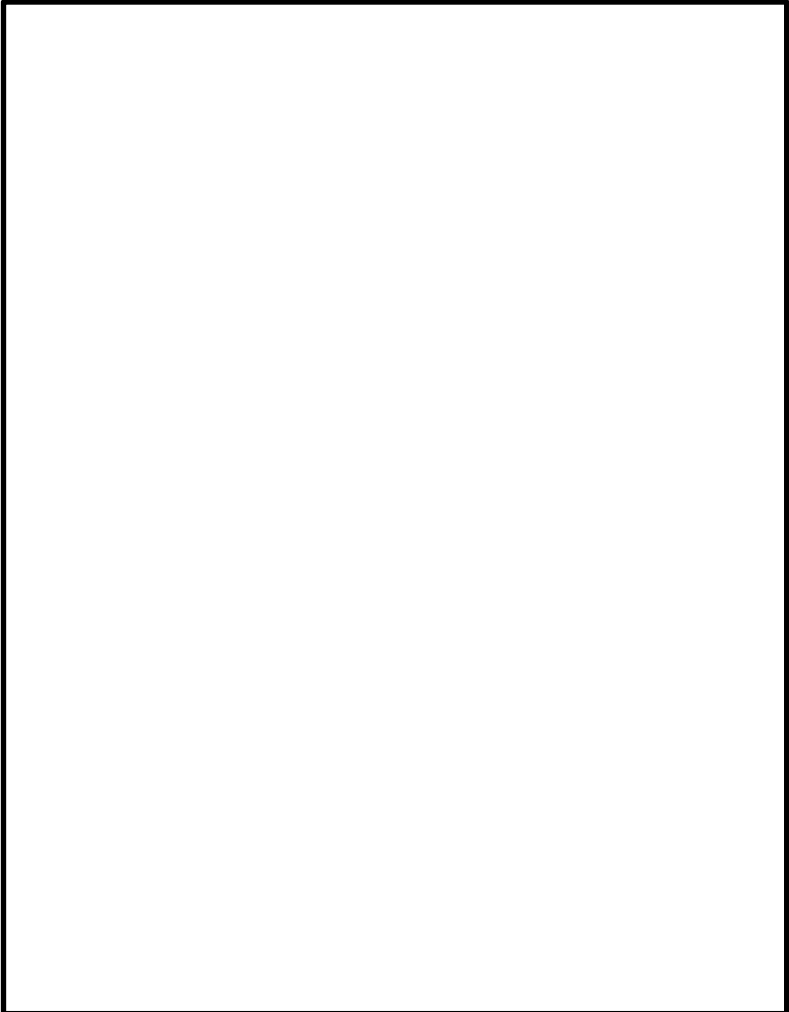

・記載箇所の相違
【東海第二】
島根 2号炉は「61-9」
に仕様を記載

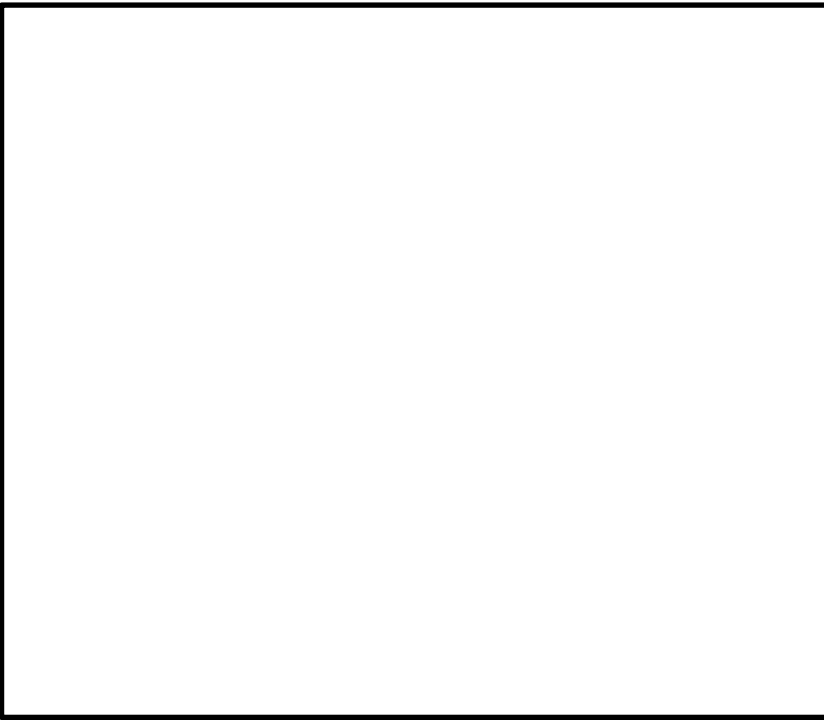
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
61-7 保管場所図	61-7 保管場所図	61-7 保管場所図	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			
<p>図 61-7-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 保管場所位置図</p>	<p>第 61-7-1 図 緊急時対策所建屋 (保管場所) 位置図</p>	<p>第 61-7-1 図 緊急時対策所 保管場所位置図</p>	
			
<p>図 61-7-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 換気設備 保管位置図</p>		<p>第 61-7-2 図 緊急時対策所換気空調設備 保管位置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="166 256 911 774" style="border: 1px solid black; height: 247px; width: 251px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="181 791 878 919" style="text-align: center;"> <p><u>図 61-7-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</u> <u>換気設備 保管位置図</u> <u>(5号炉原子炉建屋 地上3階)</u></p> </div> <div data-bbox="166 976 911 1495" style="border: 1px solid black; height: 247px; width: 251px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="181 1512 878 1640" style="text-align: center;"> <p><u>図 61-7-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</u> <u>換気設備 保管位置図</u> <u>(5号炉原子炉建屋 地上2階)</u></p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="973 1285 1673 1318">第 61-7-2 図 緊急時対策所 居住性（遮蔽）対策 位置図</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			
<p>図 61-7-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，差圧計，可搬型エリアモニタ 保管位置図</p>	<p>第 61-7-3 図 酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，緊急時対策所エリアモニタ 保管位置図 *今後の設計により変更になる場合あり</p>	<p>第 61-7-3 図 緊急時対策所 酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬式エリア放射線モニタ 保管位置図</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 設備構成の相違による保管場所の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の差圧計は常設</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1834 926 2404 961">第 61-7-4 図 代替交流電源設備 保管位置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">61-8</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート図</p>	<p style="text-align: center;">61-8</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート図</p>	<p style="text-align: center;">61-8</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="172 1150 899 1186">図 61-8-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 アクセスルート</p>	 <p data-bbox="943 1150 1706 1234">第 61-8-1 図 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 緊急時対策所 エリアモニタ 建屋内移動ルート図 *今後の設計により変更になる場合あり</p>	 <p data-bbox="1834 1150 2398 1186">第 61-8-1 図 緊急時対策所 アクセスルート</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">61-9</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所について (被ばく評価除く)</p>	<p style="text-align: center;">61-9</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所について (被ばく評価除く)</p>	<p style="text-align: center;">61-9</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所について (被ばく評価除く)</p>	

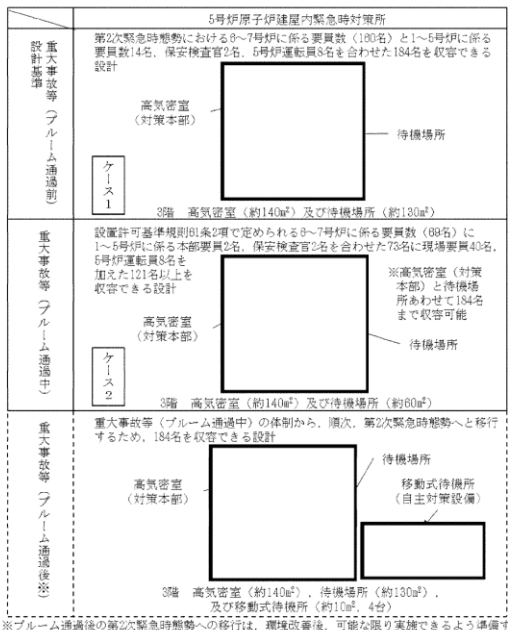
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>1.2 拠点配置</p> <p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建物及び収容人数について</p> <p>2.2 電源設備について</p> <p>2.3 遮蔽設計について</p> <p>2.4 換気空調系設備について</p> <p>2.5 必要な情報を把握できる設備について</p> <p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成, 配置について</p> <p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>4. 耐震設計方針について</p>	<p>1. 概要</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>1.2 拠点配置</p> <p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建屋及び収容人数について</p> <p>2.2 電源設備について</p> <p>2.3 遮蔽設計について</p> <p>2.4 換気設備・加圧設備について</p> <p>2.5 必要な情報を把握できる設備について</p> <p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成, 配置について</p> <p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p><u>3.5 廃止措置中の東海発電所の事故対応が同時発生した場合について</u></p> <p>4. 耐震設計方針について</p>	<p style="text-align: center;"><u>目次</u></p> <p>1. 概要</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>1.2 拠点配置</p> <p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建物及び収容人数について</p> <p>2.2 電源設備について</p> <p>2.3 遮蔽設計について</p> <p>2.4 換気空調系設備について</p> <p>2.5 必要な情報を把握できる設備について</p> <p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成, 配置について</p> <p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>4. 耐震設計方針について</p>	<p>・資料構成の相違理由は, 当該資料中に記載する</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 <u>チェンジングエリア</u>について</p> <p>5.2 <u>配備資機材等の数量等</u>について</p> <p>5.3 <u>通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量</u>について</p> <p>5.4 <u>SPDS のデータ伝送概要とパラメータ</u>について</p> <p>5.5 <u>緊急時対策所の要員数とその運用</u>について</p> <p>5.6 <u>原子力警戒態勢, 緊急時態勢</u>について</p> <p>5.7 <u>緊急時対策本部内における各機能班との情報共有</u>について</p> <p><u>5.8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉のプラント管理について</u></p> <p>5.9 <u>設置許可基準規則第6条</u> (外部からの衝撃による損傷の防止) への適合方針について</p> <p><u>5.10 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災組織の見直し</u>について</p> <p>5.11 <u>柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</u>について</p> <p>5.12 <u>停止中の1~5号炉のパラメータ監視性</u>について</p> <p>5.13 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の構造及び耐震設計</u>について</p> <p>5.14 <u>移動式待機所</u>について</p> <p>5.15 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の耐震設計</u>について</p> <p>5.16 <u>大湊側緊急時対策所の設置計画</u>について</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 <u>チェンジングエリア</u>について</p> <p>5.2 <u>配備資機材等の数量等</u>について</p> <p>5.3 <u>通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量</u>について</p> <p>5.4 <u>SPDS のデータ伝送概要とパラメータ</u>について</p> <p>5.5 <u>緊急時対策所の要員数とその運用</u>について</p> <p>5.6 <u>原子力警戒体制, 緊急時体制</u>について</p> <p>5.7 <u>災害対策本部室内</u>における各機能班との情報共有について</p> <p>5.8 <u>設置許可基準規則第6条</u> (外部からの衝撃による損傷の防止), <u>第8条及び第41条</u> (火災による損傷の防止) への適合方針について</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 <u>チェンジングエリア</u>について</p> <p>5.2 <u>配備資機材等の数量等</u>について</p> <p>5.3 <u>通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量</u>について</p> <p>5.4 <u>SPDS のデータ伝送概要とパラメータ</u>について</p> <p>5.5 <u>緊急時対策所の要員数とその運用</u>について</p> <p>5.6 <u>緊急時警戒体制, 緊急時非常体制, 緊急時特別非常体制</u>について</p> <p>5.7 <u>緊急時対策本部内</u>における各機能班との情報共有について</p> <p>5.8 <u>設置許可基準規則第6条</u> (外部からの衝撃による損傷の防止) への適合方針について</p> <p>5.9 <u>島根原子力発電所の緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</u>について</p> <p>5.10 <u>廃止措置中の1号炉のパラメータ監視性</u>について</p>	<p>・資料構成の相違理由は, 当該資料中に記載する</p> <p>【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 概要</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>本申請において、当社柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として、5号炉原子炉建屋内に「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」を設置することにより適合を図る。柏崎刈羽原子力発電所では5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とするとともに、代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴</p> <p>緊急時対策所の特徴を表1.1-1に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置する設計とする。5号炉原子炉建屋内に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、柏崎刈羽原子力発電所6号炉、7号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、対策要員の執務室、宿直室に近い場所に設置する設計とする。</p>	<p>1. 概要</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合及び重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために設置する。</p> <p>緊急時対策所の基本仕様と重大事故等発生時における緊急時対策所の基本仕様について、第1.1-1表に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>1.1 設置の目的</p> <p>本申請において、当社島根原子力発電所の緊急時対策所を設置することにより適合を図る。島根原子力発電所では緊急時対策所を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また、緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とするとともに、代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴</p> <p>緊急時対策所の特徴を第1.1-1表に示す。</p> <p>緊急時対策所は、耐震性を有する設計とする。緊急時対策所は、島根原子力発電所2号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動S_sによる地震力に対しても機能喪失しない設計とする。緊急時対策所は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、対策要員の執務室、待機場所に近い場所に設置する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p align="center">表 1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 ・被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 ・被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 	<p align="center">第 1.1-1 表 緊急時対策所の基本仕様について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基本仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 建屋構造</td> <td>・鉄筋コンクリート造（耐震構造）</td> </tr> <tr> <td>2 階層</td> <td>・4階建て</td> </tr> <tr> <td>3 建屋延床面積/緊急時対策所床面積</td> <td>・建屋：約 4,000m² / 災害対策本部室：約 350m² 宿泊・休憩室：約 70m²</td> </tr> <tr> <td>4 耐震強度</td> <td>・基準地震動 S_s で機能維持</td> </tr> <tr> <td>5 耐津波</td> <td>・防潮堤内側、発電所構内高台（T.P.+23m）に設置</td> </tr> <tr> <td>6 中央制御室との共通要因による同時機能喪失防止</td> <td>・中央制御室との十分な隔離（約 320m） ・中央制御室と独立した機能（電源設備及び換気設備は独立した専用設備）</td> </tr> <tr> <td>7 電源設備</td> <td>・通常電源設備：常用電源設備、非常用電源設備（通信連絡設備等の負荷のみ） ・代替電源設備：緊急時対策所用発電機（2台）</td> </tr> <tr> <td>8 遮蔽、放射線管理</td> <td>・建屋外壁等十分な壁厚を確保した遮蔽設計 ・よう素除去フィルタ付非常用換気装置の設置 ・ブルーム通過時の加圧設備の設置 ・加圧判断のためのエリアモニタ、可搬型モニタリング・ポストの配備 ・居住性確認のための酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の配備 ・チェン징ングエリアの設置</td> </tr> <tr> <td>9 発電用原子炉施設の情報</td> <td>・対策に必要な情報を表示するデータ表示装置の設置</td> </tr> <tr> <td>10 通信連絡</td> <td>・発電所内・外の必要のある箇所と必要な連絡を行うための通信連絡設備の設置</td> </tr> <tr> <td>11 食料、飲料水等</td> <td>・7日間必要とされる食料、飲料水等を配備</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">緊急時対策所建屋の各階における主な配置について、第 1.1-1 図に示す。</p> <div data-bbox="958 1058 1688 1724" style="border: 2px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p align="center">第 1.1-1 図 緊急時対策所建屋内の各階配置図 *今後の設計により変更になる場合あり</p>	項目	基本仕様	1 建屋構造	・鉄筋コンクリート造（耐震構造）	2 階層	・4階建て	3 建屋延床面積/緊急時対策所床面積	・建屋：約 4,000m ² / 災害対策本部室：約 350m ² 宿泊・休憩室：約 70m ²	4 耐震強度	・基準地震動 S _s で機能維持	5 耐津波	・防潮堤内側、発電所構内高台（T.P.+23m）に設置	6 中央制御室との共通要因による同時機能喪失防止	・中央制御室との十分な隔離（約 320m） ・中央制御室と独立した機能（電源設備及び換気設備は独立した専用設備）	7 電源設備	・通常電源設備：常用電源設備、非常用電源設備（通信連絡設備等の負荷のみ） ・代替電源設備：緊急時対策所用発電機（2台）	8 遮蔽、放射線管理	・建屋外壁等十分な壁厚を確保した遮蔽設計 ・よう素除去フィルタ付非常用換気装置の設置 ・ブルーム通過時の加圧設備の設置 ・加圧判断のためのエリアモニタ、可搬型モニタリング・ポストの配備 ・居住性確認のための酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の配備 ・チェン징ングエリアの設置	9 発電用原子炉施設の情報	・対策に必要な情報を表示するデータ表示装置の設置	10 通信連絡	・発電所内・外の必要のある箇所と必要な連絡を行うための通信連絡設備の設置	11 食料、飲料水等	・7日間必要とされる食料、飲料水等を配備	<p align="center">第 1.1-1 表 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動 S_s を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動 S_s を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・「2.1 建物及び収容人数について」に記載する 【東海第二】</p>
緊急時対策所	特徴																																		
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 ・被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 																																		
項目	基本仕様																																		
1 建屋構造	・鉄筋コンクリート造（耐震構造）																																		
2 階層	・4階建て																																		
3 建屋延床面積/緊急時対策所床面積	・建屋：約 4,000m ² / 災害対策本部室：約 350m ² 宿泊・休憩室：約 70m ²																																		
4 耐震強度	・基準地震動 S _s で機能維持																																		
5 耐津波	・防潮堤内側、発電所構内高台（T.P.+23m）に設置																																		
6 中央制御室との共通要因による同時機能喪失防止	・中央制御室との十分な隔離（約 320m） ・中央制御室と独立した機能（電源設備及び換気設備は独立した専用設備）																																		
7 電源設備	・通常電源設備：常用電源設備、非常用電源設備（通信連絡設備等の負荷のみ） ・代替電源設備：緊急時対策所用発電機（2台）																																		
8 遮蔽、放射線管理	・建屋外壁等十分な壁厚を確保した遮蔽設計 ・よう素除去フィルタ付非常用換気装置の設置 ・ブルーム通過時の加圧設備の設置 ・加圧判断のためのエリアモニタ、可搬型モニタリング・ポストの配備 ・居住性確認のための酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の配備 ・チェン징ングエリアの設置																																		
9 発電用原子炉施設の情報	・対策に必要な情報を表示するデータ表示装置の設置																																		
10 通信連絡	・発電所内・外の必要のある箇所と必要な連絡を行うための通信連絡設備の設置																																		
11 食料、飲料水等	・7日間必要とされる食料、飲料水等を配備																																		
緊急時対策所	特徴																																		
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動 S_s を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 ・対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 ・代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>なお、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、重大事故時のプルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。<u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）で構成する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能概要比較を表1.1-2及び図1.1-1に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 1.1-2 緊急時対策所の機能概要比較</u></p> <table border="1" data-bbox="163 808 920 1081"> <thead> <tr> <th rowspan="2">緊急時対策所</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="3">事故想定と拠点活用</th> <th rowspan="2">緊急時対策所活用ケース</th> </tr> <tr> <th>耐震性</th> <th>プルーム時居住性</th> <th>その他^(*)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td>5号炉原子炉建屋（耐震構造）</td> <td>約270㎡</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○^{(*)2}</td> <td>ケース1</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td>同上</td> <td>約200㎡</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○^{(*)2}</td> <td>ケース2</td> </tr> </tbody> </table> <p><凡例> ○：活用可能，△：活用場合がある，—：設計配慮外</p> <p><u>(*1)「その他」とは、設計基準事故への対処ケースのほか、地震の影響を受けず、重大事故等に伴うプルーム通過の影響も受けないケースを指す。</u></p> <p><u>(*2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が損傷の場合、大湊側高台保管場所に配備する同可搬型電源設備を移動させ接続替えを行い、電源設備の機能を修復する。</u></p>	緊急時対策所	場所	面積	事故想定と拠点活用			緊急時対策所活用ケース	耐震性	プルーム時居住性	その他 ^(*)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	5号炉原子炉建屋（耐震構造）	約270㎡	○	—	○ ^{(*)2}	ケース1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	同上	約200㎡	○	○	○ ^{(*)2}	ケース2		<p>なお、<u>緊急時対策所</u>は、重大事故時のプルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じである</p>
緊急時対策所				場所	面積	事故想定と拠点活用			緊急時対策所活用ケース																		
	耐震性	プルーム時居住性	その他 ^(*)																								
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	5号炉原子炉建屋（耐震構造）	約270㎡	○	—	○ ^{(*)2}	ケース1																					
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	同上	約200㎡	○	○	○ ^{(*)2}	ケース2																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図 1.1-1 緊急時対策所の機能概要比較図</p> <p>2) 事象進展に応じた必要要員数の考え方</p> <p>緊急時対策所においては、事象進展に応じて必要要員数が変化する。具体的には以下の4フェーズに整理できる。</p> <p>(フェーズⅠ) 重大事故等発生から放射性物質(プルーム)放出開始まで</p> <p>(フェーズⅡ) <u>少なくとも1つのプラントにおいて比較的高濃度の放射性物質(プルーム)の放出が行われている期間(フェーズⅠ+10時間まで)</u></p> <p>(フェーズⅢ) 放射性物質(プルーム)の放出は比較的低濃度になるが、現場環境等を把握し、事前に準備した戦略の実施可否を確認するために時間を要することから、必要最低限の作業を除き状況把握や戦略検討に従事する期間(フェーズⅡ+10~24時間まで)</p> <p>(フェーズⅣ) 事象収束に向けた各種作業を本格化する期間(フェーズⅢ完了後)</p> <p>フェーズ移行の判断及び考え方については、事象進展に伴う対応作業と対策要員規模を鑑み、以下の通り整理できる。</p>		<p>(2) 事象進展に応じた必要要員数の考え方</p> <p>緊急時対策所においては、事象進展に応じて必要要員数が変化する。具体的には、以下の4フェーズに整理できる。</p> <p>(フェーズⅠ) 重大事故等発生から放射性物質(プルーム)放出開始まで</p> <p>(フェーズⅡ) 比較的高濃度の放射性物質(プルーム)の放出が行われている期間(フェーズⅠ+10時間まで)</p> <p>(フェーズⅢ) 放射性物質(プルーム)の放出は比較的低濃度になるが、現場環境等を把握し、事前に準備した戦略の実施可否を確認するために時間を要することから、必要最低限の作業を除き状況把握や戦略検討に従事する期間(フェーズⅡ+10~24時間まで)</p> <p>(フェーズⅣ) 事故収束に向けた各種作業を本格化する期間(フェーズⅢ完了後)</p> <p>フェーズ移行の判断及び考え方については、事象進展に伴う対応作業と対策要員規模を鑑み、以下のとおり整理できる。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じである</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(フェーズⅠ⇒Ⅱ) 放射性物質(プルーム)の影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した場合。(不要な被ばく回避のため、一部現場要員を所外退避させる)</p> <p>(フェーズⅡ⇒Ⅲ) 放射性物質(プルーム)の放出が低濃度となることによる、可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリング・ポストの指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと評価できる場合(プルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、<u>5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍(可搬型外気取入送風機の外気吸込場所)に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h(※1)を下回った場合</u>)</p> <p>(※1)保守的に0.2mGy/hを0.2mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、 $0.2\text{mSv/h} \times 168\text{h} = 33.6\text{mSv} \approx 34\text{mSv}$ 程度と100mSvに対して十分余裕があり、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約58mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</u></p> <p>(プルーム通過判断を以て、陽圧化装置(空気ボンベ)から可搬型陽圧化空調機へと切り替える、またチェンジングエリア等の除染他、来たるべき次フェーズに大人数が戻ってくることへの備えを進める)</p> <p>(フェーズⅢ⇒Ⅳ) プルーム通過後の建屋内の雰囲気線量が屋外より高い状況を解消するため、可搬型陽圧化空調機の給気エリアとなる通</p>		<p>(フェーズⅠ⇒Ⅱ) 放射性物質(プルーム)の影響により可搬式モニタリング・ポスト等の線量率が上昇した場合(不要な被ばく回避のため、一部現場要員を所外退避させる。)</p> <p>(フェーズⅡ⇒Ⅲ) 放射性物質(プルーム)の放出が低濃度となることによる、可搬式モニタリング・ポスト等の指示値により、周辺環境中の放射性物質が十分に減少したと評価できる場合</p> <p>(プルームの影響により可搬式モニタリング・ポスト又は可搬式エリア放射線モニタの線量率の指示値が上昇した後に減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、<u>周辺環境中の放射性物質が十分減少し、可搬式モニタリング・ポストの値が0.5mGy/h※を下回った場合</u>)</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとした場合の被ばく線量は84mSv(0.5mSv/h×168h)となる。これは、100mSvに対して余裕があり、<u>また、緊急時対策所の居住性評価における1.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</u></p> <p>(フェーズⅢ⇒Ⅳ) アクセスルート^①の安全確保や除染等の放射線管理措置を完了させた場合。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>路雰囲気のパージを完了した場合。(アクセスルート¹の安全確保や除染など放射線管理措置を完了させる)</u></p> <p>それぞれのフェーズにおける必要要員数は以下のとおりとなる。</p> <p>(フェーズⅠ) <u>第2次緊急時態勢の要員数</u> (本部 84 名, 現場 90 名) : 常設代替交流電源設備の起動, 可搬型代替注水ポンプ (消防車) の配備, 代替原子炉補機冷却系の設置など, 事象収束に向けた各種作業に必要な要員数。 <u>6号及び7号炉において事象が同時に発生しない場合においても</u>, フェーズⅡ以降に伴い現場作業が出来なくなることが分かっているため, フェーズⅠ完了時点でフェーズⅣ到達までの間に必要となりうる操作 (格納容器ベント, 代替循環冷却など) は全て完了させ, フェーズⅡ移行に備える。</p> <p>(フェーズⅡ) 監視, 通信連絡を主とした必要最低限の本部要員数 (27 名) の2倍及びフェーズⅡ中の監視, 給油 (*1), フェーズⅢ移行後の初動に必要な最低限の現場要員数 (17 名) と設備故障等の不測事態への対応 (*2) 及びフェーズⅢ移行後の給油作業等 (*1) への対応に必要な追加現場要員数 (40 名) の合計 (本部 54 名, 現場 57 名)</p> <p>: 本部要員数は, 比較的高濃度の放射性物質が通過するまでの間, 本部内に留まり, 監視及び通信連絡を主として対応するために必要な要員数。なお, 所外から参集して交替することができない場合も想定し, 必要要員数の2倍を確保し, 半分は休息しておく。</p>		<p>それぞれのフェーズにおける必要要員数は以下のとおりとなる。</p> <p>(フェーズⅠ) <u>緊急時特別非常体制の要員数</u> (本部 49 名, 現場 52 名) : <u>ガスタービン発電機の起動, 大量送水車の配備, 原子炉補機代替冷却系の設置等</u>, 事象収束に向けた各種作業に必要な要員数。 フェーズⅡ移行に伴い現場作業ができなくなることが分かっているため, フェーズⅠ完了時点でフェーズⅣ到達までの間に必要となり得る操作 (格納容器ベント, 代替循環冷却等) は全て完了させ, フェーズⅡ移行に備える。</p> <p>(フェーズⅡ) 監視, 通信連絡を主とした必要最低限の本部要員数 (23 名) の2倍及びフェーズⅡ中の監視, 給油 (*1), フェーズⅢ移行後の初動に必要な最低限の現場要員及びフェーズⅢ移行後の給油作業等 (*1) への対応に必要な現場要員 (23 名) の合計 (本部 46 名, 現場 23 名)</p> <p>: 本部要員数は, 比較的高濃度の放射性物質が通過するまでの間, 本部内に留まり, 監視及び通信連絡を主として対応するために必要な要員数。なお, 所外から参集して交替することができない場合も想定し, 必要要員数の2倍を確保し, 半分は休息しておく。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 想定事象の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>現場要員数は、フェーズⅡでも発生してしまう給油作業の他、展開済みの各種設備の監視、フェーズⅢ移行後の初動対応を行うために必要な要員数(17名)と、<u>設備故障等の不測事態やフェーズⅢ移行後の給油作業等に備えて待機しておくために必要な要員数(40名)の合計。</u></p> <p><u>この人数を確保することで、フェーズⅡにおいて必要な要員数(17名)の2倍を確保できるため、適宜休憩をとることも可能となる。</u></p> <p>(フェーズⅢ) フェーズⅡの必要最低限の本部要員数(27名)及び現場要員数(57名)に、状況把握や戦略確認に必要な追加本部要員数(27名)を加えた数(本部54名、現場57名)</p> <p>: 本部要員数は、放射性物質(ブルーム)の放出が比較的低濃度になり所外からの参集及び交替が確実になることから、必要要員数の2倍の確保は不要となる。これにかわって、状況把握や戦略確認に従事することから、「意思決定・指揮機能」、「情報収集・計画立案機能」、「<u>現場対応機能</u>」に係る要員の<u>一部(27名)を緊急時対策所に再参集させる。再参集ができない場合、もしくは現場環境が早く改善されることでフェーズⅡからフェーズⅢへの移行が早まる場合は、フェーズⅡの本部要員全体で当該対応を実施する。</u></p> <p>現場要員数は、本部要員が状況把握や戦略確認に従事している間、給油作業等を行うとともに設備故障等の不測事態に備えて待機しておくために必要な要員数。</p>		<p>現場要員は、フェーズⅡでも発生してしまう給油作業の他、展開済みの各種設備の監視、フェーズⅢ移行後の初動対応を行うために必要な要員数と、給油作業等に備えて待機しておくために必要な要員数(23名)の合計。</p> <p>(フェーズⅢ) フェーズⅡの必要最低限の本部要員数(23名)及び現場要員数(23名)に、状況把握や戦略確認をより円滑に行えるよう、<u>フェーズⅡ中に交替要員として待機していた本部要員数(23名)を加えた数(本部46名、現場23名)</u></p> <p>: 本部要員数は、放射性物質(ブルーム)の放出が比較的低濃度になり所外からの参集及び交替が確実になることから、必要要員数の2倍の確保は不要となる。これにかわって、状況把握や戦略確認に従事することから、「意思決定・指揮機能」、「情報収集・計画立案機能」、「<u>復旧対応機能</u>」に係る要員(23名)として対応する。</p> <p>現場要員数は、本部要員が状況把握や戦略確認に従事している間、給油作業等を行うために必要な要員数。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 想定事象の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では、フェーズⅡにおいて交替要員として待機していた緊急時対策要員を充てる</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 想定事象の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(フェーズⅣ) <u>第2次緊急時態勢</u>と同等の要員数(本部 84名, 現場 90名)</p> <p>: 事象収束に向けた各種作業を本格化することから, 事象進展に応じて柔軟に対応できるようフェーズⅠと同等の要員数を確保することを基本とする。要員確保としては一時的に所外退避させた現場要員を徐々に戻すこととするが, 格納容器破損ケースのような厳しい場合には直ちには戻せないことも考えられ, 本部及び現場ともにフェーズⅡの本部要員及び現場要員全体での当該対応を継続実施する。</p> <p>(*1) 給油作業等への対応を行う要員数としては, フェーズⅡ及びフェーズⅢにおける給油作業及び格納容器ベント実施後の作業(格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置(以下, 「フィルタ装置」)の排水作業, 薬液注入, 窒素パージ)に必要な作業人数のほか, <u>異なる時刻に格納容器ベントを実施する場合も対応可能となるよう, 格納容器ベント実施前の作業(フィルタ装置排水ポンプ水張り)に必要な作業人数を考慮し, 各作業人数の合計を参照した。</u></p> <p>(*2) <u>設備故障等の不測事態への対応を行う要員数としては, 原子炉への注水に係る主な設備(可搬型代替注水ポンプ, 代替原子炉補機冷却系, ガスタービン発電機)が各々1台故障した場合でも対応可能となるよう, 各々の予備機との交換作業に必要な作業人数の合計を参照した。</u></p>		<p>(フェーズⅣ) <u>緊急時特別非常体制</u>と同等の要員数(本部 49名, 現場 52名)</p> <p>: 事象収束に向けた各種作業を本格化することから, 事象進展に応じて柔軟に対応できるようフェーズⅠと同等の要員数を確保することを基本とする。要員確保としては一時的に所外退避させた現場要員を徐々に戻すこととするが, 格納容器破損ケースのような厳しい場合には直ちには戻せないことも考えられ, 本部及び現場ともにフェーズⅡの本部要員及び現場要員全体での当該対応を継続実施する。</p> <p>(*1) 給油作業等への対応を行う要員数としては, フェーズⅡ及びフェーズⅢにおける給油作業のほか, <u>大量送水車, 大型送水ポンプ車等の設備操作を行うために必要となる作業人数を考慮し, 各作業人数の合計を参照した。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉では, フィルタベント関連の操作については, プルーム通過中に実施すべき操作はなく, また, プルーム通過後に実施する排水や窒素注入操作については, 事象発生 7日後以降の作業となる</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 想定事象の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

これらの必要要員数の変化を図1.1-2に示す。これらの必要要員数に加えて、緊急時対策所を設置するプラントの運転員や保安検査官を収容する必要がある場合は、当該要員数を考慮したうえで、各緊急時対策所は必要な要員を収容できる設計とする。

ただし、フェーズⅠからフェーズⅡの移行にあたっては、本部要員30名、現場要員33名を一旦、所外に退避させることとなる。無用な被ばくを避ける観点から、原則退避させることとするが、何らかの理由により退避できない場合も想定し、各緊急時対策所はフェーズⅠにおける収容可能要員数をフェーズⅡ、フェーズⅢにおいても維持できる設計とする。

	▽ブルーム放出開始			
	▽事故発生 0	ブルーム放出	ブルーム放出完了	▽状況把握・戦略確認完了
事象	炉心露出、損傷	ブルーム放出	状況把握、戦略確認	収束活動
フェーズ	フェーズⅠ 事故収束に向けた各種作業、フェーズⅡ移行準備	フェーズⅡ 監視、通信連絡、給油、フェーズⅢ移行後の初動準備	フェーズⅢ 状況把握、戦略確認、不測事態対応(待機)、給油等	フェーズⅣ 事故収束に向けた各種作業
本部要員	本部要員(84)	本部要員(54名) ※27×2	本部要員(54)	本部要員(84)
現場要員	現場要員(90)	現場要員(57)	現場要員(57)	現場要員(90)

図1.1-2 事象進展毎の必要要員数の動き

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

これらの必要要員数の変化を第1.1-1図に示す。これらの必要要員数に加えて、プラントの運転員や保安検査官を収容する必要がある場合は、当該要員数を考慮したうえで、緊急時対策所は必要な要員を収容できる設計とする。

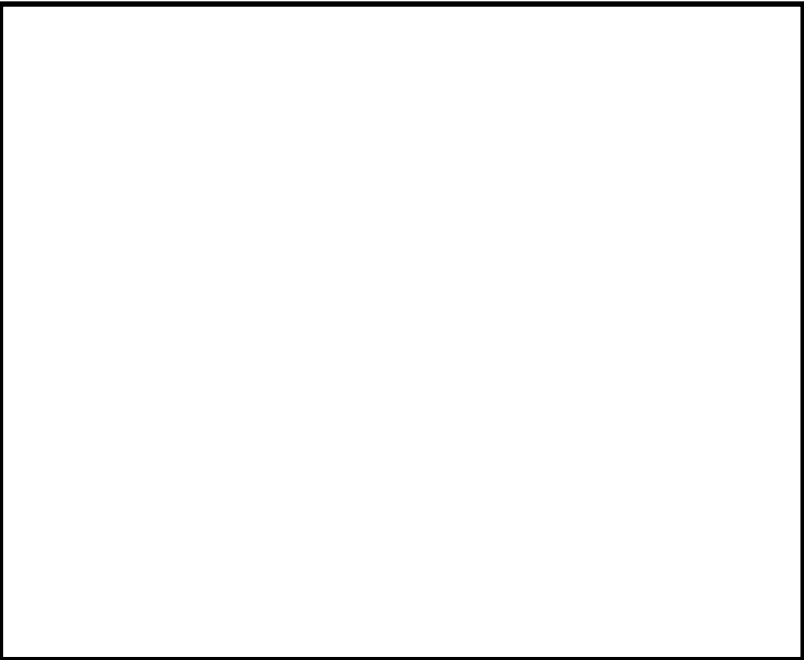
ただし、フェーズⅠからフェーズⅡの移行にあたっては、現場要員29名を一旦、所外に退避させることとなる。無用な被ばくを避ける観点から、原則退避させることとするが、何らかの理由により退避できない場合も想定し、緊急時対策所はフェーズⅠにおける必要要員数をフェーズⅡ、フェーズⅢにおいても維持できる設計とする。

	▽ブルーム放出開始			
	事故前	ブルーム放出	ブルーム放出完了	▽状況把握・戦略確認完了
フェーズ	炉心露出、損傷 フェーズⅠ 事故収束に向けた各種作業、フェーズⅡ移行準備	ブルーム放出 フェーズⅡ 監視、通信連絡、給油、フェーズⅢ移行後の初動準備	状況把握、戦略確認 フェーズⅢ 状況把握、戦略確認、給油等	収束活動 フェーズⅣ 事故収束に向けた各種作業
本部要員	本部要員(49名)	本部要員(46名) ※23×2	本部要員(46名)	本部要員(49名)
現場要員	現場要員(52名)	現場要員(23名)	現場要員(23名)	現場要員(52名)

第1.1-1図 事象進展毎の必要要員数の動き

・体制の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく緊急時対策要員数を記載する

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.2 拠点配置</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置図を以下に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、十分な耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置する。また、敷地高さT.M.S.L.+12mの5号炉原子炉建屋の3階フロア(T.M.S.L.+27.8m)に設置することにより、発電所への津波による影響を受けない設計とする。配置は、6号炉、7号炉中央制御室から直線距離で約200m離れた位置(アクセス道路での移動距離は約400m)とし、また、換気設備及び電源設備を6号炉、7号炉中央制御室から独立させることにより、6号炉、7号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>* T.M.S.L. : 東京湾平均海面 (旧称 T.P.)</p> <div data-bbox="154 934 914 1444" style="border: 1px solid black; height: 243px; width: 256px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図 1.2-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 配置図</p>	<p>1.2 拠点配置</p> <p>緊急時対策所建屋は、十分な支持性能を有する新第三系鮮新統の砂質泥岩(久米層)上に設置する。</p> <p>緊急時対策所建屋は、新たに設置する防潮堤の内側の発電所高台用地(T.P.+23.0m)に設置し、基準津波(防潮堤位置における最高水位 T.P.+17.1m)さらには、基準津波を超え敷地に遡上する津波による浸水に対しても影響を受けない設計とする。</p> <p>また、中央制御室から約320m離れた場所に設置すること、換気設備及び電源設備が中央制御室とは独立していることから、中央制御室との共通要因(火災、内部溢水等)により、同時に機能喪失することのない設計とする。</p> <p>配置図及び周辺図を第1.2-1図に示す。</p> <div data-bbox="943 934 1703 1537" style="border: 1px solid black; height: 287px; width: 256px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第 1.2-1 図 緊急時対策所建屋 配置図</p>	<p>1.2 拠点配置</p> <p>緊急時対策所の配置図を第1.2-1図、第1.2-2図に示す。</p> <p>緊急時対策所は、十分な耐震性を有する設計とする。また、敷地高さEL.50mの高台に設置することにより、発電所への津波による影響を受けない設計とする。配置は、中央制御室から直線距離で約400m離れた位置とし、また、換気設備及び電源設備を中央制御室から独立させることにより、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <div data-bbox="1739 934 2499 1465" style="border: 1px solid black; height: 253px; width: 256px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第 1.2-1 図 緊急時対策所 配置図</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ①の相違 ・評価内容の相違 【東海第二】 島根2号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していないため記載しない

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1843 884 2392 915">第 1.2-2 図 緊急時対策所 周辺機器配置図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事象への対処</p> <p>緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表 1.3-1、表 1.3-2 のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条 (緊急時対策所)</p>	<p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針は、以下の第 1.3-1 表から第 1.3-2 表のとおりである。</p> <p>第 1.3-1 表 「設置許可基準規則」第三十四条 (緊急時対策所) 「技術基準規則」第四十六条 (緊急時対策所)</p>	<p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事象への対処</p> <p>緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、第 1.3-1 表、第 1.3-2 表のとおりである。</p> <p>第 1.3-1 表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条 (緊急時対策所)</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>第 34 条 (緊急時対策所)</td> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。</td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第 34 条 (緊急時対策所)	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)</th> <th>技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。 【解釈】 第 46 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確かつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。</td> <td>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置する。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室内の運転員を介さず原子炉の状態を把握するために必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS)) を設置する設計とし、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用かつ多様性を確保した通信回線にて連絡できる通信連絡設備を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	適合方針	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。 【解釈】 第 46 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確かつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置する。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室内の運転員を介さず原子炉の状態を把握するために必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS)) を設置する設計とし、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用かつ多様性を確保した通信回線にて連絡できる通信連絡設備を設置する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</td> <td>第 34 条 (緊急時対策所) 1 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</td> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により当該要員を防護できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	第 34 条 (緊急時対策所) 1 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により当該要員を防護できる設計とする。	<p>・追加要求事項 【柏崎 6/7、東海第二】</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第 34 条 (緊急時対策所)	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。																			
設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	適合方針																			
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。 【解釈】 第 46 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確かつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置する。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室内の運転員を介さず原子炉の状態を把握するために必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS)) を設置する設計とし、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用かつ多様性を確保した通信回線にて連絡できる通信連絡設備を設置する。																			
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	第 34 条 (緊急時対策所) 1 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により当該要員を防護できる設計とする。																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
<p>表 1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第四十六条（緊急時対策所）</p>		<p>第 1.3-2 表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第四十六条（緊急時対策所）</p>																				
<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</p> <p>第 4 6 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 4 6 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。</p>	<p>適合方針</p> <p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。 緊急時対策所は災害時に約180名の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さずプラントの状態を把握するために必要なパラメータを収集、表示するために安全パラメータ表示システム (SPDS) を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="937 310 1196 394">設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)</th> <th data-bbox="1196 310 1448 394">技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)</th> <th data-bbox="1448 310 1706 394">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="937 394 1196 1472"> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガス発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全</p> </td> <td data-bbox="1196 394 1448 1472"> <p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p> </td> <td data-bbox="1448 394 1706 1472"> <p>可搬型の酸素濃度計を配備し、室内の空気を取り込みを一時的に停止した場合であっても、緊急時対策所の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるように、酸素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>・「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」に基づく対応を経過措置*期間内に実施することとし、今回申請とは別に必要な許認可手続き（設置変更許可申請）を行う。 ※ 経過措置：平成32年5月1日以降の最初の施設定期検査終了まで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="937 1472 1196 1514">設置許可基準規則</td> <td data-bbox="1196 1472 1448 1514">技術基準規則</td> <td data-bbox="1448 1472 1706 1514">適合方針</td> </tr> <tr> <td data-bbox="937 1514 1196 1619">第三十四条 (緊急時対策所)</td> <td data-bbox="1196 1514 1448 1619">第四十六条 (緊急時対策所)</td> <td data-bbox="1448 1514 1706 1619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="937 1619 1196 1640">機能が損なわれるおそれがあることをいう。</td> <td data-bbox="1196 1619 1448 1640"></td> <td data-bbox="1448 1619 1706 1640"></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	適合方針	<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガス発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全</p>	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>可搬型の酸素濃度計を配備し、室内の空気を取り込みを一時的に停止した場合であっても、緊急時対策所の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるように、酸素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>・「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」に基づく対応を経過措置*期間内に実施することとし、今回申請とは別に必要な許認可手続き（設置変更許可申請）を行う。 ※ 経過措置：平成32年5月1日以降の最初の施設定期検査終了まで</p>	設置許可基準規則	技術基準規則	適合方針	第三十四条 (緊急時対策所)	第四十六条 (緊急時対策所)		機能が損なわれるおそれがあることをいう。			<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</p> <p>第 46 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 46 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。</p>	<p>適合方針</p> <p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は災害時に最大150名の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さずプラントの状態を把握するために必要なパラメータ表示システム (SPDS) を緊急時対策所に設置する設計とする。 また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を緊急時対策所に表示できる設備を設ける。 さらに、所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を、緊急時対策所に設置する設計とする。 事故に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を緊急時対策所に設置する。 さらに、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための、専用であって多様性を有した通信回線で構成する通信連絡設備を緊急時対策所に設置する設計とする。</p>	
設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	適合方針																				
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガス発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】 第 2 項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全</p>	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>可搬型の酸素濃度計を配備し、室内の空気を取り込みを一時的に停止した場合であっても、緊急時対策所の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるように、酸素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>・「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」に基づく対応を経過措置*期間内に実施することとし、今回申請とは別に必要な許認可手続き（設置変更許可申請）を行う。 ※ 経過措置：平成32年5月1日以降の最初の施設定期検査終了まで</p>																				
設置許可基準規則	技術基準規則	適合方針																				
第三十四条 (緊急時対策所)	第四十六条 (緊急時対策所)																					
機能が損なわれるおそれがあることをいう。																						
<p>*「設置許可基準規則」第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）、第 8 条及び第 4 1 条（火災による損傷の防止）への適合方針については、添付資料 5.8 で後述する。</p>																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)			東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)			島根原子力発電所 2号炉			備考		
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針			
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。</p>	<p>第46条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。</p>	<p>また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に表示できる設備を設ける。</p> <p>さらに、所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>事故に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する。</p> <p>さらに、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための、専用であって多様性を有した通信回線で構成する通信連絡設備を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p>				<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p>	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p>	<p>2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項 (別記-9)」によること。</p>	<p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて給排気隔離弁を一時的に閉止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>・追加要求事項 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表 1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>		<p>以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>第 1.3-3 表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 541 409 604">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="409 541 685 604">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="685 541 914 604">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 604 409 1486"> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="409 604 685 1486"> <p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> </td> <td data-bbox="685 604 914 1486"> <p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1742 541 1991 604">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1991 541 2240 604">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="2240 541 2490 604">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1742 604 1991 1486"> <p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象</p> </td> <td data-bbox="1991 604 2240 1486"> <p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度</p> </td> <td data-bbox="2240 604 2490 1486"> <p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象</p>	<p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象</p>	<p>第6条 (外部からの衝撃による損傷防止)</p> <p>1 第6条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)			東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)			島根原子力発電所 2号炉			備考
実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針				実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	
<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p> <p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、上記の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」(平成14・07・29 原院第4号(平成14年7月30日原子力安全・保安院制定))等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>					<p>象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)の「V. 2. (2)自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>		
						<p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>* 「<u>5.9</u> 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について」として後述する。</p>		<table border="1" data-bbox="1745 216 2493 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="1745 216 1991 310">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1991 216 2246 310">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="2246 216 2493 310">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 310 1991 863"></td> <td data-bbox="1991 310 2246 863"> 含む。 8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、上記の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。 </td> <td data-bbox="2246 310 2493 863"></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「<u>5.8</u> 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について」として後述する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針		含む。 8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、上記の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。		
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針							
	含む。 8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、上記の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p>		<p>以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p>													
<p>表 1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）</p>		<p>第 1.3-4 表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="154 499 409 556">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="409 499 676 556">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="676 499 920 556">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="154 556 409 1207"> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="409 556 676 1207"> <p>第8条(火災による損傷の防止)</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p> </td> <td data-bbox="676 556 920 1207"> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺)に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第8条(火災による損傷の防止)</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺)に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1736 499 1991 556">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1991 499 2258 556">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="2258 499 2502 556">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1736 556 1991 1522"> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1991 556 2258 1522"> <p>第8条(火災による損傷の防止)</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を</p> </td> <td data-bbox="2258 556 2502 1522"> <p>緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所(緊急時対策所周辺)に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第8条(火災による損傷の防止)</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を</p>	<p>緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所(緊急時対策所周辺)に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第8条(火災による損傷の防止)</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺)に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第8条(火災による損傷の防止)</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に適合するものであること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を</p>	<p>緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所(緊急時対策所周辺)に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="154 1566 409 1623">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="409 1566 676 1623">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="676 1566 920 1623">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="154 1623 409 1711"></td> <td data-bbox="409 1623 676 1711"> <p>安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p> </td> <td data-bbox="676 1623 920 1711"></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針		<p>安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1736 1566 1991 1623">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1991 1566 2258 1623">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="2258 1566 2502 1623">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1736 1623 1991 1711"></td> <td data-bbox="1991 1623 2258 1711"> <p>安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p> </td> <td data-bbox="2258 1623 2502 1711"></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針		<p>安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>		
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
	<p>安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>														
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
	<p>安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>(2) 重大事故等への対処</p> <p>緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。</p>		<p>(2) 重大事故等への対処</p> <p>緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。</p>																			
<p>表 1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第六十一条 (緊急時対策所)</p>	<p>第 1.3-2 表 「設置許可基準規則」 第六十一条 (緊急時対策所) 「技術基準規則」 第七十六条 (緊急時対策所)</p>	<p>第 1.3-5 表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第六十一条 (緊急時対策所)</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="157 485 409 552">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="409 485 685 552">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="685 485 917 552">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="157 552 409 1438"> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="409 552 685 1438"> <p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多様性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内のマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </td> <td data-bbox="685 552 917 1438"> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多様性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内のマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="946 485 1199 552">設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)</th> <th data-bbox="1199 485 1451 552">技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)</th> <th data-bbox="1451 485 1703 552">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="946 552 1199 1438"> <p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> </td> <td data-bbox="1199 552 1451 1438"> <p>第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> </td> <td data-bbox="1451 552 1703 1438"> <p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができる。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、以下の設計とする。</p> <p>緊急時対策所は耐震構造とし、基準地震動 S_g による地震力に対し、機能(遮蔽性、気密性等)を損なわない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動 S_g による地震力に対し、機能を損なわない設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針	<p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができる。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、以下の設計とする。</p> <p>緊急時対策所は耐震構造とし、基準地震動 S_g による地震力に対し、機能(遮蔽性、気密性等)を損なわない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動 S_g による地震力に対し、機能を損なわない設計とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1736 485 1988 552">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1988 485 2240 552">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="2240 485 2493 552">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1736 552 1988 1438"> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1988 552 2240 1438"> <p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多様性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防</p> </td> <td data-bbox="2240 552 2493 1438"> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多様性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多様性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内のマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>																			
設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針																			
<p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができる。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、以下の設計とする。</p> <p>緊急時対策所は耐震構造とし、基準地震動 S_g による地震力に対し、機能(遮蔽性、気密性等)を損なわない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動 S_g による地震力に対し、機能を損なわない設計とする。</p>																			
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>第 61 条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第 1 項及び第 2 項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多様性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)			東海第二発電所 (2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉			備考																								
<table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</td> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>設計方針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</td> <td>*本表欄外下部に示す</td> </tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	設計方針		2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	*本表欄外下部に示す			<table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)</td> <td>技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</td> <td>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</td> <td>また、緊急時対策所は基準津波 (T.P. +17.1m) 及び基準津波を超え敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない防潮堤内側の発電所高台用地 (T.P. +23m) に設置する。 緊急時対策所は、中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置し、十分な隔離 (約 320m) を設けること、換気設備及び電源設備を独立させ、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。 緊急時対策所は、通常時、常用電源設備から受電する設計とする。常用電源設備からの受電喪失時は、緊急時対策所専用の発電機により受電可能な設計とし、また、専用の発電機は多重性を有した設計とする。 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計等を行う。 緊急時対策所は重大事故等において必要な対策活動が行え、またブルーム通過中においても必要な要員を収容可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</td> <td>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</td> <td>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</td> <td></td> </tr> </table>	設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針	b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。	b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。	また、緊急時対策所は基準津波 (T.P. +17.1m) 及び基準津波を超え敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない防潮堤内側の発電所高台用地 (T.P. +23m) に設置する。 緊急時対策所は、中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置し、十分な隔離 (約 320m) を設けること、換気設備及び電源設備を独立させ、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。 緊急時対策所は、通常時、常用電源設備から受電する設計とする。常用電源設備からの受電喪失時は、緊急時対策所専用の発電機により受電可能な設計とし、また、専用の発電機は多重性を有した設計とする。 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計等を行う。 緊急時対策所は重大事故等において必要な対策活動が行え、またブルーム通過中においても必要な要員を収容可能な設計とする。	c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。	c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。		d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。	d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。				<table border="1"> <tr> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</td> <td>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</td> <td>適合方針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</td> <td></td> </tr> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針		護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。				
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	設計方針																															
	2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	*本表欄外下部に示す																															
設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針																															
b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。	b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。	また、緊急時対策所は基準津波 (T.P. +17.1m) 及び基準津波を超え敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない防潮堤内側の発電所高台用地 (T.P. +23m) に設置する。 緊急時対策所は、中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置し、十分な隔離 (約 320m) を設けること、換気設備及び電源設備を独立させ、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。 緊急時対策所は、通常時、常用電源設備から受電する設計とする。常用電源設備からの受電喪失時は、緊急時対策所専用の発電機により受電可能な設計とし、また、専用の発電機は多重性を有した設計とする。 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計等を行う。 緊急時対策所は重大事故等において必要な対策活動が行え、またブルーム通過中においても必要な要員を収容可能な設計とする。																															
c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。	c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。																																
d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。	d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。																																
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																															
	護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。																																
(*) 以下、表 1.3-5 の適合方針について説明する。						(*) 以下、表 1.3-5 表 の適合方針について説明する。																											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)			島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p>	<p>技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p>	<p>適合方針</p> <p>(1) 遮蔽設計 重大事故等において、対策要員が事故後7日間とどまっても換気設備等の機能とあいまって、実効線量が100mSvを超えないよう天井、壁及び床には十分な厚さの遮蔽(コンクリート)設計とする。</p> <p>(2) 換気設計等 重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、対策要員の居住性を確保するために、空気浄化をする設備を配備する。また、希ガスの放出を考慮し、ブルーム通過中は空気ポンベにより緊急時対策所等を加圧する設備を配備し、希ガス等の侵入を防止する。</p> <p>遮蔽設計及び換気設計等により緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価を行った結果、マスク着用等の付加条件なしで実効線量は約35mSvであり、判断基準である「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を確認している。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)			島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p>	<p>適合方針</p> <p>重大事故等時に緊急時対策所建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を、緊急時対策所建屋出入口付近に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等において、原子炉の状態並びに環境放射線量を把握するために安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するため、発電所内の中央制御室、屋内外の関係要員に対して必要な指示ができる通信連絡設備を設置する。また、発電所外の必要のある箇所と必要な連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考									
	<table border="1" data-bbox="952 222 1700 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 222 1196 296">設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)</th> <th data-bbox="1196 222 1439 296">技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)</th> <th data-bbox="1439 222 1700 296">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 296 1196 527"> 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1196 296 1439 527"> 2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。 </td> <td data-bbox="1439 296 1700 527"> 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め最大100名を収容できる設計とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 527 1196 947"> 【解釈】 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。 </td> <td data-bbox="1196 527 1439 947"> 【解釈】 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。 </td> <td data-bbox="1439 527 1700 947"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="952 968 1700 1052">また、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故等対処設備に関する概要を、以下の第 1.3-3 表に示す。</p>	設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針	2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。	2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め最大100名を収容できる設計とする。	【解釈】 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	【解釈】 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。			
設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針										
2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。	2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め最大100名を収容できる設計とする。										
【解釈】 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	【解釈】 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 要員 (規則第六十一条2項, 規則解釈第61条2)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には, <u>6号及び7号炉</u>に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え, 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員160名, 1~5号炉に係る要員14名及び保安検査官の2名をあわせて176名を収容できる設計とする。</p> <p>b. 同時機能喪失回避 (規則解釈第61条1のb)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は, <u>6号炉, 7号炉中央制御室</u>から十分離れていること (約200m), 換気設備及び電源設備を6号炉, 7号炉中央制御室から独立させ, <u>6号炉, 7号炉中央制御室</u>との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>c. 電源設備 (規則解釈第61条1のc)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は, 通常時, <u>外部電源</u>から受電する設計とする。</p> <p><u>外部電源喪失時</u>, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は, 可搬型代替交流電源設備及び予備の可搬型代替交流電源設備から受電可能な設計とし, 予備の可搬型代替交流電源設備は可搬型代替交流電源設備と多重性を有した設計とする。</p>		<p>a. 要員 (規則第六十一条2項, 規則解釈第61条2)</p> <p><u>緊急時対策所</u>には, <u>2号炉</u>に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え, 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め92名を収容できる設計とする。</p> <p>b. 同時機能喪失回避 (規則解釈第61条1のb)</p> <p><u>緊急時対策所</u>は, <u>中央制御室</u>から十分離れていること (約400m), 換気設備及び電源設備を中央制御室から独立させ, <u>中央制御室</u>との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>c. 電源設備 (規則解釈第61条1のc)</p> <p><u>緊急時対策所</u>は, 通常時, <u>非常用所内電気設備</u>から受電する設計とする。</p> <p><u>非常用所内電気設備喪失時</u>, <u>緊急時対策所</u>は, 可搬型の代替交流電源設備及び予備として配備する可搬型の代替交流電源設備から給電可能な設計とし, 予備として配備する可搬型の代替交流電気設備は可搬型の代替交流電源設備と多重性を有した設計とする。</p>	<p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の通常時の原子力防災組織の要員数は101名体制であるが, そのうち, 緊急時対策所に収容する要員数は, 運転員9名を除く92名である</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は非常用電気設備から受電する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. 居住性対策 (規則解釈第61条1のd, e)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所では重大事故等時において必要な対策活動を行うため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を設置する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は気密性を確保した高気密室内に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、高気密室を可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機または陽圧化装置を用いて陽圧化し、重大事故等に伴うプルーム通過中及びプルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</u></p>		<p>d. 居住性対策 (規則解釈第61条1のd, e)</p> <p><u>緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。</u></p> <p><u>緊急時対策所では、重大事故等時において必要な対策活動を行うため、プルーム通過中の必要要員を収容可能な設計とする。緊急時対策所は、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制する。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所を緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置を用いて正圧化し、重大事故等に伴うプルーム通過中及びプルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>また、高気密室内には二酸化炭素吸収装置を設置し、外気を遮断した状態においても二酸化炭素濃度増加による窒息を防止可能とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)は気密性を確保した中央制御室空調機械室に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、中央制御室空調機械室を可搬型陽圧化空調機または陽圧化装置を用いて陽圧化し、重大事故等に伴うプルーム通過中及びプルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</u></p> <p>遮蔽設計及び換気設計により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、「<u>実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</u>」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約58mSv(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)であり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。</p> <p>e. 必要な情報を把握できる設備(規則第六十一条1項の二) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。</p> <p>f. 通信連絡設備(規則第六十一条1項の三) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p> <p>g. 汚染の持ち込み防止(規則解釈第61条1のf) 重大事故等時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を、5号炉原子炉建屋内の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所出入口付近に設ける。</p>		<p>遮蔽設計及び換気設計により緊急時対策所の居住性については、「<u>実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</u>」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約1.7mSvであり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。</p> <p>e. 必要な情報を把握できる設備(規則第六十一条1項の二) 緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。</p> <p>f. 通信連絡設備(規則第六十一条1項の三) 緊急時対策所には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。また、緊急時対策所には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p> <p>g. 汚染の持ち込み防止(規則解釈第61条1のf) 重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を、緊急時対策所出入口付近に設ける。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>h. 資機材配備 (規則第六十一条1項の一)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線防護資機材(着替え、マスク等)を配備する。</p> <p>i. 地震 (規則解釈第61条1のa)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は<u>5号炉原子炉建屋内に設置していることから</u>、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。また地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の要員が必要な対策活動を行うため、<u>5号炉原子炉建屋内のアクセス</u>が出来るように設計する。</p> <p>j. 津波 (規則解釈第61条1のa)</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の敷地における基準津波による最高水位は <u>T.M.S.L.*+8.3m</u> 程度と評価される。</p> <p>これに対し <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、<u>T.M.S.L.+12m</u> の敷地に設置された <u>5号炉原子炉建屋の3階フロア (T.M.S.L.+27.8m)</u> に設定することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>* T.M.S.L. : <u>東京湾平均海面 (旧称 T.P.)</u></p> <p>以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p>		<p>h. 資機材配備 (規則第六十一条1項の一)</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また、<u>対策要員</u>が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線防護資機材(着替え、マスク等)を配備する。</p> <p>i. 地震 (規則解釈第61条1のa)</p> <p><u>緊急時対策所</u>は基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所</u>の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。また、<u>地震</u>、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、<u>緊急時対策所</u>の要員が必要な対策活動を行うため、アクセスが出来るように設計する。</p> <p>j. 津波 (規則解釈第61条1のa)</p> <p>島根原子力発電所の敷地における基準津波による最高水位は <u>EL.11.9m</u> 程度と評価される。</p> <p>これに対し<u>緊急時対策所</u>は、<u>EL.50m</u> の敷地に設置することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・環境条件の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉における基準津波の最高水位を記載する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表 1.3-6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第四十一条 (火災による損傷の防止)</p> <table border="1" data-bbox="166 352 920 856"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 352 418 422">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="418 352 685 422">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="685 352 920 422">設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 422 418 856"> (火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。 </td> <td data-bbox="418 422 685 856"> 第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。 第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないうにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。 </td> <td data-bbox="685 422 920 856"> *本表欄外下部に示す </td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 以下、表 1.3-6 の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	設計方針	(火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。 第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないうにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。	*本表欄外下部に示す	<p>東海第二発電所 (2018.9.18版)</p>	<p>第 1.3-6 表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第四十一条 (火災による損傷の防止)</p> <table border="1" data-bbox="1748 352 2502 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="1748 352 2000 422">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="2000 352 2267 422">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="2267 352 2502 422">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1748 422 2000 1129"> (火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。 </td> <td data-bbox="2000 422 2267 1129"> 第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。 第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないうにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。 </td> <td data-bbox="2267 422 2502 1129"> *本表欄外下部に示す </td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 以下、第 1.3-6 表の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。 第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないうにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。	*本表欄外下部に示す	<p>備考</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	設計方針													
(火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。 第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないうにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。	*本表欄外下部に示す													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
(火災による損傷の防止) 第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	第41条 (火災による損傷の防止) 1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。 第8条 (火災による損傷の防止) 1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないうにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能(火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減)を有することを求めている。 また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。 したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。	*本表欄外下部に示す													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>k. 火災防護 (規則解釈第41条)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は火災により緊急時対策所に必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。</p> <p>火災の発生を防止するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)は、系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。また、主要構造物、設備は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性(UL垂直燃焼試験)・耐延焼性(IEEE383)の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2)i地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生を防止できる設計とする。</p> <p>火災感知及び消火については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)に消防法に基づき火災感知器を設置している。特に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する屋内のケーブル敷設箇所等には、火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え、異なる2種類目の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、6号及び7号炉中央制御室等にて適切に監視できる設計とする。</p> <p>消火設備としては消火栓及び消火器を適切に設置している。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む)のうち、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある室内には、固定式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を表1.3-7に示す。また表1.3-8に設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧を示す。</p>		<p>k. 火災防護 (規則解釈第41条)</p> <p>緊急時対策所は、火災により緊急時対策所に必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。</p> <p>火災の発生を防止するため、緊急時対策所は、系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。また、主要構造物、設備は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性(UL垂直燃焼試験)・耐延焼性(IEEE383)の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2)i地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生を防止できる設計とする。</p> <p>火災感知及び消火については、緊急時対策所内には、火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え、異なる感知方式の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、中央制御室にて適切に監視できる設計とする。</p> <p>消火設備としては消火栓及び消火器を適切に設置している。緊急時対策所のうち、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある室内には、固定式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故等対処設備に関する概要を第1.3-7表に示す。また第1.3-8表に設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧を示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、緊急時対策所内全域にアナログ式の煙感知器と熱感知器を設置する設計としている</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (1/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
居住性の確保 (対策本部)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)	-	-	常設 可搬型	-	-
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 高気密室	-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽	-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	3号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型高圧化空調機	-	-	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備 ^{※2}	-
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型外気取入送風機	-	-	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備 ^{※2}	-
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 漏圧仕切機 (空気ポンプ)	-	-	可搬	可搬型重大事故緩和設備 ^{※1}	SA-3
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置	-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	酸濃度計 (対策本部) ^{※3}	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	二酸化炭素濃度計 (対策本部) ^{※4}	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	遮圧計 (対策本部) ^{※5}	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	可搬型エアモニタ (対策本部)	-	-	可搬	可搬型重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	可搬型モニタリングポスト	-	-	-	60条に記載	-

- ※1 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
- ※2 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
- ※3 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類とする。
- ※4 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
- ※5 計測器本体を示すため計器名を記載。

第 1.3-3 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (1/4)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
緊急時対策所内非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護	緊急時対策所	-	-	常設 可搬型	常設 (重大事故等対処施設)	-
	緊急時対策所遮蔽	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所非常用送風機	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所非常用フィルタ装置	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所給排気設備 (配管・弁) [遮断]	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2
	緊急時対策所加圧設備	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所加圧設備 (配管・弁) [遮断]	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2
	緊急時対策所用遮圧計	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所内の酸濃度計及び二酸化炭素濃度の測定	-	-	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	放射線量の測定	-	-	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
可搬型モニタリング・ポスト	-	-	-	60条に記載 (可搬型重大事故緩和設備)	-	

※ 計測器本体を示すため計器名を記載

第 1.3-7 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (1/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
居住性の確保	緊急時対策所	-	-	常設	常設 (重大事故等対処施設)	-
	緊急時対策所遮蔽	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所空気浄化送風機	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2
	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備	SA-2
	酸濃度計 ^{※1}	-	-	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	二酸化炭素濃度計 ^{※1}	-	-	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	遮圧計 ^{※1}	-	-	常設	常設重大事故等対処設備 (防しても緩和でもない設備)	-
	可搬型エア放射線モニタ	-	-	可搬型	可搬型重大事故緩和設備	-
可搬型モニタリング・ポスト	-	-	-	60条に記載 (ただし、本系統機能においては可搬型重大事故緩和設備)	-	

※1 計測器本体を示すため計器名を記載

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (2/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 設計 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
居住性の確保 (対策本部) (つづき)	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部) 可搬型固定化空調機用取扱ダクト (伝送路)	-	-	可搬	可搬型重大事故緩和設備 ^{※1}	SA-3
	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (対策本部) 扇圧化装置 (配管・弁) (伝送路)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備 ^{※1}	SA-2
居住性の確保 (待機場所)	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (待機場所)	-	-	常設	(重大事故等対処施設)	-
	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽	-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	-	-	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (待機場所) 可搬型固定化空調機	-	-	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備 ^{※1}	-
	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所 (待機場所) 扇圧化装置 (空気ポンプ)	-	-	可搬	可搬型重大事故緩和設備 ^{※1}	SA-3
	酸濃度計 (待機場所) ^{※2}	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	-
	二酸化炭素濃度計 (待機場所) ^{※2}	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	-
	差圧計 (待機場所) ^{※2}	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	-
	可搬型モニタ (待機場所)	-	-	可搬	可搬型重大事故緩和設備 ^{※1}	-

- ※1 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
- ※2 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
- ※3 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類とする。
- ※4 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
- ※5 計測器本体を示すため計器名を記載。

第 1.3-3 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (2/4)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 設計 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
必要な情報の把握	安全パラメータ表示システム (SPDS) 無線通信装置 (伝送路) 無線通信装置アンテナ (伝送路)	62条に記載 (常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備)				
通信連絡	安全パラメータ表示システム (SPDS) ~ 無線通信装置アンテナ電路 (伝送路)	62条に記載 (可搬型重大事故防止設備, 可搬型重大事故緩和設備)				
	無線連絡設備 (携帯型)	62条に記載 (可搬型重大事故防止設備, 可搬型重大事故緩和設備)				
	衛星電話設備 (固定型)	62条に記載 (常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備))				
	衛星電話設備 (携帯型)	62条に記載 (可搬型重大事故防止設備, 可搬型重大事故緩和設備, 可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備))				
	携行型有線通話装置	62条に記載 (可搬型重大事故防止設備, 可搬型重大事故緩和設備)				
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話, I P - F A X)	62条に記載 (常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備))				
	衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	62条に記載 (常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備))				
	衛星通話装置 (伝送路)	62条に記載 (常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備)				
	衛星電話設備 (固定型) ~ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 (伝送路)	62条に記載 (常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備)				
	専用接続箱 ~ 専用接続箱電路 (伝送路)	62条に記載 (常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備)				

第 1.3-7 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (2/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 設計 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
必要な情報の把握	安全パラメータ表示システム (SPDS)	62条に記載				
通信連絡 (緊急時対策所)	無線通信設備 (固定型)	62条に記載				
	無線通信設備 (携帯型)	62条に記載				
	衛星電話設備 (固定型)	62条に記載				
	衛星電話設備 (携帯型)	62条に記載				
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	62条に記載				
	無線通信装置 (伝送路)	62条に記載				
	無線通信設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	62条に記載				
	衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	62条に記載				
	衛星通話装置 (伝送路)	62条に記載				
	有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) (伝送路)	62条に記載				
有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) (伝送路)	62条に記載					
有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) (伝送路)	62条に記載					

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (3/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
居住性の確保 (待機場所) (つづき)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型隔圧化空調機用配電システム (交流)	-	-	可搬	可搬型重大事故緩和設備 ⁶¹	SA-3
	6号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 隔圧化装置 (配管・弁) (交流)	-	-	常設	常設重大事故緩和設備 ⁶¹	SA-2

※1 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。

※2 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。

※3 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類とする。

※4 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。

※5 計測器本体を示すため計器名を記載。

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (4/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
必要な情報の把握	安全パラメータ表示システム (SPPS)	62条に記載				
通信連絡 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	無線連絡設備 (常設)	62条に記載				
	無線連絡設備 (可搬型)					
	携帯型音声呼出電話設備					
	衛星電話設備 (常設)					
	衛星電話設備 (可搬型)					
	統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備					
	無線通信装置 (伝送路)					
	無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路)					
	衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路)					
	衛星無線通信装置 (伝送路)					
有線 (建屋内) (伝送路)						
5号炉屋外緊急連絡用インターフォン						

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (5/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
電源の確保 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	非常用所内電源設備	-	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	-
	可搬ケーブル			可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	-
	負荷電圧器			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	交流分電盤			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	軽油タンク					
	タンクローリ (4t)					
	軽油タンク出口ノズル・弁 (燃料流路)					

第 1.3-3 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (3/4)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
通信連絡 (続き)	衛星無線通信装置 (伝送路)	62条に記載 (常設重大事故等対処設備 (防壁でも緩和でもない設備))				
	通信機器 (伝送路)					
緊急時対策所用代替電源設備による給電	統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム・IP電話・IP-FAX) ~衛星無線通信装置 (伝送路)					
	緊急時対策所用代替電源設備	非常用電源設備	C	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用代替電源設備			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用代替電源設備			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用M/C配圧計			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用M/C配電路 (交流電路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用M/C配電路 (交流電路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用動力変圧器 ~緊急時対策所用P/C電路 (交流電路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用P/C電路 ~緊急時対策所用M/C電路 (交流電路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用M/C電路 ~緊急時対策所用分電盤電路 (交流電路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-

第 1.3-3 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (4/4)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
緊急時対策所用代替電源設備による給電 (続き)	緊急時対策所用125V系蓄電池~緊急時対策所用直流125V主母線盤電路 (直流電路)	非常用電源設備	C	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用直流125V主母線盤~緊急時対策所用直流125V分電盤電路 (直流電路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用代替電源設備燃料油貯蔵タンク~緊急時対策所用代替電源設備給油ポンプ電路 (燃料流路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用代替電源設備給油ポンプ~緊急時対策所用代替電源設備燃料油サービスタック (燃料流路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用代替電源設備燃料油サービスタック~緊急時対策所用代替電源設備 (燃料流路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用代替電源設備燃料油サービスタック~緊急時対策所用代替電源設備 (燃料流路)			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-

第 1.3-7 表 重大事故等対処設備に関する概要
(61条 緊急時対策所) (3/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
電源の確保	緊急時対策所用発電機	非常用交流電源設備	S	可搬型	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	-
	可搬ケーブル			可搬型	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用低圧母線盤 (電路)			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	タンクローリ			可搬型	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	ホース			可搬型	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所用燃料地下タンク			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	非常用所内電気設備		常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-
緊急時対策所 低圧母線盤			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	-	

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7】

表 1.3-8 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧

施設	設計基準対象施設	
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所
代替電源設備	非常用所内電源	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、 負荷変圧器、交流分電盤
居住性を確保するための設備	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	高気密室、可搬型正圧化空調機、可搬型外気取入送風機、正圧化装置、 二酸化炭素吸収装置、遮断、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、 可搬型エアモニタ、可搬型モニタリングポスト
必要な情報を把握できる設備、 通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) 通信連絡設備 (送受話器 (警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備 (社内向)、無線連絡設備、衛星電話設備)、携帯型音声呼出電話設備、 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) 通信連絡設備 (無線連絡設備、衛星電話設備)、携帯型音声呼出電話設備、 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン

第 1.3-8 表 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧

施設	設計基準対象施設	
	緊急時対策所	重大事故等対処設備
代替交流電源設備、 代替所内電気設備	非常用所内電源設備、非常用所内電気設備	緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤
居住性を確保するための設備	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	緊急時対策所遮断、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)、 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬式エア放射線モニタ、可搬式モニタリング・ポスト
必要な情報を把握できる設備、 通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) 通信連絡設備 (所内通信連絡設備 (警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備 (社内向)、無線通信設備、衛星電話設備)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS) 通信連絡設備 (無線通信設備、衛星電話設備)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

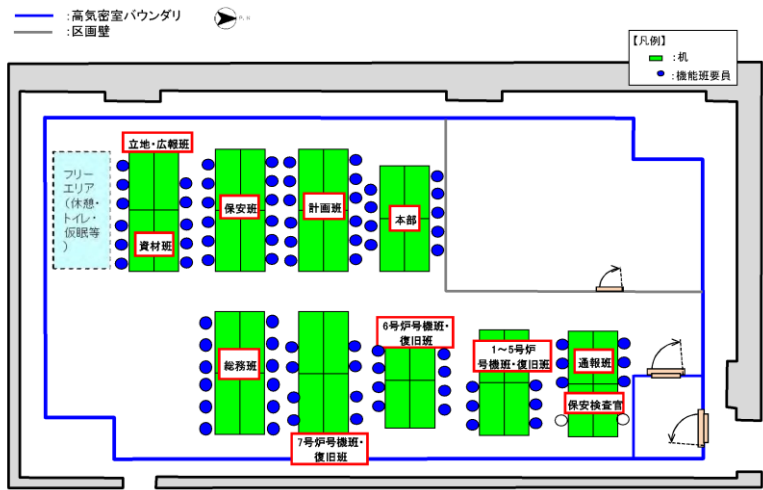
・設備の相違
【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>2. 設計方針</p> <p><u>本項では、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主として設計基準対象施設としての緊急時対策所拠点と、各々に設置する重大事故等対処拠点の設備設計方針について、ケース1～ケース2として説明する。以下に、各ケースの設計上の拠点の考え方について概略を示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 2-1 緊急時対策所の拠点の考え方</u></p> <table border="1" data-bbox="172 577 902 1039"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>緊急時対策所名称</th> <th>設置場所</th> <th>拠点の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)</td> <td>5号炉原子炉建屋3階高气密室及び5号炉原子炉建屋3階中央制御室空調機械室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。(電巻機来に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の修復に際しては大湊側高台保管場所に配備する同可搬型電源設備を移動させ接続替えを行い、電源設備の機能を修復する。) ブルームを伴わない重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動に対処できる設計とする。) </td> </tr> <tr> <td>ケース2</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所(ブルーム通過時にとどまる場所))</td> <td>5号炉原子炉建屋3階高气密室及び5号炉原子炉建屋3階中央制御室空調機械室(ブルーム通過時にとどまる場所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動,ブルームに対処できる設計とする。) </td> </tr> </tbody> </table>	ケース	緊急時対策所名称	設置場所	拠点の考え方	ケース1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)	5号炉原子炉建屋3階高气密室及び5号炉原子炉建屋3階中央制御室空調機械室	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。(電巻機来に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の修復に際しては大湊側高台保管場所に配備する同可搬型電源設備を移動させ接続替えを行い、電源設備の機能を修復する。) ブルームを伴わない重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動に対処できる設計とする。) 	ケース2	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所(ブルーム通過時にとどまる場所))	5号炉原子炉建屋3階高气密室及び5号炉原子炉建屋3階中央制御室空調機械室(ブルーム通過時にとどまる場所)	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動,ブルームに対処できる設計とする。) 	<p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建屋及び収容人数について</p> <p><u>緊急時対策所建屋は、鉄筋コンクリート造(地上4階建て)の建屋であり、基準地震動S_sによる地震力に対し、緊急時対策所の耐震壁の最大応答せん断ひずみが評価基準値以下であること並びに波及的影響の評価として、天井スラブ及び中間床が基準地震動S_sによる地震力に対し、落下等により緊急時対策所の機能を喪失しないことを確認する。さらに、遮蔽機能等について機能喪失しないよう設計する。</u></p> <p><u>建屋の概要(断面図)を第2.1-1図に示す。</u></p>	<p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建物及び収容人数について</p> <p><u>緊急時対策所は、地上1階建の鉄筋コンクリート造の建物であり、延べ床面積約650m²、緊急時対策本部として約240m²を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、基準地震動S_sによる地震力に対し、耐震壁の最大応答せん断ひずみが評価基準値以下であることを確認する。また、波及的影響の評価として、下位クラス施設が基準地震動S_sによる地震力に対し、落下等により緊急時対策所の機能を喪失しないことを確認する。さらに、遮蔽機能等について機能喪失しないよう設計する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、ブルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じである</p>
ケース	緊急時対策所名称	設置場所	拠点の考え方												
ケース1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)	5号炉原子炉建屋3階高气密室及び5号炉原子炉建屋3階中央制御室空調機械室	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。(電巻機来に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の修復に際しては大湊側高台保管場所に配備する同可搬型電源設備を移動させ接続替えを行い、電源設備の機能を修復する。) ブルームを伴わない重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動に対処できる設計とする。) 												
ケース2	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所(ブルーム通過時にとどまる場所))	5号炉原子炉建屋3階高气密室及び5号炉原子炉建屋3階中央制御室空調機械室(ブルーム通過時にとどまる場所)	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対処時の拠点として活用できるよう設計する。 重大事故等対処拠点として活用できるよう設計する。(基準地震動,ブルームに対処できる設計とする。) 												
<p>2.1 建物及び収容人数について</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋3階高气密室に約140m²、緊急時対策所(待機場所)として中央制御室空調機械室に約60m²(5号炉中央制御室換気空調系設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ポンプ陽圧化装置設置面積除き)、合計約200m²を有する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋の基準地震動入力時の耐震壁の最大せん断ひずみは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置する5号炉原子炉建屋地上3階において評価基準値を満足する設計としており、遮蔽性能等について機能喪失しない設計とする。</u></p>	<p>2.1 建屋及び収容人数について</p> <p><u>緊急時対策所建屋は、鉄筋コンクリート造(地上4階建て)の建屋であり、基準地震動S_sによる地震力に対し、緊急時対策所の耐震壁の最大応答せん断ひずみが評価基準値以下であること並びに波及的影響の評価として、天井スラブ及び中間床が基準地震動S_sによる地震力に対し、落下等により緊急時対策所の機能を喪失しないことを確認する。さらに、遮蔽機能等について機能喪失しないよう設計する。</u></p> <p><u>建屋の概要(断面図)を第2.1-1図に示す。</u></p>	<p>2.1 建物及び収容人数について</p> <p><u>緊急時対策所は、地上1階建の鉄筋コンクリート造の建物であり、延べ床面積約650m²、緊急時対策本部として約240m²を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、基準地震動S_sによる地震力に対し、耐震壁の最大応答せん断ひずみが評価基準値以下であることを確認する。また、波及的影響の評価として、下位クラス施設が基準地震動S_sによる地震力に対し、落下等により緊急時対策所の機能を喪失しないことを確認する。さらに、遮蔽機能等について機能喪失しないよう設計する。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ①の相違</p>												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)(ケース1)</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋には5号炉中央制御室とは別に、緊急時対策所(対策本部)として5号炉原子炉建屋3階高气密室に約140㎡、緊急時対策所(待機場所)として中央制御室空調機械室に約60㎡(5号炉中央制御室換気空調系設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ポンプ)設置面積、対策要員のアクセスルート等除き)、合計約200㎡を有する設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所部屋見取り図を図2.1-1に示す。</u></p> <p><u>なお、待機場所については5号炉設備が設置されている場所や5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設備の設置場所、対策要員のアクセスルートとして必要な空間を除いた場所を活用することとしている。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)のレイアウトを図2.1-2、緊急時対策所(待機場所)の配置詳細図を図2.1-3に示す。</u></p>	<div data-bbox="973 247 1668 919" data-label="Image"> </div> <p>第2.1-1図 建屋の概要(断面図) *今後の設計により変更になる場合あり</p> <p><u>緊急時対策所建屋は、地上4階建て、延べ床面積約4,000㎡を有する建屋としており、緊急時対策所は指揮、作業をする災害対策本部室(約350㎡)と宿泊・休憩室(約70㎡)の2つのエリアで構成し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員(48名)及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員(18名)を含め、最大100名が活動することを想定している。</u></p>	<p>緊急時対策所1階の平面図を第2.1-1図に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び③の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

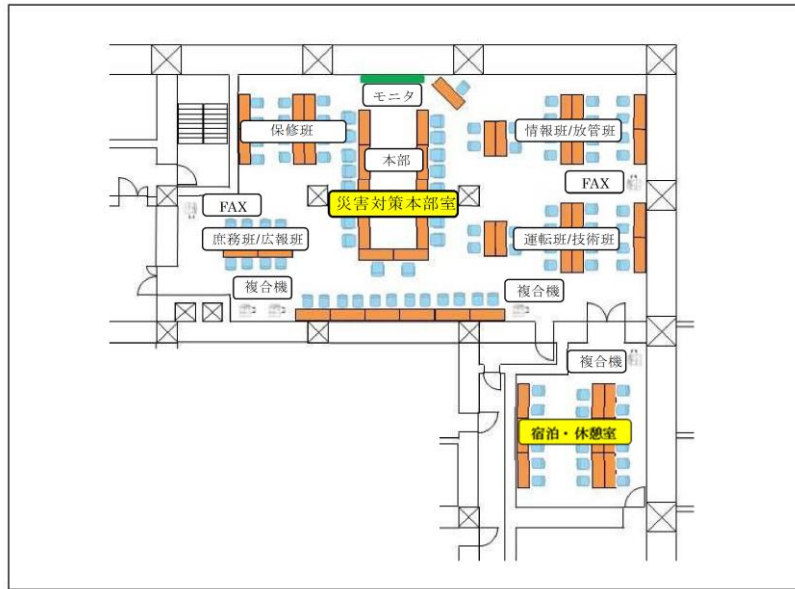
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準地震動による地震被災対応のため、及び重大事故のプルーム通過時以外の対応のため、<u>約 180 名の緊急時対策要員が活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。</u></p>	<p>また、<u>プルーム通過に備えて最大人数を収容した場合においても、必要な各作業班用の机等や設備等を配置しても活動に必要な広さと、機能を有した設計としている。</u></p> <p><u>緊急時対策所建屋内の各階配置を第 2.1-2 図に、緊急時対策所のレイアウトを第 2.1-3 図に示す。</u></p>	<p><u>緊急時対策所は、基準地震動 S_s による地震被災対応のため、及び重大事故のプルーム通過時以外の対応のため、<u>最大 150 名の緊急時対策要員が活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。緊急時対策本部のレイアウトイメージを第 2.1-2 図に示す。</u></u></p> <p>また、<u>緊急時対策所は、重大事故等に伴う放射性プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員を収納可能とするため、十分な広さを確保する。緊急時対策本部（プルーム通過中）のレイアウトイメージを第 2.1-3 図に示す。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画（以下、「チェンジングエリア」という。）を設ける。チェンジングエリアは、緊急時対策所正圧化バウンダリの境界で、かつ緊急時対策要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所内に設営する。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉では、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じであるため、当該箇所にてプルーム通過中の要員収容スペース及びチェンジングエリアに関して記載する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="189 1199 881 1230">図 2.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 部屋見取り図</p>	 <p data-bbox="1056 1199 1599 1272">第 2.1-2 図 緊急時対策所建屋内の各階配置 *今後の設計により変更になる場合あり</p>	 <p data-bbox="1872 1199 2362 1230">第 2.1-1 図 緊急時対策所 1階 平面図</p>	



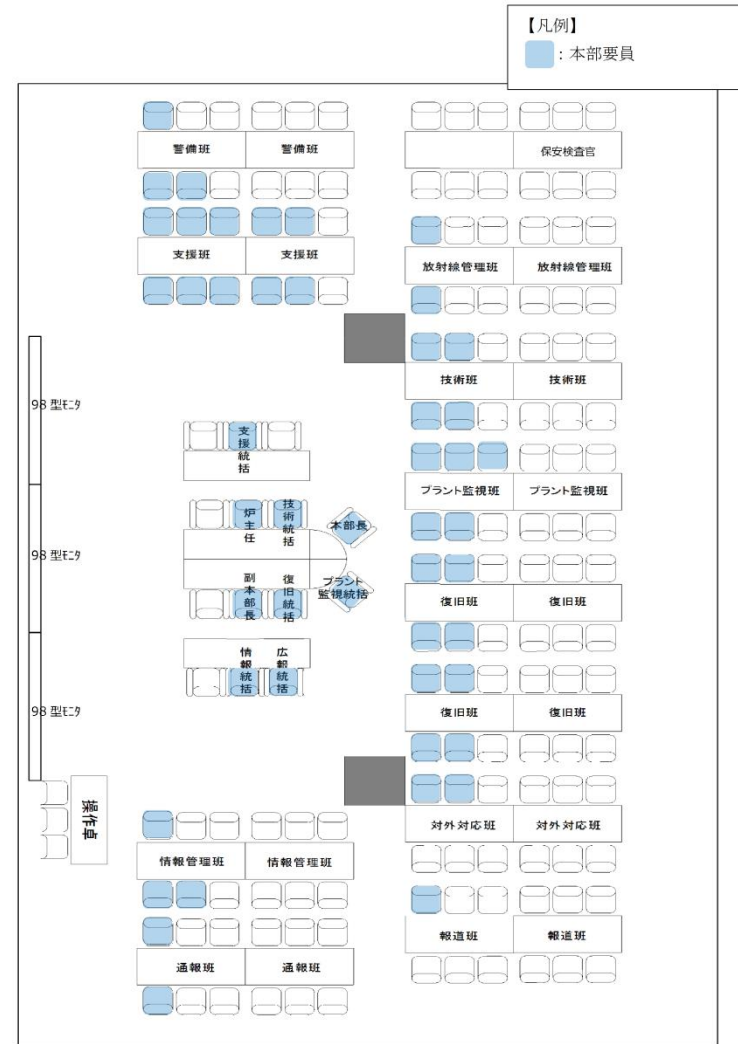
(注)レイアウトについては、1～5号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。自衛消防隊は状況に応じて緊急時対策本部に入る。

図 2.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)



(注)レイアウトについては訓練等において有効性を確認し適宜見直していく

第 2.1-3 図 緊急時対策所のレイアウト (建屋 2 階)



注：レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し、適宜見直していく。

第 2.1-2 図 緊急時対策本部レイアウト

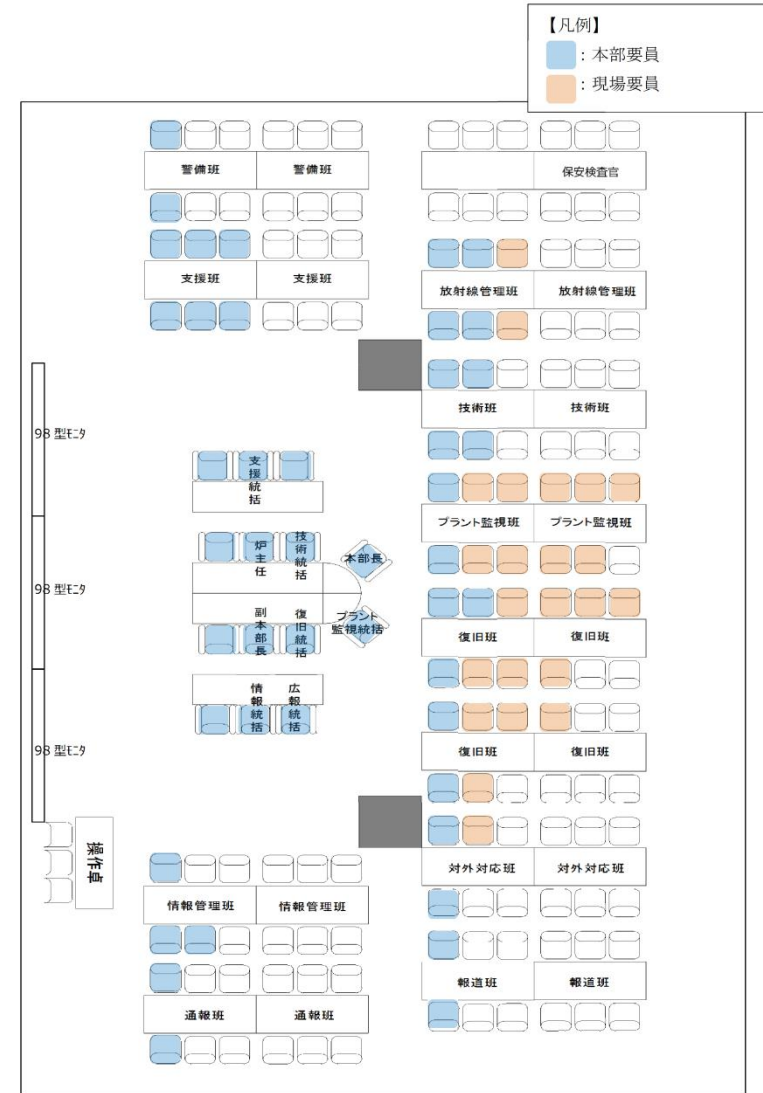
・体制の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
島根 2号炉の緊急時対策本部のレイアウトに加え、通常時の原子力防災組織の要員のうち、必要な指示を行う本部要員 (46 名) の座席配置イメージについて記載する
現場から戻った現場要員が滞在することを考慮しても、十分余裕のある座席配置としている

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



注：レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し、適宜見直していく。

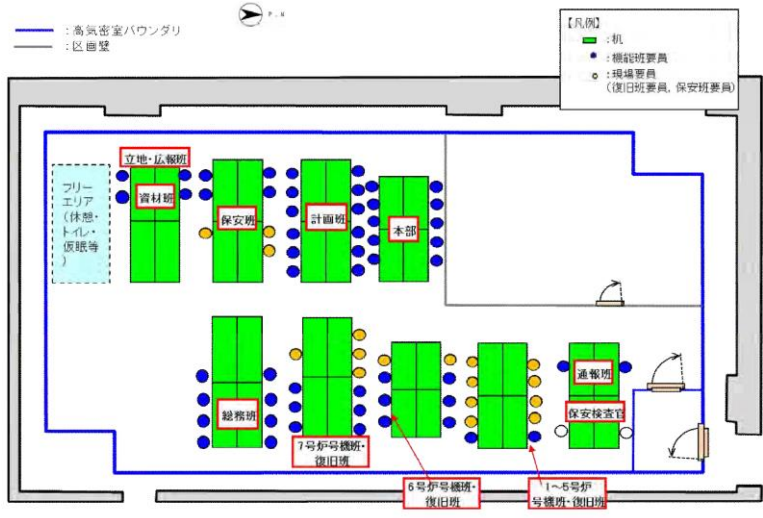
第 2.1-3 図 緊急時対策本部（プルーム通過中）レイアウト

・体制及び設備の相違【柏崎 6/7】
島根 2 号炉におけるプルーム通過時に緊急時対策所にとどまる要員（69 名）のレイアウトについて記載する

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="160 205 908 865" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="184 877 884 961" data-label="Caption"> <p>図 2.1-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 配置詳細図</p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)(ケース2)</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)には重大事故等対応時の緊急時対策所として約140m²、緊急時対策所(待機場所)として中央制御室空調機械室に約60m²(待機場所内のプルーム通過時にとどまる場所)、合計約200m²を有する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、基準地震動による地震被災対応のため、及び重大事故等時のプルーム通過に備えた十分な広さと機能を有する設計とする。プルーム通過中においても、6号及び7号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名に、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員57名のうちの17名を加えた69名、1～5号炉に係る要員2名及び保安検査官の2名の合計73名が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)で、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員57名のうちの40名と5号炉運転員8名の合計48名が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)で活動することを想定し、十分な広さと機能を有する設計とする。</u></p> <p><u>プルーム通過中において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に待機する要員は、室内遮蔽の内側にとどまることで不要な被ばくを抑制する設計とする。プルーム通過時にとどまる場所には、マスク等の放射線防護資機材、水・食料、照明、トイレ等とどまっている間に必要となる資機材を保管・設営できる設計とするとともに、トイレ等配置については待避中の安全衛生に配慮した設計とし、訓練等を通じ改善を図ることとする。</u></p> <p><u>なお、プルーム通過後においては、プラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させ、プルーム通過に備える必要最低限の重大事故等対策要員に限定した以前の体制へと移行させる設計とし、最大180名の緊急時対策要員が活動出来るよう設計する。</u></p> <p><u>原子力防災組織については、福島第一原子力発電所事故の教訓を反映し、Incident Command System(ICS)の考え方を導入して、重大事故等対処に伴う体制の縮小・拡大に際しても、</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じである</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>必要な指揮命令, 及び現場復旧活動が円滑に行うことが出来るよう設計する。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所部屋見取り図を図2.1-4, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(プルーム通過中)のレイアウトイメージを図2.1-5に示す。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は, 緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において, 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため, モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</u></p> <p><u>チェンジングエリアは, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に併設する設計とし, 緊急時対策要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設営する。</u></p> <div data-bbox="192 840 875 1444" style="border: 1px solid black; height: 288px; width: 230px; margin: 10px 0;"></div> <p><u>図2.1-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 部屋見取り図</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は, プルーム通過中とそれ以外で, 緊急時対策所の居住エリアは同じである</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>(注)レイアウトについては、1～5号炉対応要員も含めており、 訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。</p> <p>図 2.1-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) (プルーム通過中)レイアウトイメージ</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じである</p>